

独立行政法人日本スポーツ振興センターの
令和3年度における業務の実績に関する評価

令和4年

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人日本スポーツ振興センター 年度評価 目次

1－1－1	評価の概要	・・・ p 1
1－1－2	総合評定	・・・ p 2
1－1－3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1－1－4－1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 5
	項目別評価調書 No. I－1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	・・・ p 5
	項目別評価調書 No. I－2 国際競技力向上のための取組	・・・ p 13
	項目別評価調書 No. I－3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	・・・ p 25
	項目別評価調書 No. I－4 スポーツ・インテグリティの保護・強化	・・・ p 31
	項目別評価調書 No. I－5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実	・・・ p 37
	項目別評価調書 No. I－6 国内外の情報の分析・提供等	・・・ p 43
1－1－4－2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 52
	項目別評価調書 No. II 業務運営の効率化に関する事項	・・・ p 52
	項目別評価調書 No. III－1 予算の適切な管理と効率的な執行等	・・・ p 58
	項目別評価調書 No. III－2 自己収入の拡大	・・・ p 58
	項目別評価調書 No. IV－1 長期的視野に立った施設整備の実施	・・・ p 62
	項目別評価調書 No. IV－2 内部統制の強化	・・・ p 64
	項目別評価調書 No. IV－3 適正な人員配置等	・・・ p 68
	項目別評価調書 No. IV－4 情報セキュリティ対策の強化	・・・ p 71

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本スポーツ振興センター	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		文部科学大臣	
	法人所管部局	スポーツ庁	担当課、責任者 政策課、大西啓介
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者 政策課、奥野真

3. 評価の実施に関する事項	
令和4年7月4日 独立行政法人日本スポーツ振興センターの評価等に関する有識者会合（第1回）を開催し、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長等から令和3年度の業務実績及び自己評価の内容について説明を求めるとともに、監事から業務実績等に関する報告を聴取し、有識者会合委員から業務実績及び自己評価に関する意見をいただいた。	
令和4年7月27日 独立行政法人日本スポーツ振興センターの評価等に関する有識者会合（第2回）を開催し、有識者会合委員から大臣評価案及び業務見直し案に対する意見をいただいた。	

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		B	A	B	A
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、全体として、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、また一部、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」6項目、すべての項目について、中期計画等に定められた以上の成果と業務の進捗が認められる。 ○「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」については、中期計画等に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、以下の影響があった。 ・国立競技場は5日間、国立代々木競技場第一体育館は58日間、第二体育館は19日間、イベント中止となった。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期が決定され、令和3年の開催となった。 ・令和3年12月中旬から下旬に販売した海外サッカー（イングランド）を対象としたくじにおいて、試合が中止となり、多くのくじ種が不成立となった。 国立競技場、秩父宮ラグビー場、国立代々木競技場は2020年東京大会のため、組織委員会によって長期間使用されていた。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	I-1：大規模スポーツ施設の利用者に対する満足度調査については、引き続き一般来場者に対するアンケートの実施の検討を期待する。(p.7参照) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の資料のデジタル化を進めるとともに、スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを踏まえ、国立国会図書館が運用するデジタル・アーカイブのプラットフォームである「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を引き続き推進することを期待する。(p.7参照) I-2：アスリートの発掘・育成・強化の取組が一貫した戦略的なものとなるよう、NFによるアスリート育成パスウェイ構築を支援することを期待する。(p.15参照) 国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中で、先端デジタル技術等を積極的に活用し、心理サポートを含め、医・科学、情報支援の一層の充実を図ることを期待する。(p.15参照) 女性アスリートの健康課題について、地域や学校部活動に所属する生徒や指導者等の認識向上のため、JSCが実施する事業で得られた成果および知見の効果的な普及・還元に取り組むことを期待する。(p.15参照) 居住地域に関わらず、全国のアスリートが医科学支援を受けられるよう、HPSCに蓄積された知見の地域・社会への還元を一層進めることを期待する。(p.15参照) オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けないオリ・パラ一体の強化を前提としつつ、パラリンピック競技の更なる国際競技力向上に向けた取組に期待する。(p.16参照) I-3：スポーツ振興くじの売り上げについて、引き続き、商品の効果的・効率的な宣伝や臨機にに応じた販売機会の確保等を通じ、売り上げを確保することを期待する。(p.26・27参照) スポーツ振興投票の実施等に関する法律等の改正を踏まえた魅力的な新商品の開発に期待する。(p.27参照) I-4：東京大会においてITA・IPC等、関係する国際機関と連携して国際競技大会におけるインテリジェンス活動を行った知見等を活かし、今後国内で開催される国際競技大会で必要な体制構築において、引き続きインテリジェンス活動における中核的組織としての役割を果たすことを期待する。(p.32・33参照) モニタリング受診団体数の増加及び受診団体に対するフィードバックの充実を含め、モニタリング機能の強化を期待する。(p.33参照) 地域のスポーツ団体におけるインテグリティ教育を促進させるため、更なる情報提供機会の確保及び研修等の実施。(p.33参照) I-5：子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設等の加入促進に向け、関係省庁・自治体等との連携・協力関係を強化する取組を行い、当該教育・保育施設等に対する災害共済給付制度の理解促進に努めていく必要がある。(p.38・39参照) また、学校現場における事故防止のための取組に対し、より一層の支援ができるよう、事故防止のための資料等の活用状況を調査し、個々の資料等の活用実態を把握した上で、資料等が効果的に活用できる方法を検討し、提供していく必要がある。(p.39参照) I-6：国際スポーツ情報配信サービスの登録者数が令和4年2月の配信開始から2か月で1.3倍(191名→253名)となったことは、国際スポーツ情報への需要が認められたと考える。今後も、有益な情報を発信し、更なる登録者増を期待する。(p.45参照) 今後は、より説得力のある評価書にするため、「情報収集数」の内訳が分かるように記載いただくとともに、「有用な情報」の記載が、具体的に何に対しどの程度有用なのかを記載されることを期待す

	る。(p. 45・46 参照) Ⅲ―１、２：引き続き、予算の適切な管理を実施するとともに、計画的・効率的な執行に努めることを期待する。(p. 58 参照) 国への財政依存度を減少させるため、自己収入の増加に資する取組の更なる加速を期待する。(p. 58 参照)
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令 を検討すべき事項	特になし

４．その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定、平成 29 年 4 月 1 日一部改定、以降「旧評価基準」とする）」p10）

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. スポーツ施設の管理運営、 並びにスポーツ施設を活用した スポーツの振興等	B○重	A○重	B○重	A○重		Ⅰ－1	
2. 国際競技力向上のための取 組	<u>A重</u>	<u>A重</u>	<u>A重</u>	<u>A重</u>		Ⅰ－2	
3. スポーツ振興のための助成 財源の確保と効果的な助成の実 施	<u>B○重</u>	<u>A○重</u>	<u>A○重</u>	<u>A○重</u>		Ⅰ－3	
4. スポーツ・インテグリティ の保護・強化	B	A	B	A		Ⅰ－4	
5. 災害共済給付の実施と学校 安全支援の充実	A	A	A	A		Ⅰ－5	
6. 国内外の情報の分析・提供 等	B	B	A	A		Ⅰ－6	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		Ⅱ	

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
1. 予算の適切な管理と効率的 な執行等	B	B	B	B		Ⅲ－1	
2. 自己収入の拡大						Ⅲ－2	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項							
1. 長期的視野に立った施設整 備の実施	B	A	B	B		Ⅳ－1	
2. 内部統制の強化	B	B	B	B		Ⅳ－2	
3. 適正な人員配置等	B	B	B	B		Ⅳ－3	
4. 情報セキュリティ対策 の強化	B	B	B	B		Ⅳ－4	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（施設利用者のニーズを踏まえた満足度の高い施設運営を行うことや新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の今後の在り方を検討していくことは、今後のスポーツ振興を図っていくために非常に重要なことであるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設利用者の満足度	満足・やや満足 80%以上	—	85.0%	87.8%	92.3%	88.2%		予算額（千円）	1,101,271	1,909,891	3,064,390	3,093,031	
								決算額（千円）	908,006	1,737,663	2,246,423	3,117,303	
保有するスポーツ施設のスポーツ参加人口	前年度比増加	（平成 29 年度） 577,206 人	570,501 人 （98.9%）	759,943 人 （133.2%）	406,512 人 （53.5%）	746,742 人 （183.7%）		経常費用（千円）	943,751	1,901,265	2,311,559	2,509,380	
								経常利益（千円）	75,394	187,632	214,907	1,473,734	
								行政サービス 実施コスト（千円）	744,010	—	—	—	
								行政コスト（千円）	—	2,554,415	2,732,458	2,898,793	
								従事人員数（人）	24.3	26.8	41.2	37.8	

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																		
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
	主な業務実績等	自己評価	評価	A														
＜主な定量的指標＞ - 施設利用者のニーズ等を踏まえた改善を実施し、その改善効果を把握するためアンケートやヒアリング等による満足度調査を行い、80%以上から「満足している・やや満足している」との高評価を得る。 - 保有するスポーツ施設の活用を促進し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。 ＜その他指標＞ なし ＜評価の視点＞ - 施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげるPDCAサイクルを機能させる必要がある。 前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査(4段階評価)において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価(満足・やや満足)の割合が平成	＜主要な業務実績＞ 1. 大規模スポーツ施設の稼働状況 保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、2020 年東京大会をはじめ、国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供することができた。施設の稼働に当たっては、施設ごとの新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインの更新等、施設管理者が行う取組（消毒、換気、注意喚起等）及び施設利用者に対する取組依頼（消毒、検温、社会的距離確保等）の徹底、国立競技場及び国立代々木競技場第一体育館の観客席等への抗ウイルスコーティング処理等、適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施した。 また、国立競技場においては、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（組織委員会）による復旧工事が休工となっている日に、一般の方がフィールドを展望する機会を提供した。 （1）国立競技場 令和2年度に引き続き、2020 年東京大会のため、令和3年度の年間を通じて、組織委員会により非独占的又は独占的に使用されていた。その中で、具体的には、以下の行事等の利用に供することができた。 - 組織委員会によるテストイベント等（4、5月） 2020 年東京大会の開閉会式及び同大会の陸上競技（7～9月） - 外構敷地の一般開放（10～3月） - 一般の方がフィールドを展望する機会の提供（10～3月） - 第101回全日本サッカー選手権大会（天皇杯）や第58回全国大学ラグビー選手権大会等の大会（12、1月） （2）秩父宮ラグビー場 2020 年東京大会のため、令和3年6月から同年10月までの間において、組織委員会により独占的に使用されていた。年間を通じて、具体的には、以下の行事等の利用に供することができた。 2020 年東京大会の会場の一部として使用（6～10月） - ラグビーの大会等（4、5月、11～3月） （3）国立代々木競技場（第一体育館・第二体育館） 2020 年東京大会のため、令和3年4月から同年11月までの間において、組織委員会により非独占的又は独占的に使用されていた。年間を通じて、具体的には、以下の行事等の利用に供することができた。 - 組織委員会によるテストイベント（4月） 2020 年東京大会のハンドボール、パラバドミントン及びウィルチェアラグビー（7～9月） 2021NHK 杯国際フィギュアスケート競技大会（第一体育館）（11月） - 第88回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会（第二体育館）（12月） ＜令和3年度稼働日数＞（単位：日） <table><tr><th>区分</th><th>R 2</th><th>R 3</th></tr><tr><td>国立競技場</td><td>40 (17)</td><td>39 (39)</td></tr><tr><td>秩父宮ラグビー場</td><td>36 (33)</td><td>51 (51)</td></tr><tr><td>第一体育館</td><td>89 (49)</td><td>129 (69)</td></tr><tr><td>第二体育館</td><td>53 (49)</td><td>68 (63)</td></tr></table> ※（ ）はスポーツ利用を指す。 ※ 上記の稼働日数とは、原則として、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場等利用規程に基づいて利用に供された日数を記載することとしている。ただし、2020 年東京大会については、同規程に基づいた利用ではないが、公式練習日の日数及び本番日の日数を記載することとした。それにより、令和3年度の国立競技場	区分	R 2	R 3	国立競技場	40 (17)	39 (39)	秩父宮ラグビー場	36 (33)	51 (51)	第一体育館	89 (49)	129 (69)	第二体育館	53 (49)	68 (63)	＜評価と根拠＞ 評価：A 【中期目標に定められる指標に対する成果】 2つの定量的指標について、いずれも目標値を達成した（施設利用者の満足度については対目標値110.3%、スポーツ参画人口の増加については対前年度183.7%）。 施設利用者の満足度調査については、施設利用者ニーズを踏まえた改善を実施したことなどにより、「満足」、「やや満足」の割合が対象施設の平均値で88.2%となり、目標値（80%以上）を達成した。 スポーツ参画人口については、適切な新型コロナウイルス感染症対策等を実施し、2020 年東京大会をはじめ、国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供することができたことにより、対象施設の全体で340,230人増加（前年度比183.7%増加）となり、目標値を達成した。 【評価に資する主な成果】 国立競技場の大会後の運営管理に関する検討については、国民からの関心も高く、非常に重要度の高い業務であるため、引き続き専門家の指導・助言を得つつ、民間事業者への意向調査（プレヒアリング）を実施し、実施方針等作成に向けた検討、大会後の整備に係る設計内容の検討等を進めた。 また、スポーツ施設を2020 年東京大会の利用に供するに当たっては、組織委員会等と綿密な連携を図りながら、会場使用協定等に基づく施設管理業務を円滑に実施した。その結果、大会の準備及び運営に大きく貢献したとして、組織委員会からも高い評価を得ることができた。 スポーツ博物館については、収集方針に沿って、資料の体系化を図りつつ着実に整理を進めた。また、スポーツ関連博物館、図書館等とのネットワーク構築については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により類似施設の視察や対面での交流が制限されたが、オンラインを活用した定期的なミーティング、シンポジウムを実施し、情報発信を行った。令和3年度末のスポーツ博物館の倉庫移転に伴い、同年8月から資料の活用及び利用者サービスを休止したため、上半期に集	＜評価に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 - スポーツ参画人口について、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度が少なかった状況ではあるが前年度比120%以上を達成していること。また、組織委員会に施設を提供している中で、令和元年度と同程度のスポーツ参画人口となったこと。 - 保有する大規模スポーツ施設について、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、安全で高水準な施設環境を維持した上で、2020 年東京大会等の国際的・全国的なスポーツ大会の利用に供することができたこと。 - 施設利用者のニーズを踏まえた施設の改善として、国立代々木競技場内のフットサルコートの利用に係るキャッシュレス決済サービスの開始や代々木競技場の非常用放送設備の多言語対応により、施設の利用向上のみならず、利用者の安全・安心の確保に取り組んだこと。 - 国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の研修会や一
区分	R 2	R 3																
国立競技場	40 (17)	39 (39)																
秩父宮ラグビー場	36 (33)	51 (51)																
第一体育館	89 (49)	129 (69)																
第二体育館	53 (49)	68 (63)																

25年度から28年度の平均が 79.6%であったことを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。 ・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、JSC が保有するスポーツ施設の活用の促進を図り、その結果として、スポーツ施設におけるスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。	及び第一体育館の日数は、同規程に基づいた利用の日数並びに 2020 年東京大会の公式練習日の日数及び本番日の日数の合計となっている。 ※ 本表中の各施設は、会場使用協定等に基づき、令和3年度において、組織委員会により非独占的又は独占的に使用されていた。令和3年度における当該使用期間は次のとおりである。 ・国立競技場：365 日（令和3年4月1日～令和4年3月31日） ※令和2年1月6日から継続 本表中の稼働日数 39 日は、当該 365 日に含まれる。よって、当該使用期間を含めた場合の稼働日数は、365 日である。 ・秩父宮ラグビー場：153 日（令和3年6月1日～10月31日） 本表中の稼働日数 51 日は、当該 153 日に含まれない。よって、当該使用期間を含めた場合の稼働日数は、204 日である。 ・第一体育館：229 日（令和3年4月1日～11月15日） 本表中の稼働日数 129 日のうち 47 日は、当該 229 日に含まれる。よって、当該使用期間を含めた場合の稼働日数は、311 日である。 ・第二体育館：229 日（令和3年4月1日～11月15日） 本表中の稼働日数 68 日のうち3日は、当該 229 日に含まれる。よって、当該使用期間を含めた場合の稼働日数は、294 日である。 ※ 国立競技場においては、上記のほか、令和3年度に、フィールドを展望する機会の提供を行った。（計 27 日） なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベントの中止は、国立競技場は5日（うちスポーツ利用5日）、第一体育館は58日（うちスポーツ利用19日）、第二体育館は19日（うちスポーツ利用19日）となった。																											
2. 施設利用者のニーズを踏まえた改善 （1）アンケートの実施結果 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">「満足」「やや満足」の割合</th></tr><tr><th>R 2</th><th>R 3</th></tr><tr><td>秩父宮ラグビー場</td><td>92.9%</td><td>69.2%</td></tr><tr><td>テニスコート（※1）</td><td>91.8%</td><td>90.8%</td></tr><tr><td>第一体育館</td><td>90.0%</td><td>86.6%</td></tr><tr><td>第二体育館</td><td>90.2%</td><td>93.3%</td></tr><tr><td>フットサルコート（※2）</td><td>95.7%</td><td>94.1%</td></tr><tr><td>室内水泳場（※2）</td><td>92.9%</td><td>95.4%</td></tr><tr><td>平均値</td><td>92.3%</td><td>88.2%</td></tr></table> 国立競技場については、施設利用者に対するヒアリングを実施し、ニーズの把握に努めた。 大規模スポーツ施設の満足度調査については、一般来場者に対するアンケートの実施について検討を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送った。 ※1 秩父宮ラグビー場内。以下同じ ※2 国立代々木競技場内。以下同じ （2）施設利用者のニーズ等を踏まえた改善 アンケートやヒアリング等により、国立競技場や秩父宮ラグビー場におけるトイレ設備の充実、フットサルコートにおけるキャッシュレス決済サービスの導入といった施設利用者のニーズ等が得られたため、それらを踏まえ、以下のとおり施設等の改善を実施し、サービスの向上を図った。 （国立競技場） ・テレビ用中継端子盤の整備完了 ・混雑緩和のためのトイレへの台数表示サインの設置及び一部トイレへのウォッシュレット便座の設置 ・グループ観戦に最適なバルコニーシート（3階 KOMOREBI TERRACE）の設置	区分	「満足」「やや満足」の割合		R 2	R 3	秩父宮ラグビー場	92.9%	69.2%	テニスコート（※1）	91.8%	90.8%	第一体育館	90.0%	86.6%	第二体育館	90.2%	93.3%	フットサルコート（※2）	95.7%	94.1%	室内水泳場（※2）	92.9%	95.4%	平均値	92.3%	88.2%	中して展覧会の開催準備、資料貸与等を行った。 秩父宮記念ギャラリーについては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しつつ運用し、国立競技場スタジアムツアーとの連携等により、一定の入室者を得られた。 国立登山研修所については、高等学校登山部顧問教員等を対象に、高等学校登山指導者用テキスト及びHPに掲載した動画等の更なる利用促進のため、「高等学校登山指導者オンラインセミナー」を高体連と共催で開催し、高等学校山岳部を引率するための知識向上に努めた。また、夏山での歩行技術や生活技術、危急時対策を中心に引率者として身に付けておくべき基礎的な知識や技術を習得することで、指導者としての資質向上を図るため、「高等学校等登山指導者夏山研修会」を開催した。同研修会においては、受講コースを分ける、事前に動画視聴を呼び掛けるなど、実地研修の時間を増やすことに努め、研修の充実を図った。 一般登山者向けには、安全な登山の基礎的な知識、技術のより一層の普及・啓発に向けた取組として、「安全登山サテライトセミナー」を開催した。オンラインセミナーと対面セミナーを組み合わせることで、満足度が96%という高評価を得た。また、「安全登山ハンドブック」を作成し、一般登山者に対し安全登山に関する情報発信に努めた。 登山指導者の育成に当たっては、一般登山者の指導者から山岳遭難救助活動を行う組織の指導的立場にある者を対象としたもので幅広い研修会を実施した。研修会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインに基づき実施した。 国立登山研修所の主催事業や今後の機能や役割について、有識者 20 名で構成した専門調査委員会を 2 回開催し、整理・検討した。 これまで蓄積してきた知見、ノウハウを基に、登山指導者だけでなく、一般登山者に必要な知識、技術をはじめとした最新の知識、技術等も網羅した新しい登山指導者テキストである「新・高みへのステップ」を作成し、関係団体や機関、講師等に配布するとともに、電子書籍化し、HPに掲載するなど情報発信に務めた。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とする。 ＜課題と対応＞	一般登山者向けのセミナーの開催など所期した目標を達成していることに加え、山岳遭難救助活動を行う者を対象とした研修会をはじめ新たな枠組みによる研修会等に取り組んだこと。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・大規模スポーツ施設の利用者に対する満足度調査については、引き続き一般来場者に対するアンケートの実施の検討を期待する。 ・秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の資料のデジタル化を進めるとともに、スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを踏まえ、国立国会図書館が運用するデジタル・アーカイブのプラットフォームである「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を引き続き推進することを期待する。 ＜その他事項＞ —
区分		「満足」「やや満足」の割合																										
	R 2	R 3																										
秩父宮ラグビー場	92.9%	69.2%																										
テニスコート（※1）	91.8%	90.8%																										
第一体育館	90.0%	86.6%																										
第二体育館	90.2%	93.3%																										
フットサルコート（※2）	95.7%	94.1%																										
室内水泳場（※2）	92.9%	95.4%																										
平均値	92.3%	88.2%																										

	(秩父宮ラグビー場) ・西スタンド及び東スタンドの和式トイレの洋式化 (第一体育館、第二体育館) ・非常用放送設備の多言語対応（英語アナウンスの追加） (フットサルコート) ・キャッシュレス決済サービスの開始（全決済の約 35%がキャッシュレスを利用） ・より多くの希望者が利用できるように利用申込要件を見直し (3) スポーツ参画人口の状況 保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する（「する」「みる」「ささえる」）機会をより多く提供できるよう努めた。 新型コロナウイルス感染症拡大によりイベント等の開催制限等の影響を受けつつも、施設管理者として適切な対策等を実施するとともに、政府方針等を踏まえながら最大限の営業期間を確保した。 ＜施設利用者（スポーツ参画人口）の状況＞（単位：人） <table><tr><th>区分</th><th>R 2</th><th>R 3</th><th>増減</th><th>対前年度比</th></tr><tr><td>国立競技場</td><td>61,506</td><td>370,085</td><td>308,579</td><td>601.7%</td></tr><tr><td>秩父宮ラグビー場</td><td>115,790</td><td>150,825</td><td>35,035</td><td>130.3%</td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>20,380</td><td>16,744</td><td>△3,636</td><td>82.2%</td></tr><tr><td>第一体育館</td><td>46,859</td><td>83,955</td><td>37,096</td><td>179.2%</td></tr><tr><td>第二体育館</td><td>18,599</td><td>44,562</td><td>25,963</td><td>239.6%</td></tr><tr><td>フットサルコート</td><td>96,468</td><td>45,829</td><td>△50,639</td><td>47.5%</td></tr><tr><td>室内水泳場</td><td>46,910</td><td>34,742</td><td>△12,168</td><td>74.1%</td></tr><tr><td>合計</td><td>406,512</td><td>746,742</td><td>340,230</td><td>183.7%</td></tr></table> ※ 上記人数は、総入場者数（設営日及び撤去日のスタッフ等の人数を含む。）である。2020 年東京大会の期間中においては、公式練習日及び本番日のスタッフ等の人数である。 ※ 国立競技場においては、上記のほか、フィールドを展望する機会の提供を行った。（計 12,942 人） ※ 2020 年東京大会の開催により通常営業を行っていなかった期間は、以下のとおりである。 ・国立競技場：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ・秩父宮ラグビー場：令和 3 年 6 月 1 日～10 月 31 日 ・テニスコート：令和 3 年 7 月 1 日～9 月 30 日 ・第一体育館及び第二体育館：令和 3 年 4 月 1 日～11 月 15 日 ・フットサルコート：令和 3 年 4 月 1 日～11 月 17 日 ・室内水泳場：令和 3 年 4 月 1 日～11 月 17 日 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による営業中止期間は、以下のとおりである。 ・テニスコート：令和 3 年 4 月 25 日～5 月 11 日 3. 国立競技場の大会後の運営管理に関する検討 「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成 29 年 11 月 13 日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム（座長：文部科学副大臣）決定）等の政府方針に基づき、コロナ禍の影響も含めて民間事業者の意向調査（プレヒアリング）を実施し（令和 3 年 11 月～令和 4 年 1 月）、実施方針等作成に向けた検討及び大会後の整備に係る設計内容の検討等を進めた。また、当該検討の過程においては、適時にスポーツ庁への相談・報告を行った。 4. 弾力的な施設運営の検討 スポーツ機会の十分な提供に資するため、令和 2 年度に続き、フットサルコートにおいて、年末年始も営業した。 ・年末年始営業日：令和 3 年 12 月 29 日～31 日、令和 4 年 1 月 3 日 ・年末年始利用者数：計 1,539 人	区分	R 2	R 3	増減	対前年度比	国立競技場	61,506	370,085	308,579	601.7%	秩父宮ラグビー場	115,790	150,825	35,035	130.3%	テニスコート	20,380	16,744	△3,636	82.2%	第一体育館	46,859	83,955	37,096	179.2%	第二体育館	18,599	44,562	25,963	239.6%	フットサルコート	96,468	45,829	△50,639	47.5%	室内水泳場	46,910	34,742	△12,168	74.1%	合計	406,512	746,742	340,230	183.7%	保有するスポーツ施設については、引き続き、適切な新型コロナウイルス感染症対策等の実施や芝生の良好なコンディションの維持に努めるとともに、スポーツ参画人口の拡大に資するための活用の促進を図る。 また、大規模スポーツ施設の満足度調査については、イベント等の主催者と協議の上、引き続き、一般来場者に対するアンケートの実施についての検討を進める。 スポーツ博物館については、資料収集の適正化を図るとともに、既存資料の分散保管を進める。また、管理と公開方法を考慮した「スポーツ・デジタルアーカイブ」のシステム開発に取り組む。加えて、地域の文化施設等と協働した展示活動を行い、所蔵資料の積極的活用を図る。 国立登山研修所については、冬山登山の多様化等を踏まえ、冬山前進基地の有用性や積雪期登山研修会について整理する。また、新しい登山指導者用テキストを充実させるなどより一層の情報発信を行う。
区分	R 2	R 3	増減	対前年度比																																											
国立競技場	61,506	370,085	308,579	601.7%																																											
秩父宮ラグビー場	115,790	150,825	35,035	130.3%																																											
テニスコート	20,380	16,744	△3,636	82.2%																																											
第一体育館	46,859	83,955	37,096	179.2%																																											
第二体育館	18,599	44,562	25,963	239.6%																																											
フットサルコート	96,468	45,829	△50,639	47.5%																																											
室内水泳場	46,910	34,742	△12,168	74.1%																																											
合計	406,512	746,742	340,230	183.7%																																											

	5. 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の資料の価値づけ及び収集方針策定等の検討と所蔵資料等の整理 (1) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、平成 30 年度に行った今後の在り方の検討結果を踏まえ、以下のとおり取り組んだ。 ① 所蔵資料の整理と新たな収集 「収集方針」に沿って所蔵資料の整理を進めるとともに、2020 年東京大会資料を中心に新たな収集を行った。 <2020 年東京大会資料の収集> ・組織委員会からの収集 - 寄託物：物品 287 点、視聴覚資料 332,826 点（資産管理活用契約書に基づく管理） - 譲渡物：45 点（自治体等承認制作物ガイドラインに基づく管理） ・民間等からの収集（東京 2020 ポストプロジェクト） - 寄贈物：299 点 ② スポーツ関連博物館、図書館等とのネットワークの構築 令和 2 年度に続き文化庁芸術振興費から補助金を獲得し、当館を中核とするスポーツ関連 6 団体で「スポーツミュージアムの連携によるスポーツレガシーの継承・啓発プロジェクト」を構成し、活動を行った。オンラインでの定期的な会議を通じ、所蔵資料に関する情報の共有化・ネットワーク化の議論を深めた。 また、プロジェクトの周知と、スポーツ関係者への参画の呼びかけを目的として、令和 2 年度に引き続き、令和 4 年 2 月 12 日に「スポーツミュージアム ネットワーク・シンポジウム」をオンラインで開催した。 参加者は 280 人（令和 2 年度 100 人、令和 3 年度 180 人）であった。延べ 122 人からアンケートの回答を得て、92% の回答者がスポーツ関連資料を収蔵する館の全国ネットワークへの関心が非常に高いことが確認できた。 ③ 所蔵資料の積極的活用 令和 3 年度は 2020 年東京大会の開催に関連して当館が所蔵する 1964 年東京オリンピック関係資料への問合せや貸出しの依頼が多数あった。主な活用実績は以下のとおり。 <展覧会の開催> ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催記念 特別企画「スポーツ NIPPON」（東京国立博物館と共催） ・Tokyo 1964: Designing Tomorrow 東京 1964: 明日へのデザイン（ジャパンハウス・ロンドンと共催） <主な資料貸出し> ・織田幹雄記念館企画展「東京オリンピック 1964」（織田幹雄記念館） ・丹下健三 1938-1970 戦前からオリンピック・万博まで（文化庁国立近現代建築資料館） ・戦後デザイン運動の原点 デザインコミッティーの人々とその軌跡（川崎市岡本太郎美術館） (2) 博物館資料の精選及び目録情報の精緻化 博物館資料について、今後の具体的な分散管理の準備として、所蔵している国民体育大会の記念グッズ等を分散管理の対象候補とし、1,321 件、22 箱の目録情報をピックアップした。 令和 3 年度から取り組んでいるデジタルアーカイブ事業においては、人文系のデジタルアーカイブシステムの構築や活用について知見を有する立命館大学アート・リサーチセンターと 10 月に「学術共同研究交流協定」を締結し、共同研究の形でスポーツに適したアーカイブシステムの構築に向けた検証を行った。成果物として 5 つの実証用データベースを構築し、計 73,000 件以上の資料目録データを登録した。また、あわせて検証の一部として貴重書を中心に資料のデジタル化も進め、189 冊・6,816 点の画像をデータベース上で閲覧できる状態とした。これにより、スポーツを一つの文化として立体的かつ多角的に捉えることのできるデジタルアーカイブの構築への展望が広がり、その実現に向けて大きく進むことができた。 (3) 図書館資料の選別及び目録情報の精緻化 ・図書館資料について、これまで未整備だった洋図書遡及分全て（約 4,000 冊）について、国立情報学研究所総合目録データベースに準拠した目録整備を実施し、図書館 OPAC 及び NII（国立情報学研究所総合目録データベース）で公開した。 ・バーコード及び IC タグシステムを新規導入し、バーコード及び IC タグ番号付与によるシステム管理、ラベルの装備を行い、蔵書管理の適正化を図った。	
--	---	--

- ・デジタルアーカイブ事業で構築予定のシステムとの連携を視野に入れ、和装本等貴重書 168 冊のデジタル化、同じく貴重書 1,136 冊の資料目録データ整備を進めた。
- ・令和 2 年度に策定された収集方針に沿って計画的・継続的に収集保存や資料の精選に取り組み、2020 年東京大会資料の収集を積極的に行った（購入 800 冊、寄贈 100 冊）。また、蔵書の選別を目的とした分散保管や除籍の検討を重ねた結果、今年度は、収集の優先度が低い紀要類 1,984 冊、劣化の著しい海外の新聞を除籍した。

（4）開かれた博物館としての活動に資する取組等

〔秩父宮記念ギャラリーの開室〕

令和 4 年 1 月 6 日から一般公開を開始した。

秩父宮雍仁親王ゆかりの資料のほか、開室を記念して 2020 年東京大会関係資料のポスター、衣装、金・銀・銅メダル等を特別展示した。なお、令和 4 年 3 月末までの入館者は 3,624 人。（開室日数 69 日。1 日当たりの平均入館者数 52.5 人）

6. 国立登山研修所を活用した安全登山に関する情報発信

（1）高等学校登山部顧問教員等を対象とした研修会

① オンラインを活用したセミナーの開催

新たな取組として、高等学校登山指導者用テキスト及び HP に掲載した動画等の更なる利用促進のため、全国高等学校体育連盟（高体連）と共催し、「高等学校登山指導者オンラインセミナー」を開催し、高等学校山岳部を引率するための知識向上に努めた。また、セミナーではミーティングルーム機能を活用し、グループ協議や情報交換を行うなど、一方向の講義だけでなく研修生が参加できる研修プログラムを工夫し研修生の満足度を高めた。

＜「高等学校登山指導者オンラインセミナー」参加実績と満足度（アンケート）＞

開催回	開催日	テーマ	参加者	満足度
第 1 回（無雪期）	7 月 4 日	・ PDCA サイクルで安全登山 ・運動生理学 ・読図とナビゲーションの指導	29 人	96.3%
第 2 回（積雪期）	12 月 5 日	・高校生を安全に引率するために ～活動計画の立案やチーム作りについて～ ・過去の落雷事故から学ぶ、落雷を防ぐためのリスクマネジメント	23 人	95.0%

② 高等学校登山指導者向けハイブリット形式の研修会の開催

夏山での歩行技術や生活技術、危急時対策を中心に引率者として身に付けておくべき基礎的な知識や技術を習得することで、指導者としての資質向上を図るため、「高等学校等登山指導者夏山研修会」を開催した。また、参加者の要望に応えるため、夏山での歩行技術や生活技術、危急時対策を中心に個人の基礎的な知識や技術の習得を目的とした「登山者コース」と生徒を安全に引率するための知識や技術を習得することで、指導者としての資質向上を目的とした「指導者コース」を設けた。加えて、研修会の参加者に対し、事前に「高等学校登山指導者オンラインセミナー」の受講と、HP に掲載した、高等学校登山指導者向け動画の「基礎編」を視聴するように呼び掛けたことで、実地研修の時間を増やすことができ、研修内容を充実することができた。（7 月 9 日～11 日）

（2）安全登山に関する情報発信

① 一般登山者向けの研修会（サテライトセミナー）の開催

安全な登山の基礎的な知識、技術のより一層の普及・啓発に向けた取組として、「安全登山サテライトセミナー」を開催した。開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2 年度に引き続きオンラインとオンサイト（対面）とした。オンラインセミナーは全国から参加しやすく、より多くの参加者に効果的に情報発信できるため、基礎的な知識や技能に関する内容とした。また、参加者からの質問を促すなど、双方向のセミナーとなるよう工夫し満足度が高まるようにした。オンサイト（対面）セミナーは、オンラインの内容を発展させたプログラムとするなど、参加者の理解がより深まるよう取り組んだ結果、参加者数の合計は 605 人となり、満足度も 96%となった。（令和 2 年度：517 人、88%）

< 「安全登山サテライトセミナー」の参加実績と満足度（アンケート） >

開催方法・場所	開催日	参加者	満足度
オンライン	5月22日、23日	423人	96.4%
宮城	6月19日、20日	46人	100%
東京	12月18日、19日	136人	94.7%
合計		605人	97.0%

② 安全登山ハンドブック等の一般登山者向けの資料提供

一般登山者に対し、公益財団法人日本山岳ガイド協会と連携し、「安全登山ハンドブック」を30万部作成した。また、令和3年度からは、毎年配布している都道府県山岳連盟等の山岳関係団体や都道府県教育委員会、登山用品店や山岳旅行を企画する旅行関係団体等に加え、消防庁や警察庁と連携し、山岳救助機関等にも配布先を拡充し、一般登山者への啓発機会の増大を図った。

③ HPの充実（動画配信や資料・教材提供）

「安全登山サテライトセミナー」をはじめとした研修会の講義内容や資料等をHPで公開するとともに、最新の登山情報も発信するなど積極的な情報発信に努めた。また、周知に当たってはSNSを活用し、関係団体と連携しながら情報の周知・拡散を図った。

(3) 新たな枠組みによる登山指導者の育成及び今後の在り方の検討

① 新型コロナウイルス感染症対策を講じた新たな枠組みによる研修会

・「安全登山指導者研修会」の開催

登山の基礎的な知識や技能について習得するとともに、登山初心者を含む一般登山者の指導者養成と安全な登山の普及を図るため、主な研修内容を定め「安全登山指導者研修会」を開催した。なお、「安全登山指導者研修会（東部地区）」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインセミナーに変更した。

東部地区（オンライン）：読図とナビゲーション技術（10月23日）

西部地区（佐賀県）：読図とナビゲーション技術（11月20日～22日）

・「登山リーダー夏山研修会」の開催

季節に応じた山に必要な高い技術を習得し、チームを率いて登山を実践できる登山指導者を養成するため、「登山リーダー夏山研修会」を開催した。（8月18日～23日）

・「山岳遭難救助研修会」の開催

山岳遭難救助活動を行う組織の指導的立場にある者を対象として、遭難救助に関する知識と技術、救助活動の構成法及びその指導法について研修を行い、現場での即応力及び指導者としての資質の向上を目指すため、「山岳遭難救助研修会」を開催した。（10月11日～15日、11月1日～5日）

・「講師研修会 救助技術」の開催

山岳遭難救助研修会において指導する講師を対象として、研修会を安全にかつ効率的に実施するために必要な指導方法や救助技術の共通認識及び研究協議等を実施し、講師の資質向上を図った。（10月9～10日、10月30日～31日）

・「上級登山指導者リスクマネジメント研修会」の開催

高等学校山岳部顧問、山岳会リーダーなど指導的立場にある者を対象とし、登山指導者の資質向上のため、雪崩対策をはじめとした登山のリスクマネジメントやプランニング、アクティブラーニングを活用した指導方法等について講義やグループワーク等とおした研修を開催した。（9月18日、19日）

開催に当たっては新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインに基づき、フェイスシールドや防護服の着用、シングルテントの使用、また、講師、研修生に抗原検査キットを事前に送付し、出発前の検査協力を依頼するなど感染防止対策を徹底した。なお、「積雪期登山基礎講習会」（令和3年2月）、「登山リーダー冬山研修会」（令和3年3月）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催困難と判断し、中止とした。「積雪期登山基礎講習会」とは18人の定員に対し53人、「登山リーダー冬山研修会」はそれぞれ定員18人に対し39人から申込みがあった。また、「山岳遭難救助研修会」は42人の定員に対し162人から申込みがあった。

	<table><tr><th>事業名</th><th>参加者</th><th>満足度</th><th>備考</th></tr><tr><td>安全登山指導者研修会（東部地区）</td><td>69 人</td><td>85.9%</td><td>オンラインに変更</td></tr><tr><td>安全登山指導者研修会（西部地区）</td><td>25 人</td><td>95.6%</td><td></td></tr><tr><td>登山リーダー夏山研修会</td><td>18 人</td><td>100%</td><td></td></tr><tr><td>山岳遭難救助研修会（2 回開催）</td><td>48 人</td><td>100%</td><td></td></tr><tr><td>講師研修会 救助技術（2 回開催）</td><td>16 人</td><td>100%</td><td></td></tr><tr><td>上級登山指導者リスクマネジメント研修会</td><td>17 人</td><td>92.3%</td><td></td></tr><tr><td>積雪期登山基礎講習会</td><td>-</td><td>-</td><td>中止</td></tr><tr><td>登山リーダー冬山研修会</td><td>-</td><td>-</td><td>中止</td></tr></table>	事業名	参加者	満足度	備考	安全登山指導者研修会（東部地区）	69 人	85.9%	オンラインに変更	安全登山指導者研修会（西部地区）	25 人	95.6%		登山リーダー夏山研修会	18 人	100%		山岳遭難救助研修会（2 回開催）	48 人	100%		講師研修会 救助技術（2 回開催）	16 人	100%		上級登山指導者リスクマネジメント研修会	17 人	92.3%		積雪期登山基礎講習会	-	-	中止	登山リーダー冬山研修会	-	-	中止	
事業名	参加者	満足度	備考																																			
安全登山指導者研修会（東部地区）	69 人	85.9%	オンラインに変更																																			
安全登山指導者研修会（西部地区）	25 人	95.6%																																				
登山リーダー夏山研修会	18 人	100%																																				
山岳遭難救助研修会（2 回開催）	48 人	100%																																				
講師研修会 救助技術（2 回開催）	16 人	100%																																				
上級登山指導者リスクマネジメント研修会	17 人	92.3%																																				
積雪期登山基礎講習会	-	-	中止																																			
登山リーダー冬山研修会	-	-	中止																																			
	② 今後の機能や役割の整理 安全登山に関する有識者、山岳関係機関、大学・高校登山指導者等 20 人で構成する専門調査委員会を 2 回開催し、国立登山研修所の主催事業及び第 4 期中期計画期間後の同研修所の機能や役割について、以下のとおり整理し、検討を行った。 <table><tr><th>業務内容の検証結果（課題）</th><th>実施すべき事業等の在り方（課題解決に向けた対応）</th></tr><tr><td>高校登山部顧問等の指導者、警察、消防関係者の育成について、多様化する登山関係団体のニーズや ICT 化に対応した研修の在り方の検討が必要</td><td>国立登山研修所集合型だけでなく、オンラインを活用した専門的内容の講義や動画の配信、講師を現地に派遣し技術指導を行うなど講師派遣制度の構築</td></tr><tr><td>山岳遭難者数が高止まりであることから、遭難者減へ向けての情報分析や調査研究機能の充実が必要</td><td>登山人口の調査、登山関係団体による安全登山業務や役割の整理、山岳事故分析によるシンクタンクとしての調査研究機能の拡充</td></tr><tr><td>ハンドブック、テキスト、セミナー等を通じた一般登山者への情報発信について、更なる工夫を行った情報発信力の向上が必要</td><td>SNS を活用した動画配信等による情報発信の強化や、一般登山者にとって身近な山小屋、登山メーカーや登山用具販売店と連携するなどの多様な情報発信方法への取組</td></tr></table> また、冬山登山の多様化に伴い、積雪期登山における基礎的内容の研修や山岳遭難救助研修会の要望が増えていることから、積雪期研修会の在り方及び冬山前進基地の有用性、老朽化対策について検討する「冬山前進基地在り方検討委員会」を 2 回開催し、3 月に「登山研修所機能向上検討委員会」の設置要綱を定めた。 ③ 新しい登山指導者テキストの作成 多様化・高度化する登山ニーズに対応するため、登山指導者用テキスト等編集委員会を開催し、これまで蓄積してきた知見、ノウハウを基に、登山指導者だけでなく、一般登山者に必要な知識、技術をはじめとした最新の知識、技術等も網羅した登山指導者テキスト「新・高みへのステップ」（第 1 部～第 3 部）を 1,500 部作成し、関係団体、関係機関、講師等に配布した。また、活用しやすいよう電子書籍化して HP に掲載し、情報発信に努めた。（令和 4 年度は登山指導者テキストの第 4 部と第 5 部を作成する予定） <table><tr><th></th><th>題名</th><th>内容</th><th>発行年度</th></tr><tr><td>第 1 部</td><td>登山の基本的知識</td><td>指導者リーダー論、登山計画、医学、運動生理学等</td><td rowspan="3">R 3</td></tr><tr><td>第 2 部</td><td>登山と自然</td><td>歴史、動植物、地学、天文学、気象学等</td></tr><tr><td>第 3 部</td><td>登山の基本的技術</td><td>登山用具と食料計画、歩行技術、生活技術等</td></tr><tr><td>第 4 部</td><td>登攀技術</td><td>クライミング技術、高所登山、スキー登山技術等</td><td rowspan="2">R 4 （予定）</td></tr><tr><td>第 5 部</td><td>救助技術 総合</td><td>救助の基本問題、搜索技術、搬送技術、応急処置等</td></tr></table>	業務内容の検証結果（課題）	実施すべき事業等の在り方（課題解決に向けた対応）	高校登山部顧問等の指導者、警察、消防関係者の育成について、多様化する登山関係団体のニーズや ICT 化に対応した研修の在り方の検討が必要	国立登山研修所集合型だけでなく、オンラインを活用した専門的内容の講義や動画の配信、講師を現地に派遣し技術指導を行うなど講師派遣制度の構築	山岳遭難者数が高止まりであることから、遭難者減へ向けての情報分析や調査研究機能の充実が必要	登山人口の調査、登山関係団体による安全登山業務や役割の整理、山岳事故分析によるシンクタンクとしての調査研究機能の拡充	ハンドブック、テキスト、セミナー等を通じた一般登山者への情報発信について、更なる工夫を行った情報発信力の向上が必要	SNS を活用した動画配信等による情報発信の強化や、一般登山者にとって身近な山小屋、登山メーカーや登山用具販売店と連携するなどの多様な情報発信方法への取組		題名	内容	発行年度	第 1 部	登山の基本的知識	指導者リーダー論、登山計画、医学、運動生理学等	R 3	第 2 部	登山と自然	歴史、動植物、地学、天文学、気象学等	第 3 部	登山の基本的技術	登山用具と食料計画、歩行技術、生活技術等	第 4 部	登攀技術	クライミング技術、高所登山、スキー登山技術等	R 4 （予定）	第 5 部	救助技術 総合	救助の基本問題、搜索技術、搬送技術、応急処置等								
業務内容の検証結果（課題）	実施すべき事業等の在り方（課題解決に向けた対応）																																					
高校登山部顧問等の指導者、警察、消防関係者の育成について、多様化する登山関係団体のニーズや ICT 化に対応した研修の在り方の検討が必要	国立登山研修所集合型だけでなく、オンラインを活用した専門的内容の講義や動画の配信、講師を現地に派遣し技術指導を行うなど講師派遣制度の構築																																					
山岳遭難者数が高止まりであることから、遭難者減へ向けての情報分析や調査研究機能の充実が必要	登山人口の調査、登山関係団体による安全登山業務や役割の整理、山岳事故分析によるシンクタンクとしての調査研究機能の拡充																																					
ハンドブック、テキスト、セミナー等を通じた一般登山者への情報発信について、更なる工夫を行った情報発信力の向上が必要	SNS を活用した動画配信等による情報発信の強化や、一般登山者にとって身近な山小屋、登山メーカーや登山用具販売店と連携するなどの多様な情報発信方法への取組																																					
	題名	内容	発行年度																																			
第 1 部	登山の基本的知識	指導者リーダー論、登山計画、医学、運動生理学等	R 3																																			
第 2 部	登山と自然	歴史、動植物、地学、天文学、気象学等																																				
第 3 部	登山の基本的技術	登山用具と食料計画、歩行技術、生活技術等																																				
第 4 部	登攀技術	クライミング技術、高所登山、スキー登山技術等	R 4 （予定）																																			
第 5 部	救助技術 総合	救助の基本問題、搜索技術、搬送技術、応急処置等																																				

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	国際競技力向上のための取組		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」（「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等」の極めて高い水準への寄与・貢献状況を目標にしていることに加え、優秀な成績を収めるためには、JOC、JPC 及び中央競技団体等と連携して取り組む必要があること、諸外国においても競技力強化の取組が進展しており、国際的に激しい競争が行われている状況等に鑑み、難易度を「高」とする。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価：11 スポーツの振興 11-3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 令和 4 年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
								予算額（千円）	7,302,886	8,357,488	9,677,149	10,680,250	
								決算額（千円）	6,993,278	7,777,144	7,867,533	11,096,572	
								経常費用（千円）	7,568,966	8,026,149	6,930,947	11,436,733	
								経常利益（千円）	132,281	102,140	179,229	57,632	
								行政サービス 実施コスト（千円）	5,971,985	—	—	—	
								行政コスト（千円）	—	9,915,093	8,929,310	13,479,067	
								従事人員数（人）	92.1	91.4	96.0	102.2	

※主な定量的指標が「トップアスリートの成績及び当該成績への寄与・貢献状況」であり、
数値情報による記載が困難であるため、業務実績及び自己評価欄への記載とする。

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標、中期計画、年度計画													
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価									
	主な業務実績等		自己評価	評定	A								
<主な定量的指標> ・オリンピック・パラリンピックにおける我が国のトップアスリートの成績（過去最高の金メダル数を獲得する等）及び当該成績への寄与・貢献状況	<主要な業務実績> ・2020 年東京大会 （１）オリンピック 過去最高の金メダル数 27 個を含む計 58 個のメダルを獲得（合計メダル数も過去最高） （２）パラリンピック 過去最高の 2004 年アテネ大会（52 個）に次ぐ計 51 個のメダルを獲得 ・2022 年北京大会 （１）オリンピック 過去最高の計 18 個のメダルを獲得 （２）パラリンピック 過去最高の金メダル 1998 年長野大会（12 個）に次ぐ 4 個の金メダルを獲得 ・ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2021 の開催 HPSC における研究成果や各種事業内容、国内外の取組を一元的に提供する場を創出し、国際競技力向上に貢献するため、「ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2021」をオンラインで開催し、参加者（視聴者）のアンケートでは、約 86%が「満足」「やや満足」という回答を得ることができた。 テーマ：Acceleration with HPSC～次の 10 年に向けて加速する新たなチャレンジ～ 日 時：令和 3 年 12 月 17 日（金）17：00～20：00 令和 3 年 12 月 18 日（土）13：00～16：00 場 所：オンライン 登録数：767 人 その他：カンファレンス全体に係るスポンサード等の協賛メニューの工夫・充実を図り、運営費のより一層の削減に努めた。また、オンライン配信の運営業務を外部委託するなど、運営業務の専門化及び効率化を図るとともに、Facebook や Twitter といった SNS 等を活用して広報活動に努めた。		<評定と根拠> 評定：A 【中期目標に定められる指標に対する成果】 次世代トップアスリートの戦略的な支援・強化への支援のうち、有望アスリート海外強化支援の TA から、2020 年東京大会、2022 年北京大会に 7 人が出場し、金メダル 2 個を含む 7 個のメダルを獲得した。 また、次世代ターゲットスポーツの育成支援事業から、2020 年東京大会においては TA から 102 人が出場し、オリンピックで 7 個、パラリンピックで 6 個のメダル獲得に貢献した。加えて、2022 年北京大会には TA から 4 人が出場した。 さらに、2020 年東京大会及び 2022 年北京大会の開催に当たって、スポーツ庁から受託しているハイパフォーマンス・サポート事業において、メダル獲得が期待できる 33 競技のアスリートを対象として約 1,400 件の医・科学、情報等のサポート活動を行うとともに、村外サポート拠点を整備し、本番に向けた最終準備のサポートを行った結果、我が国における過去最高数のメダル獲得に寄与することができた。 【評価に資する主な成果】 ○強化戦略プランの実効化支援 本事業における支援活動を通じて、各 NF 内に強化戦略プランに基づくアスリートの育成・強化活動が徐々に浸透してきていると統括団体である JOC、JPC から評価を得た。夏季 NF に対する 2020 年東京大会後のアンケートにおいても、多くの NF 関係者が強化戦略プランを活用した（５段階評価のうち上位 2 段階）と回答した（オリ 82%、パラ 76%）。 ○日本版 FTEM によるパスウェイ構築支援 科学的な手法を用いて開発した「日本版 FTEM」、「パスウェイヘルスチェック」を用い、NF のパスウェイ構築の高度化を支援し、FTEM を活用した競技別モデルを新たに 1 競技で構築した。 ○これらの取組の波及効果の一つとして、「第 3 期スポーツ基本計画」及び「持続可能な国際競技力向上プラン」において、強化戦略プランの実効的支援の取組	<評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、工夫しながら競技力向上支援を継続し、東京大会・北京大会等において、オリンピック競技・パラリンピック競技とともに、優秀な成績を収めた。とりわけ、以下の点について、JSC の寄与・貢献を評価した。 >協働コンサルテーション等の取組を滞りなく実施するとともに、説明会やワークショップの実施等により、NF に強化戦略プランの活用を促進したこと。 >次世代トップアスリートや女性アスリートの育成・強化支援の取組において支援した選手が、東京大会・北京大会に出場し、優秀な成績を収めたこと。 >ハイパフォーマンス・サポート事業において、オンライン技術の活用など感染症対策を講じつつ、医・科学、情報等のサポート活動を実施したほか、東京大会、北京大会においてサポート拠点を整備し、アスリートの本番に向けた最									
<その他の指標> なし													
<評価の視点> ・スポーツ基本計画において、JOC 及び JPC の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する」とされていることを踏まえ指標として設定した。 ・評価にあたっては、JOC 及び JPC の設定したメダル獲得目標や金メダル数のほか、入賞数や優れた成績を挙げた競技数等を踏まえ判断する。また、成績への寄与・貢献の判断にあたっては、JSC における取組状況やそれぞれの取組の外部評価結果等を踏まえ判断する。 ・オリンピック・パラリンピックが開催されない年度については、世界選手権大会等の主要な国	1. 強化戦略プランの実効化支援 中央競技団体（NF）の国際競技力強化を実現するためには、4 年／8 年先の中長期的な強化戦略プランの策定（Plan）、プランに基づく育成・強化活動の実施（Do）、定期的なモニタリング・検証・評価（Check）、改善（Act）といった PDCA サイクルを確立することが重要であり、協働チームとして JOC や JPC と連携をしながら NF の強化戦略プランの実効化を支援することで、我が国の国際競技力向上に取り組んだ。 令和 3 年度は、複数年にわたり取り組んできた強化戦略プランの計画策定及びその実行状況が 2020 年東京大会及び 2022 年北京大会の競技成績にどのように影響したかを確認する年となった。2020 年東京大会でのメダル獲得を達成した夏季 NF の多くは、強化戦略プランの実効性（実行性及び計画性の評価結果）が高い傾向にあり、協働チームとして取り組んできた強化戦略プランの実効化支援の活動が 2020 年東京大会でのメダル獲得につながる取組となったことを本評価結果の検証を通じて確認することができた（冬季 NF の検証については令和 4 年度上半期に実施予定）。 （1）強化戦略プランの質的向上 強化戦略プランの計画性に関する評価を行い、目標（B 評価以上の NF が 90%以上）を概ね達成することができた。 <table><tr><th></th><th>直近大会</th><th>2 大会先</th><th>総計</th></tr><tr><td>B 評価以上の割合</td><td>92.0%（69/75）</td><td>87.5%（63/72）</td><td>89.8%(132/147)</td></tr></table> ※強化戦略プランの計画性評価（A から D の 4 段階に分類）において、B 評価（目標、資源及び戦略に関し、具体性や関連性、実行性等の評価が上位 2 番目）以上の団体が 90%以上になることを目指している。 ※外部評価委員会で承認された夏季及び冬季 NF（オリパラ）の評価結果が対象。 2020 年東京大会及び 2022 年北京大会後、強化戦略プランのフォーマットの見直しを行った。夏季 NF に対して、2024 年パリ大会及びその先を見据えた計画の策定に向けて、強化戦略プランの目的や活用方法、協働チームの活動を説明する機			直近大会	2 大会先	総計	B 評価以上の割合	92.0%（69/75）	87.5%（63/72）	89.8%(132/147)			
	直近大会	2 大会先	総計										
B 評価以上の割合	92.0%（69/75）	87.5%（63/72）	89.8%(132/147)										

際競技大会における成績等を踏まえ、次のオリンピック・パラリンピックでの我が国のトップアスリートの優秀な成績獲得に向けた JSC の国際競技力向上のための取組の進捗状況により評価を行う。	会として「強化戦略プラン説明会」を開催した。加えて、強化戦略プラン策定における重要事項の理解促進を図るため、「強化戦略プランワークショップ」を開催した。両イベントにはそれぞれ 164 人と 80 人（第 1 回 35 人、第 2 回 45 人）の参加があった。	を継続していくことが中長期的な政策として示されるとともに、日本版 FTEM について言及がなされた。	終準備のサポートを実施し、日本代表選手団の活躍に寄与したこと。						
	(2) 協働チームによるコンサルテーションの実施 NF の強化戦略プランに基づく育成・強化における検証段階での支援として、NF の強化責任者と協働チームによる会議（協働コンサルテーション）を計画どおり実施した。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の実施方法は対面又はオンラインを NF が選択できるよう配慮した。	○新型コロナウイルス感染症への対応 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内外の活動が大幅に制限され、予算執行にも影響したが、オンラインの活用、「特別措置」を設けるなど柔軟な対応により、事業が中断・停滞しないよう工夫した。	○外部評価（HPSC 業績評価委員会）においても、総合評価において「A」と評価されていること。						
	<table><tr><td></td><td>冬季競技</td><td>夏季競技</td></tr><tr><td>会議実施率</td><td>100% (21/21 団体)</td><td>100% (78/78 団体)</td></tr></table>		冬季競技	夏季競技	会議実施率	100% (21/21 団体)	100% (78/78 団体)	○2020 年東京大会と 2022 年北京大会、それ以降において持続可能な国際競技力向上を図るための取組を以下のとおり実施した。 ・NF の課題に対応したサポート・研究を一体的に実施し、その成果は強化現場の課題の解決に活用 ・2020 年東京大会に向けた特別プロジェクト研究では、大会に向け、強化現場へ有益な研究知見を提供 ・2022 年北京大会に向けては、主にバイオメカニクス分野から研究を行い、強化現場にフィードバック	>指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・アスリートの発掘・育成・強化の取組が一貫した戦略的なものとなるよう、NF によるアスリート育成パスウェイ構築を支援することを期待する。
		冬季競技	夏季競技						
	会議実施率	100% (21/21 団体)	100% (78/78 団体)						
	夏季 NF においては、2020 年東京大会の結果を踏まえ 2016 年リオ大会以降 5 年間の取組を振り返るとともに、2024 年パリ大会や 2028 年ロサンゼルス大会に向けた方針について確認を行った。加えて、2024 年パリ大会に向けた新競技（ブレイキン）との会議を開催した。冬季 NF においては例年どおり単年度の振り返りを行った。	○外部評価の結果 外部有識者で構成するハイパフォーマンンススポーツセンター業績評価委員会において各事業評価（S～D の 5 段階）を受け、高い評価を受けた。 総合評価「A」 ・スポーツ診療事業：「A」 ・スポーツ医・科学支援事業：「A」 ・スポーツ医・科学研究事業：「A」 ・戦略的強化事業：「A」 ・HPSC における横断的活動等「A」	・国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中で、先端デジタル技術等を積極的に活用し、心理サポートを含め、医・科学、情報支援の一層の充実を図ることを期待する。						
	(3) 強化戦略プランの改訂 強化戦略プランに基づく年間強化活動に対する自己検証と協働コンサルテーションを通じた客観的な検証結果を踏まえ、強化戦略プランの改訂及び提出がなされた。各競技種目担当者が NF のニーズや要望に合わせて個別に強化戦略プラン策定支援を実施した。	【総括】 以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A 評価とする。	・女性アスリートの健康課題について、地域や学校部活動に所属する生徒や指導者等の認識向上のため、JSC が実施する事業で得られた成果および知見の効果的な普及・還元に取り組むことを期待する。						
	<table><tr><td></td><td>冬季競技</td><td>夏季競技</td></tr><tr><td>戦略プラン提出率</td><td>100% (21/21 団体)</td><td>100% (78/78 団体)</td></tr></table>		冬季競技	夏季競技	戦略プラン提出率	100% (21/21 団体)	100% (78/78 団体)	<課題と対応> 2020 年東京大会等での支援の成果を踏まえ、引き続き、2024 年パリ大会、2026 年ミラノ大会等を見据えた国際競技力向上のための取組を行う必要がある。	・居住地域に関わらず、全国のアスリートが医科学支援を受けられるよう、HPSC に蓄積された知見の地域・社会への還元を一層進めることを期待する。
		冬季競技	夏季競技						
	戦略プラン提出率	100% (21/21 団体)	100% (78/78 団体)						
(4) その他年度計画に基づく活動 ① 強化戦略プランに係る外部評価委員会の開催（令和 3 年 6 月 2 日開催） 本委員会は令和 3 年度から 2 期目に入り、ハイパフォーマンンススポーツやプロジェクトマネジメント等に関し高度な知見を有する外部評価委員が、協働チームにより行われた強化戦略プランの計画性及び実行性に関する検証結果を踏まえて、各 NF の強化戦略プランの評価に関する審議を行った。本取組の結果をスポーツ振興事業部に共有し、競技力向上事業における基盤的強化費の配分に活用した。 ② 強化戦略プランにおける課題解決支援及び進捗確認の実施 NF が策定した強化戦略プランの実効化を支援するため、各 NF 個別の活動状況に関する進捗状況の確認や、課題解決に向けた情報提供及び組織内外の調整を行った（年間を通じて約 150 回実施）。 ③ 情報一元化の取組 JSC と NF とのコミュニケーションにおいて長年の課題となっていた情報の一元化や業務の効率化を推進するための取組としてポータルサイトの構築（通称「コポタル」）が進捗し、令和 4 年 1 月に本サービスをリリースした。本システムを介して、令和 4 年度以降における強化戦略プランや協働コンサルテーション等の会議資料の共有、NF に対する告知やアンケート等の一元化に取り組んでいく。									
2. 次世代トップアスリートの育成・強化支援 (1) 有望アスリート海外強化支援 2024 年パリ大会、2026 年ミラノ大会でメダルの獲得が期待できるアスリートを対象に、日本では受けられない専門家からの指導、日本にはいないトレーニングパートナーとのトレーニング、日本では揃えることのできない環境（施設）を活用した海外強化活動を支援した。 海外強化活動の支援を受けたターゲットアスリート（TA）のうち 6 人が 2020 年東京大会に出場し、5 人が金メダルを含むメダルを 7 個獲得した。また、1 人が 2022 年北京大会に出場した。									

	(2) 次世代ターゲットスポーツの育成支援 2024 年パリ大会、2026 年ミラノ大会に向けてターゲットスポーツとなった競技種別に対して、育成・強化に関する戦略立案、実施、検証・評価、改善といった一連の強化活動への支援を実施した。 2020 年東京大会においては、TA のうち 102 人が 2020 年東京大会に出場し、オリンピックで 7 個、パラリンピックで 6 個のメダル獲得に貢献した。また、2022 年北京大会には TA から 4 人が出場した。 (3) アスリートパスウェイの戦略的支援 JOC、JPC、NF、地方公共団体等との連携・協働を通じて、将来有望なアスリートとなる可能性を有するタレントを各競技での本格的な育成・強化コース（アスリート育成パスウェイ）に導くことができるよう、育成環境を整備し、強固で持続可能な発掘・育成システムを戦略的に開発・支援した。 J-STAR プロジェクト^{*1}では新たに 4 期生計 80 人（オリンピック競技 53 人、パラリンピック競技 27 人）がプログラムを修了した。これまでに修了生から NF の育成・強化コースに累計 99 人（オリンピック競技 61 人、パラリンピック競技 38 人）を輩出している。特にパラリンピック競技ではそのうち 4 人が 2020 年東京大会に出場した。また、2021 年パーレーンアジアユースパラ競技大会にも 9 人が出場し、金 4 個を含め合計 9 個のメダルを獲得した。 地域タレント発掘事業のネットワーク（WPN: World class Pathway Network）加盟地域が 38 地域から 43 地域に増加したことにより、タレントプールに課題を持つ NF を支援するためのアスリート育成パスウェイの基盤が拡充された。 日本版 FTEM^{*2}、パスウェイヘルスチェック^{*3}を用いて NF のパスウェイ構築を支援し、FTEM を活用した競技別モデルが新たに 1 件完成した。また、我が国のアスリート育成パスウェイに関する学術論文が国際誌に 1 件、国内誌に 1 件掲載された。これらの活動の波及効果の一つとして、「第 3 期スポーツ基本計画」（令和 4 年 3 月 25 日文科科学省策定）及び「持続可能な国際競技力向上プラン」（令和 3 年 12 月 27 日スポーツ庁策定）において、日本版 FTEM について言及がなされた。 ※1 J-STAR プロジェクト：平成 29 年度から開始したオリパラ一体の全国規模のタレント発掘事業 ※2 FTEM: Gulbin ら（2013）によって根拠に基づき作成されたスポーツとアスリート育成の最適化のための枠組み ※3 パスウェイヘルスチェック：平成 30 年度に開発したアスリート育成パスウェイの現状を簡便に把握するセルフチェックツール 3. 医・科学、情報支援 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、感染予防対策をとりつつ、2020 年東京大会 2022 年北京大会での最高のパフォーマンス発揮のための医・科学支援を実施した。夏季競技に関しては、2020 年東京大会前及び大会期間中における自国開催によるプレッシャー対策の心理サポート、暑熱環境を考慮した生理学的サポート、オンラインでの映像分析サポートを中心に実施し、日本選手団を支援した。冬季競技に対しては、高地順化トレーニング、競技用具の調整を行うサポート等を継続して実施し、特に北京大会期間中は、現地でのサポートが制限されていたため、HPSC で受信した映像を分析してデータを現地に向けてフィードバックするというオンライン映像分析サポートや、現地の選手村で提供される食事のメニューを日本で分析し現地の選手・コーチへ食環境情報として提供することで、日本選手団を支援した。 (1) フィットネスチェック実施者数 <table> <tr> <th></th><th>R 2</th><th>R 3</th></tr> <tr> <td>実施者数（人）</td><td>336</td><td>364</td></tr> </table> ※フィットネスサポートにおける体力測定実施者と合計すると 440 人（令和 2 年度は 632 人）の実施となる。 (2) 医科学サポート競技種別数 <table> <tr> <th></th><th>R 2</th><th>R 3</th></tr> <tr> <td>競技種別数</td><td>56 (15)</td><td>56 (15)</td></tr> </table> ※（ ）はパラリンピック競技のサポート数で内数。 (3) 講習会実施回数 <table> <tr> <th>区分</th><th>R 2</th><th>R 3</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table>		R 2	R 3	実施者数（人）	336	364		R 2	R 3	競技種別数	56 (15)	56 (15)	区分	R 2	R 3				・オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けないオリ・パラ一体の強化を前提としつつ、パラリンピック競技の更なる国際競技力向上に向けた取組に期待する。 <その他事項> —
	R 2	R 3																		
実施者数（人）	336	364																		
	R 2	R 3																		
競技種別数	56 (15)	56 (15)																		
区分	R 2	R 3																		

トレーニング指導（回）	1	1
栄養サポート（回）	0	3
心理サポート（回）	9	6
情報サポート（回）	15	16

(4) 受託事業の実施

スポーツ庁から以下の事業を受託し、医・科学、情報面からの支援を通じて政策実現に貢献した。

① ハイパフォーマンス・サポート事業

スポーツ医・科学、情報分野の専門スタッフ（セラピー、トレーニング、栄養、心理、映像、バイオメカニクス、生理・生化学）を配置し、ターゲットスポーツの強化活動において、メダルポテンシャルアスリート（MPA）※に対し、多方面から専門的なサポートを実施した。令和3年度は、2020年東京大会と2022年北京大会を見据えた海外での合宿や競技会を中心とした遠征型の強化活動が多数実施されたため、新型コロナウイルスの感染予防を徹底した上でこれらの活動に帯同して行うサポートに注力した。

2020年東京大会では、HPSCを日本代表選手団のコンディショニングのための機能に特化するとともに、選手村近隣に2か所のサポート拠点を設置して、選手の本番に向けた最終準備を支援した。2022年北京大会では、開催国の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための規制の中で、オリンピックでは、現地に日本選手団専用のコンディショニング施設として複数個所のサポート拠点を設置し、本番に向けた選手の最終準備を支援した。パラリンピックでは、選手村の中で、トレーニングや日本食の補食の提供によりコンディショニング支援を行った。また、HPSCに映像分析等の設備を整え、日本からのオンラインサポートにより日本選手団の活躍に貢献した。2020年東京大会、2022年北京大会いずれのサポート拠点においても、大会組織委員会やHPSCで定めている感染症予防対策を徹底し、日本代表選手団に感染者を出すことなく、最後までサポートを継続することができた。

※メダルポテンシャルアスリート（MPA）：世界選手権大会等で8位以上の入賞の実績を有するアスリート、ペア又はチーム

② 女性アスリートの育成・支援プロジェクト

<女性アスリート支援プログラム>

女性アスリートの国際競技力向上に繋げることを目的に、国際大会での活躍が期待できる者を対象として、各課題に対応した医・科学に関する支援プログラムを実施した。主なプログラムは以下5件のとおり。

【ICTを活用した女性アスリート相談体制の充実】

- ・女性アスリートの健康課題の解決を目的として、国立スポーツ科学センター（JISS）スポーツクリニック内にメール相談窓口を設置した。担当看護師が医学的な相談やNFや地域からの女性支援事業に関する相談に対応し、17件の相談あり。
- ・日々のコンディショニングを管理できる女性アスリートサポートシステム（LiLi）を活用した選手の質問と婦人科医の回答をデジタル資料にまとめた。また、LiLiとHPSC既存のシステムとのデータ連動を実装し、LINEからのデータ入力を可能にするなど利便性の向上に努めた。

【成長期（9歳～18歳程度）における医・科学サポートの実施】

- ・若い世代から将来の健康対策を見据えた婦人科の教育コンテンツを作成した。
- ・上記コンテンツをオンライン講習会としてJOCエリートアカデミー生25人、JOCナショナルコーチアカデミー116人に展開した。

【妊娠・出産を経て競技復帰を目指すアスリートへのトータルサポート】

- ・個別の支援対象者1人に対し、婦人科医、内科医、整形外科医による診察や理学療法士による機能評価、トレーニング、栄養、心理サポートを実施した。
- ・地域を活動拠点としている5人に対し、地域連携ロールモデルプランを実施した。NF等の指導のもとに、HPSCと同様の支援体制を整えることができた。
- ・トータルサポートの内容伝達及び情報共有を目的とした、伝達講習会をJSCのHPで配信した。

【子育て期における育児サポートの実施】

- ・子育てを行いながら競技を継続できる環境整備を目的に、9人に対して育児サポートを実施した。

【女性特有の課題解決に向けた知見の展開】

- ・Web会議の開催やポータルサイトの運用を行い、調査研究受託機関を取りまとめた。利便性向上のため、JSCのHP

	上のピックアップコンテンツ及び HPSC の HP 上のトップに、女性アスリートプログラムに関するバナーをスライドで表示した。 - 先輩アスリートの経験談や本事業の取組をまとめた冊子を JSC の HP にて配信し、NF 等に提供、得られた知見の展開を図った。さらに、オリンピック・パラリンピックに出場した国内外のママアスリート情報を収集した。 「我が国における女性アスリート支援の歩みとこれから」をテーマとしたカンファレンスをオンラインで開催した。 ＜女性アスリートの戦略的強化に向けた調査・研究＞ - 五輪候補選手を対象に脳振盪の既往歴調査を実施。女性アスリートの方が脳振盪の受傷経験が多いことが明らかとなり、さらに冬季五輪の方がその傾向は高いことが示された。 - 脳振盪を受傷した選手を対象に競技復帰までのサポートを実施し、サポートを実施した症例について学術誌への投稿を行った。また、脳振盪受傷後の評価方法やリハビリテーション等をパッケージ化し、一般化するための指標とフローチャートを作成した。 - 脳振盪を受傷した選手を対象に MRI を用いた新しい評価方法を検討した。DTI 分析によって病変を観測できる可能性が示された。 - アスリートに向けた脳振盪の啓発教育コンテンツと、サポートスタッフに向けた研修動画を作成し、各 NF やアスリート、一般の方々が閲覧できるように JSC の HP に掲載した。 - レスリング競技における脳振盪受傷シーンの分析を実施。4 症例の脳振盪受傷状況を解析した。 4. スポーツ・インテリジェンス及びアスリート・データの活用 (1) スポーツ・インテリジェンス 諸外国のメダル獲得戦略、選手強化方法等のハイパフォーマンスに関する情報、数理統計解析のノウハウ等を用いた分析・評価の提供や外国の関係機関等との連携の支援等、NF の強化戦略プランの作成・実行やスポーツ庁、JSC 内の他の事業に寄与する情報、機会の提供を 344 件行った。 特に、2020 年東京大会期間中は、オリンピック・パラリンピック各日本代表選手団本部等に対し、日本選手団の戦況分析、大会に関連するニュースや海外事例をまとめたレポートを毎日提供したほか、大会後には、大会期間中に実施したリザルト分析等を取りまとめたレポートを作成した。 (2) アスリート・データ 各システムを一元管理する環境を利用し、アスリート、コーチ等の利用者が必要とする各種データの迅速な提供を可能とするアスリート・データ活用システム (AthletesPort) を活用した結果、データ活用人数 (カード配布数) が約 1,500 人増加し、2,942 人 (枚) (令和 2 年度: 1,464 人 (枚)) となった。 なお、2020 年東京大会及び 2022 年北京大会においては、以下のとおり活用された。 - AthletesPort の入力継続等により、大会を通じてアスリートのコンディショニング等に活用された。 - HPSC 施設や村外サポート拠点でのセキュリティ強化と感染症対策のために、各棟等の入口にチェックインポータルを設置し、アスリートカードを活用した本人確認、PCR 検査の実施有無の確認等をできる仕組みとした。 - 選手村内の日本選手団本部医務室からリモートで HPSC の JISS クリニックにある電子カルテ端末を利用できるようにすることで、ドクターやセラピースタッフが JISS クリニック内と同等に診察や診療記録を行えることに寄与した。 - 事前問診内容の追加、メディカルチェック報告書及び JISS クリニックで撮影した検査画像の閲覧機能を追加するなど、アプリによる医療情報活用を促進し選手に活用された。 - AthletesPort の利便性向上のため LINE を使った入力機能を開発し、6 月から選手利用を開始した。 5. メディカル診療・アスレティックリハビリテーション等の実施 (1) メディカルチェック等の実施状況 新型コロナウイルス感染症対策のため、利用制限を設けつつ、2020 年東京大会の準備期間から本番期まで、クリニック診療、コンディショニング課対応枠の拡大 (土日祝日対応や診療時間の延長等) を図り、サポート体制を強化した。		
	区分	R 2	R 3

メディカルチェック（人）	867（19）	1,453（21）
診療日数（日）	208	281
診療件数（延べ件数）	5,437（244）	5,898（378）
アスレティックリハビリテーション（件）	2,938（221）	3,047（648）
宿泊利用（件）	713	822
ハイパフォーマンス・ジム（HPG）利用（件）	438	975

※（ ）内はパラアスリート受診件数

（２）外部機関との連携

① 国内外の競技会への派遣・帯同サポート

国内外の競技会にドクター、トレーナー等を派遣し、JOC 及び NF のメディカルスタッフや競技現場と連携を図った。

・2020 年東京大会への派遣

JOC の依頼により、本部ドクター、3 人（うち 1 人は COVID-19 リエゾンオフィサー（CLO）兼務）、リハビリスタッフ 1 人を派遣。

組織委員会の依頼によりドクター 1 人を派遣した。

村外サポート拠点で 35 人のスタッフ（トレーナー、リハビリ、心理、栄養）がサポートに従事した。

・2022 年北京大会への派遣

JOC からの依頼によりドクター 2 人（うち 1 人は CLO）、ウェルフェアオフィサー（WFO）1 人を派遣した。

村内・外のサポート拠点で 9 人のスタッフ（ドクター、トレーナー、心理）がサポートに従事した。

・2022 年北京大会（パラリンピック）では 2 人のリハビリスタッフがサポートに従事した。

② 国際メディカルスタッフ会議への参加：延べ 3 人

国際会議にメディカルスタッフが参加することにより、各国のメディカルスタッフとの連携を図った。

・国際オリンピック委員会（2 回）

・国際サッカー連盟（1 回）

③ 国内メディカルスタッフ会議等への参加

国内の会議、学会、セミナーに参加することにより、情報収集、知見の展開（セミナーの講師）を図った。

国内会議・学会等への参加：延べ回

・第 48 回日本肩関節学会

・第 47 回日本低温医学会総会

・大阪体育大学大学院スポーツ科学セミナー

・セミナー「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（JSC 主催：パネリストとして参加）

（３）コンディショニングに関する事業

① TCSP（Total Conditioning Support Program）

サポート対象者は 36 人（男性 10 人、女性 26 人）であり、対象者について毎週症例検討会を実施し、進捗と課題を共有して各分野でのサポートに生かした。

※TCSP（Total Conditioning Support Program）：外傷・障害によって負傷したアスリートがリハビリテーションを経てトレーニング環境や競技現場に復帰する過程において、複数分野（リハビリ、栄養、心理、HPG、トレーニング体育館）から総合的なスポーツ医・科学支援を実施することで、復帰までの期間短縮のみでなく、復帰後の競技力を受傷前以上のレベルに向上させること。

② CCSP（Combined Conditioning Support Program）

サポート対象者は 126 人（男性 50 人、女性 76 人）であり、令和 3 年度は各コンディショニングサポートの具体的な課題抽出を目的として事業を展開した。

※CCSP（Combined Conditioning Support Program）：従来 JISS で行っていた各分野によるサポートにおいても、積極的に複合的な連携サポートとして実施していくことで一層のサポート効果を引き出すことを目的としている。

③ 2020 年東京大会におけるサポート

2020 年東京大会時に、村外拠点であるサポートハウスでコンディショニング課スタッフが代表選手の栄養、心理、ト

	① 連携機関（体力測定）の指定 地域における体力測定（JISS フィットネスチェック）の実施に向けて、HPSC ネットワーク連携機関（体力測定）（連携機関（体力測定））^{※1}を公募し、地域のスポーツ医・科学センターや大学をはじめとした9機関を指定した。 ② HPSC ネットワークの Web の運用 「HPSC ネットワーク」の Web を令和2年度末に開設し（URL: https://HPSC-network.jpnsport.go.jp/）、本 Web 内にハイパフォーマンススポーツに関わる研究者やスポーツ医・科学支援を担う人材データベースを設置、運用を開始した。令和3年度末時点で、人材データベースには221人の情報が登録された。 （2）HPSC パッケージの開発及び展開 ① HPSC パッケージの開発 HPSC パッケージ^{※2}として、体力測定（JISS フィットネスチェック）、栄養講習会、心理講習会、映像・情報技術サポート等の支援内容に関する8種類を新規に決定し、令和3年度末時点で合計9種類となった。 ② パッケージ・コンテンツ提供者の養成 パッケージ・コンテンツ提供者（講習会の講師等）を養成するための研修プログラムを実施することで、51人新規にパッケージ・コンテンツ提供者として登録し、令和3年度末時点で延べ67人となった。 ③ パッケージ・コンテンツ提供者による地域における医・科学サポートの実施 JISS フィットネスチェックについては、連携機関（体力測定）として指定した9機関を対象に現地調査等を実施した。具体的には、実際にトップアスリートを対象とした測定を実施できるよう、測定機器の設置及び管理状況や、詳細な測定フローの確認及び課題抽出を行った。その上で、地域のアスリートを対象とした測定トライアルを1回実施したほか、測定条件の整った連携機関（体力測定）においては、実際にNF1団体からの依頼を受け、トップアスリートを対象とした測定を1回実施した。 また、JISS フィットネスチェック以外のHPSC パッケージについても、実際に栄養分野について、NF2団体からの依頼を受け、トップアスリートを対象とした講習会を3回実施した。 以上の取組により、HPSC が育成及び登録する外部の人材が、地域において、HPSC により提供される医・科学サポート内容（HPSC パッケージ・コンテンツ）を用いて、トップアスリートを支援する体制の充実が図られた。 ※1 連携機関（体力測定）：HPSC が認める測定項目について、JSC 又は NF からの依頼に基づき、HPSC が定める基準及び方法により、アスリート等に対して体力測定を実施できる機関をいう。 ※2 HPSC パッケージ：HPSC のスポーツ医・科学支援の知見を地域に展開するため、以下の要素で構成される仕組み全体をいう。 ① HPSC のスポーツ医・科学支援の知見をコンテンツ化したもの（スライド、冊子又はツール等） ② コンテンツを展開するための地域の医・科学支援スタッフ等の養成研修（内容、方法、修了要件等） ③ 当該研修修了者にコンテンツの利用許諾を与え、HPSC の名簿に登録すること 7. 研究、技術開発 （1）国際競技力向上に資する研究の推進 感染症対策を行いつつ研究に取り組み、強化現場への研究成果の応用を行った。2020年東京大会に向けた特別プロジェクト研究のうち心理に関する内容（①自国開催のオリンピック・パラリンピックでの実力発揮、②新型コロナウイルス感染症の流行がアスリートの心理面に及ぼす影響への対処）は、研究を実施するとともに2020年東京大会及び2022年北京大会での支援につながられた。特別プロジェクト研究のうち暑熱対策に関する内容は、これまでの研究成果を生かし2020年東京大会での支援活動につながられた。2022年北京大会に向けては、NFと連携して主にバイオメカニクス分野から研究が行われ、スピードスケート長距離模擬レース中の滑走動作と発揮パワーの分析、スピードスケートのバシュート競技での隊列と空気抵抗の計測、パラアルペンスキー競技の雪上滑走中の映像と筋活動の記録・分析等を行い、それぞれの結果に対しフィードバックを行った。また、時差対策に関する研究については、その成果を時差のある国で行われる2024年パリ大会、2026年ミラノ大会等の国際大会に活用できることから、研究を開始した。 なお、学会において、7件の優秀論文賞等を受賞した。	
--	--	--

区分	R 2	R 3
競技研究（課題）	8	4
特別プロジェクト研究（課題）	2	2
基盤研究（課題）	8	13
開発	2	0
課題研究（課題）	4	9

<外部資金による研究>

区分	R 2	R 3
科学研究費助成事業（課題）	50	46
民間助成金研究（課題）	4	7

（2）学術雑誌等への掲載

国内外の専門誌に JISS の研究・支援活動の内容等を投稿した。組織全体として研究業績の創出促進に取り組んでおり、令和2年度よりも英文での学術論文が増加した。令和3年度は、パラアルペン選手の滑走中の筋活動に関する論文やアスリートパスウェイに関する論文が英文国際誌に採択されるなど、公表される研究内容の幅が広がった。

区分	R 2	R 3
論文（英文・査読有り）（件）	71	80
論文（和文・査読有り）（件）	47	23
書籍等出版物・依頼原稿	88	53
合計（件）	206	156

ハイパフォーマンススポーツにおける競技力向上への医・科学的貢献を目指す研究雑誌「Journal of High Performance Sport」において、論文9件が採択された。また、「新型コロナウイルス感染症予防のための活動の自粛期間と再開期におけるトップアスリートへの影響」、「ハイパフォーマンススポーツを対象とした医・科学支援」という2つの特集を計画し、それぞれ5件、9件の記事と合わせて、計23件掲載された。これらをとおり、ハイパフォーマンススポーツに関する最新の研究成果とその現場での活用について、広く公開された。

	R 2	R 3
採択論文数（件）	23	23

（3）国内外の研究機関等との連携強化

① 共同研究

自転車競技における空気抵抗、暑熱対策及びストレスホルモン評価法、競技者育成等について、大学及び民間企業と共同研究を実施した。

	R 2	R 3
研究課題数（課題）	5	5

② 共同プロジェクトの実施

大塚ホールディングス株式会社と共同で「JSC ハイパフォーマンススポーツセンターTotal Conditioning Research Project」を実施した。

区分	R 2	R 3
指定課題研究（課題）	9	9
領域指定研究（課題）	10	10
パイロットスタディ（課題）	1	1

（4）「最適なコンディショニングを獲得する手法の研究・事例調査」及び「リモート支援手法の研究・システム構築」（※スポーツ庁委託事業）

「最適なコンディショニングを獲得する手法の研究・事例調査」として、①ディトレーニング後の段階的な再開プログラムの策定、②競技特性に対応した最適なコンディショニングの研究・開発、③メンタルトレーニングに関する先進事例の調査・普及啓発について、それぞれ情報収集や情報提供を中心に実施した。

「リモート支援手法の研究・システム構築」として、①リモート技術を用いた支援の実施・活用に向けた調査、②地域トレーニング施設等における HPSC 支援手法の実施に向けた検討について、それぞれ調査や検証評価を実施した。

(5) 技術・開発プロジェクトの実施（※スポーツ庁委託事業）

- ・2022 年北京大会に向け、HPSC が直接実施する直轄型プロジェクト及び大学等に再委託をして実施する公募型プロジェクトを実施した。
- ・直轄型プロジェクトでは、HPSC の知見等の活用により、公募型プロジェクトにおいては、HPSC の厳格な進捗管理等により、着実に開発を推進した。
- ・東京 2020 大会に向けて開発された競技用具等（計 17 プロジェクト）については、対象となる選手等に提供、活用された。また、外部有識者による評価委員会を令和 3 年 12 月に実施した。

(参考) 2022 年北京大会に向けて令和 3 年度までに実施したプロジェクト数

区分	プロジェクト数
直轄型プロジェクト	2
公募型プロジェクト	6

※公募型プロジェクト 6 件のうち 1 件は平成 30 年度中に開発済みであり、令和 3 年度は再委託をしていない。

8. 外部評価

6 人の外部有識者（大学教授等）を委員とするハイパフォーマンススポーツセンター業績評価委員会を令和 4 年 5 月 17 日にオンラインで開催し、30 日まで書面による評価を実施した。評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）の評定区分を参考に、令和 3 年度の事後評価及び令和 4 年度の事前評価を受けた。各事業責任者（部長、課長等）が業績評価委員会に参加し委員の意見等を事業に持ち帰るとともに、各委員からの高評価、要望・指摘事項の整理を行い、次のリーダーを担う課長補佐職・先任研究員を含めた報告会を 6 月 6 日に開催して事業への反映を促進した。

評価結果：総合評価「A」

1. スポーツ診療事業：「A」
 2. スポーツ医・科学支援事業：「A」
 3. スポーツ医・科学研究事業：「A」
 4. 戦略的強化事業：「A」
 5. HPSC における横断的活動等「A」

(主な意見)

- ・オリパラの夏季大会と冬季大会が同一年度に開催されるというかつてない状況下で質の高いサポートを実施したことが、両大会における好成績を導いた要因であり大いに評価できる。
- ・コロナ禍中で着実に感染症対策に取り組み、クラスターを発生させずに事業を実施できたことも高く評価したい。
- ・スポーツ診療事業において、コロナ禍で感染リスクの苦労もありながらメディカルチェック等の実施件数をほぼ従来平均値まで戻したことは関係者の努力の賜物である。
- ・スポーツ医・科学支援事業においては、医・科学研究部門との連携によって好循環が生まれ、アスリートへの支援能力やその効果も高まってきていることが窺えた。オリパラ一辺倒になるのではなく、長期的な展望を持って、蓄積及び洗練されてきた測定方法やデータを全国的に広める取組が行われたことや、これまで手薄だと思えた心理面のサポートに関する講習会を開催し多くの指導や相談を行ったことは高く評価できる。これまでの知見や経験の引き継ぎを十分に行ってほしい。
- ・スポーツ医・科学研究事業においては、国際的な英文論文、科研費研究の採択論文数が増加していることに加え、現場からの研究課題の吸い上げや研究で得られた知見の現場との共有を意識して研究を推進したことは高く評価できる。ガイドブック作成など専門外の人にも JISS の研究成果がわかるような取組が行われたことも有意義であり、ハイパフォー

		マンススポーツにおける科学リテラシーの啓発や教育を更に広く継続していただきたい。 ・戦略的強化事業においては、オリンピック・パラリンピックで掲げた数値目標をほぼ全ての項目で達成し、想定値を上回る成果をあげたことを高く評価する。なかでも次世代トップアスリート育成・強化支援の対象選手が 2020 年東京大会、2022 年北京大会に出場し、メダル獲得等の優れた成果を残したことは、育成・強化プログラムの正当性と有用性を証明した。協働コンサルでも各 NF との十分な連携が図れ、パラ関係者からも HPSC のサポートに対し高い評価を受けており、オリパラ一体となった強化による成果と考えられる。 ・HPSC における横断的活動等においては、ハイパフォーマンス・サポート事業での 1,400 件のサポート活動をはじめとした受託事業の実施、コロナ禍での着実な感染症対策の取組や新たなツールとしてのオンライン配信の取組と情報収集・分析及び適切な提供等、各部門と横断的活動がうまく機能したと考えられる。		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 2 号～第 5 号
当該項目の重要度、難易度	重要度及び 難易度：「高」	（スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で欠かせない財源であり、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等により、その売上を拡大させることが重要であるため。一方、その売上を拡大させることは、売上額の減少傾向が続いているくじ市場の状況（平成 20 年度売上額約 1.1 兆円をピークに、平成 28 年度売上額約 9,600 億円（15.5%減少））を踏まえると、非常に難易度が高いため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー 令和 4 年度行政事業レビュー番号： 0356

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
くじの売上	1,100 億円	1,094 億円	948 億円	938 億円	1,017 億円	1,131 億円		予算額（千円）	29,946,625	27,806,620	27,110,132	36,341,303	
助成事業のスポーツ参画人口	前年度比増加	—	109.6%	102.2%	68.7%	129.9%		決算額（千円）	27,940,382	27,823,591	23,756,527	29,825,006	
くじ助成交付件数	—	—	1,942 件	1,866 件	1,190 件	1,346 件		経常費用（千円）	112,787,080	117,048,558	105,929,141	116,671,154	
くじ助成交付金額	—	—	213.9 億円	257.2 億円	130.9 億円	137.0 億円		経常利益（千円）	△8,825,641	△13,875,533	2,128,792	5,985,683	
								行政サービス 実施コスト（千円）	11,626,172	—	—	—	
								行政コスト（千円）	—	132,114,641	123,093,282	128,316,726	
								従事人員数（人）	55.3	55.3	53.6	58.6	

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A
＜主な定量的指標＞ ・スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度の売上を達成する。 ・スポーツ振興くじによる助成により、助成した事業の「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。	＜主要な業務実績＞ 1. スポーツ振興くじの安定的な売上げの確保 (1) 令和3年度スポーツ振興くじ販売状況 令和3年度の売上は約1,131億円となり、目標（1,040億円）に対する達成状況は、108.8%となった。 累計売上げ：約1,131億円（60回計） ※ 売上げは過去最高となる約1,131億円を記録。対前年度（約1,017億円）比は111.2%。 売上目標達成に向けた具体的な取組は以下のとおり（一部重複あり）。 ① 1等最高当せん金を引き上げたBIGの販売 キャリアオーバー発生の有無に関わらず、BIGの1等最高当せん金額を7億777千円に引き上げた開催回について、年間を通じて20回実施した。 ・売上金額（BIG系商品）：約396億円（計20回販売。通常の開催回に比べ約58億円の増（BIGのみで約24億円の増）。） ② BIG系商品の週2回販売の実施 Jリーグの日程に応じて、従来週1回程度の販売サイクルであるBIG系商品の週2回販売を計7週行った。 ・売上金額（BIG系商品）：199億円（計14回（7週）販売。通常の週1回販売に比べ、1週当たり約13億円の増（ただし、一部のくじ種が不成立となった開催週を除く）。） ③ 2020年東京大会期間中のくじの販売 2020年東京大会期間中はJリーグが中断されていたことから、その期間も開催されていたドイツ2部リーグの試合をくじの対象とすることで、BIG系商品の販売を新たに1開催回確保した。また、オリンピック閉会後に再開するJリーグを対象としたくじについて、通常1週間程度の販売期間を2週間とすることで、売上げの拡大を図った。（オリンピック期間（3週間）：2開催回で売上約53億円） ④ 海外サッカー等を対象としたくじの販売 Jリーグの休止期間中に、イングランドプレミアリーグ、EFLチャンピオンシップ、FAカップ、ドイツブンデスリーガ及びワールドカップ予選を対象としたくじを販売した。 ・実施時期：令和3年12月～令和4年2月 ・売上金額：約195億円（13回計） ⑤ 年末年始販売の実施 令和2年度と同様に年末年始の販売を行った。 ・実施時期：令和3年12月～令和4年1月 ・売上金額：約22億円 (2) 商品に関する調査等 ① 安定的な売上げを継続的に確保するため、市場調査を実施するなどにより顧客のニーズの把握に努めた。 ② 令和2年12月の「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の改正を受け、将来の売上確保のため、令和4年秋頃を目途に新商品の販売が可能となるようシステム開発等の準備を進めた。 (3) 効果的・効率的な広告宣伝 MEGA BIGの認知拡大施策を中心とし、対象とする顧客（ターゲット）を絞り込むとともに使用する媒体を厳選するなど効果的・効率的な実施に努めた。 ① 販売促進のための広告宣伝の実施	＜評定と根拠＞ 評定：A 【中期目標に定められる指標に対する成果】 2つの定量的指標のうち、スポーツ振興くじの売上げについては目標額1,040億円に対し、売上額約1,131億円で108.8%達成した。スポーツ振興くじの助成により、助成した事業におけるスポーツ参画人口については、前年度比で129.9%と増加しており、目標を達成した。 令和3年度のスポーツ振興くじの売上については、我が国のくじ市場が、依然として厳しい状況であることに加え、令和3年12月中旬から下旬に販売した海外サッカー（イングランド）を対象としたくじにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響で試合が中止となり、多くのくじ種が不成立となった開催回があるなど厳しい状況であったが、「売上目標達成に向けた具体的な取組」の成果が貢献したこと等により、過去最高となる約1,131億円を記録し、「令和3事業年度事業計画」における目標値（1,040億円）に対して108.8%を達成、対前年度（約1,017億円）比は111.2%となった。 【評価に資する主な成果】 スポーツ振興くじの安定的な売上確保のため、1等最高当せん金額を引き上げたBIGの販売やBIG系商品の週2回販売の実施、Jリーグ休止期間中の海外サッカーを対象としたくじの販売（年間を通じたくじの販売）を行ったほか、年末年始（年越し）のくじ販売を行い、売上げの向上に努めた。 また、広告宣伝については、引き続き、対象とする顧客（ターゲット）を絞り込むとともに、使用する媒体を厳選するなど効果的・効率的な実施に努めた。加えて、効果検証のための調査を実施し、次回以降の施策実施に活用することにより、更なる認知獲得・売上拡大等につなげた。 スポーツ振興のための助成金については、助成事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うために直接必要となる経費を助成対象として認めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、助成事業を中止する場合には、既に発生した経費や中止に伴い発生した経費を助成対象として支払うなど、助成団体のニーズを踏まえ、個々の助成事業ごとに内容を確認した上で、柔軟に対応した。	＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 スポーツ振興くじの売上については、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度の売上（1,094億円）を求めているところ、スポーツ振興投票等業務に係る令和3事業年度計画内において、新型コロナウイルス感染症の影響を反映し、前中期目標期間の平均額を下回る売上目標値を1,040億円と設定している。当該年度のスポーツ振興くじの売上は目標値に対して108.8%の達成状況であり、当該実績等により評価すると「B」評定となるものの、新商品の効果的・効率的な宣伝等の実施や新型コロナウイルス感染症拡大により、計画的な販売が困難な中で柔軟に対応し、販売機会を確保したこと等を通じて過去最高の売上額を記録したことや、スポーツ振興くじの売上が市場動向・市場トレンドに左右される要素があること、項目の難易度が「高」であることを踏まえ、評定を一段階引き上げ、「A」評定とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・スポーツ振興くじの売り上げについて、引き続	

するため、スポーツ振興くじによる助成金を効果的に配分することにより、当該地域のスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。	・テレビ CM、Web を中心に、接触頻度を高めるために定期的に広告を展開する「恒常施策」のほか、短期集中的に広告を展開する「集中施策」を 6 月、8 月、10 月、1 月、3 月に実施した。 ・各集中施策実施の際に、より広く効率的に認知を獲得するため、テレビ、新聞、Web を利用したパブリシティ（メディアへの積極的な情報提供）を実施した。 ② 広告宣伝の効果検証 広告宣伝の効果を以下の調査により検証し、検証結果を次回以降の施策実施時のインプットとして活用した。 ・売上影響度調査：5 回実施（インターネット） ・テレビ CM 媒体価格調査：5 回実施 ・テレビ CM の質調査：4 回実施 2. 効果的な助成の実施等 (1) 助成メニューの見直し 助成対象団体へのヒアリング、募集説明時のアンケート等から、助成事業に対するニーズ等を把握するとともに、令和 3 年 10 月 26 日に開催したスポーツ振興事業助成審査委員会において、助成区分ごとの具体的かつ定量的な成果指標に基づく事業の評価を実施した。 これらに加え、令和 2 年 12 月の「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」の改正に伴い収益の使途が拡大されたことも踏まえ、令和 4 年度助成メニューの見直しを行った。 ① スポーツ施設等整備事業において、屋内競技施設の空調設備の整備事業を助成対象事業に追加 ② スポーツ指導者海外研修事業において、公益財団法人日本バラスports協会（JPSA）及び法人格を有する日本パラリンピック委員会加盟団体を助成対象者に追加 ③ スポーツを通じた国際貢献や国際協力を行うことにより、世界の国々に対してスポーツの価値を広め、各国との信頼関係を醸成するための事業（公益財団法人日本オリンピック委員会又は JPSA が加盟団体と連携し、海外の選手等を招聘し技術指導や講習等を実施する事業等）を助成対象事業に追加 (2) 募集事業の周知 助成対象事業の募集に当たっては、HP に必要な資料を掲載するとともに、都道府県の自治体等に対してメールにより募集開始に係る案内を行ったほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、Web に説明動画（令和 3 年度動画再生回数：1,801 回）を掲載し、助成対象団体に対し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について説明するなど、広く周知を行うことができた。 (3) 助成金の公正な配分 助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定した。 なお、助成事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うために直接必要となる経費を新たに助成対象（助成事業に係るすべての助成対象経費の合計額に 10% を乗じた額までが対象）として申請することを認め、助成金を配分した。 ※助成審査委員会の開催（すべて Web 会議形式） 第一部会：令和 3 年 3 月 24 日 令和 3 年 10 月 18 日 第二部会：令和 3 年 3 月 26 日 令和 3 年 10 月 19 日 親 会：令和 3 年 4 月 9 日 令和 3 年 10 月 26 日 (4) 令和 3 年度助成実績 ① スポーツ振興くじ助成金	また、助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツ施設整備助成において、屋内競技施設における空調設備の整備を助成対象として追加するとともに、スポーツ団体スポーツ活動助成においては、スポーツ国際貢献・協力活動事業を助成対象として追加するなど、助成対象団体のニーズ等を踏まえ、より効果的な助成となるよう取り組んだ。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A 評価とする。 <課題と対応> スポーツ振興くじについては、市場調査の実施等により顧客のニーズ把握に努めた上で魅力的な商品の開発検討に取り組んでいくとともに、引き続き販売体制の整備や効果的・効率的な広告宣伝を実施し、売上げの確保を行う。また、令和 2 年 12 月に改正された「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」及び「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の趣旨を踏まえ、令和 4 年秋頃を目処に、バスケットボールを対象競技に追加し、サッカーと併せて、単一試合投票等の新しい商品の販売ができるようシステム開発等を行い、さらに、発売後には、新商品の認知の早期獲得、既存商品と合わせて販売促進等に努めていく。 スポーツ振興のための助成については、スポーツ参画人口の増加等に資するために、助成対象団体のニーズ等に柔軟に対応するとともに、助成事業を客観的に評価した結果を踏まえ、翌年度の助成メニューの見直しを行うなど、限られた財源の中でより効果的な助成となるよう努めていく。加えて、令和 2 年 12 月の「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の改正に伴い収益の使途が拡大されたこと及び令和 4 年 3 月に策定された「第 3 期スポーツ基本計画」の内容も踏まえ、地域スポーツの振興に役立つよう、助成メニューの不断の見直しを行っていく。	き、商品の効果的・効率的な宣伝や臨機に応じた販売機会の確保等を通じ、売り上げを確保することを期待する。 ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律等の改正を踏まえた魅力的な新商品の開発に期待する。 <その他事項> —
---	--	---	--

	件数：1,346 件 金額：13,702,561 千円 ② スポーツ振興基金助成金 件数：668 件 金額：1,196,915 千円 ③ 競技強化支援事業助成金 件数：14 件 金額：256,444 千円 助成事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うために直接必要となる経費を助成対象として認めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、助成事業を中止する場合には、既に発生した経費や中止に伴い発生した経費を助成対象として支払う（149 件）など、助成団体のニーズを踏まえ、個々の助成事業ごとに内容を確認した上で、柔軟に対応した。 また、スポーツ振興くじ助成金により、助成した事業におけるスポーツ参画人口は、前年度比で 129.9%と増加した。 ※令和3年度にスポーツ振興くじ助成により、助成した事業におけるスポーツ参画人口の前年度比 (スポーツ大会の参加者数・運営スタッフ数、スポーツ施設の利用者数等の合計人数) <table><tr><td>R 2 (前年度)</td><td>⇒</td><td>R 3 (助成年度)</td></tr><tr><td>約 1,326 万人</td><td>129.9%</td><td>約 1,723 万人</td></tr></table> なお、スポーツ振興基金については、民間出えん金約 45.5 億円を原資に、国債・地方債等により安定的な運用を図った(運用収入 79,273 千円)。 (5) 助成事業の適正な執行 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、Web に掲載した募集に係る説明動画(令和3年度動画再生回数：1,801 回)において、募集内容と併せて会計処理の留意点を説明することにより、制度の理解促進を図った。 加えて、アスリート助成の対象者として選定された全アスリート(538 人)に対しては、制度の趣旨・目的、コンプライアンス及びドーピング防止等に関する研修資料を送付し、内容を理解した旨の報告を求めるとともに、初めて対象者として選定されたアスリート(125 人)に対しては、オンライン会議ツールを用いた研修会を実施したことにより、制度の理解促進を図った。 また、助成団体(交付要綱及び調査実施要綱に基づき調査団体を抽出)における会計処理状況の調査を新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、オンライン会議ツールを用いて実施し、不適切な会計処理が確認された団体については、適正な執行に向けての改善方策を提出させるなど指導した。 3. 助成制度の趣旨の普及・浸透 スポーツ振興投票制度が、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしていることや寄附的な性格を持つことについて国民の理解を深めるため、CM や Web 等を活用して助成活動を紹介した。 また、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等のため、スポーツ振興助成のロゴマーク等を表示したフラッグ・バナーの掲出(大会開催)、標識の設置(施設整備)、JSC の HP へのリンクバナーの掲載等とともに広報への協力等を求めた。 4. スポーツ振興投票等業務における効果的・効率的な運営 コンサルタントと協同し、民間の経営手法を十分活用するほか、くじの販売・払戻システムの安定的な運用、情報セキュリティの確保等に取り組むなど、効果的・効率的な業務運営を行った。	R 2 (前年度)	⇒	R 3 (助成年度)	約 1,326 万人	129.9%	約 1,723 万人		
R 2 (前年度)	⇒	R 3 (助成年度)							
約 1,326 万人	129.9%	約 1,723 万人							

○参考 スポーツ振興投票等業務に係る令和3事業年度事業計画 ＜令和3事業年度の運営の基本方針＞ スポーツ振興投票制度は、平成10年に創設され、平成13年からはスポーツ振興くじの全国販売を開始し、売上が低迷した時期がありました。近年では安定的に1,000億円程度の売上が確保されています。また、スポーツ振興くじの売上を財源とした助成金についても、グラウンドの芝生化、地域のスポーツ施設の整備、総合型地域スポーツクラブの育成などに活用されており、地域スポーツの振興に欠かせない財源となっています。 今後も、お客様に長期にわたってスポーツ振興くじを楽しんでいただくため、魅力的な商品開発や販売方法の工夫等を行ってまいります。我が国のくじ市場が、ここ数年、減少傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がくじ対象試合の開催にも引き続き影響を及ぼすことが懸念されているなど、安定的な売上を継続的に確保していくことが非常に難しい状況となっています。 一方で、スポーツ振興くじによる助成金については、「第2期スポーツ基本計画」等の政府針に基づき、助成対象団体からのニーズ等を踏まえ、地域スポーツの振興に効果的な助成を行うことにより、地域のスポーツ参画人口を増加させることが求められています。さらには、スポーツ振興投票制度が、国民の理解と協力を得て、国民の間に定着したものとなるよう、その趣旨の普及・浸透を図るとともに、円滑かつ効果的な業務運営が求められています。 加えて、令和2年12月には、バスケットボールの対象競技への追加や単一試合投票等の導入を柱としたスポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律が施行されました。 このようなことから、これまで以上にスポーツ振興投票等業務が地域スポーツの振興を図る上で重要な役割を果たしていくために、次に掲げる事項を令和3事業年度の基本方針とし、それぞれの業務を積極的かつ効率的に進めていくこととします。 1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保 2 地域スポーツの振興のための効果的な助成 3 スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透 4 スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営 ＜基本方針に基づいた具体的な取組＞ 1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保 (1) スポーツ振興くじの実施回数等 Jリーグ又は海外サッカーリーグ等の試合を対象とし、指定されたサッカーの各試合の90分間での結果について、購入者が自分で予想するくじ(toto, mini toto, totoGOAL3, totoGOAL2)とコンピュータが選択するくじ(MEGA BIG、BIG、100円BIG、BIG1000、miniBIG)を年間90回程度販売します(販売期間が同一の場合は、同一開催回とします。) また、JSCが指定する特定の開催回・商品において、法令の範囲内で当せん金の最高限度額を引き上げるくじを販売する特別回施策を実施します。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響として、今後もくじ対象試合の延期等により、くじの安定的な開催に影響が生じる場合には、各リーグの開催状況に応じて柔軟な対応を行い、できるだけ多くの販売機会を確保するよう努めます。 (2) 広告宣伝 テレビCMやWEB広告等を実施し、広告実施後の調査(第三者によるものを含む)などにより、広告・宣伝の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な実施に努めます。 (3) 販売促進 ① スポーツ振興くじ特約店 商品知識が豊富な販売員による案内が可能であること、看板やのぼり、ポスター等の設置により、屋外広告としての機能も有していることから、新規購入者から継続購入者まで幅広いお客様に応じたサービスの提供や情報発信ができる強みを活かすため、販売員への研修によりサービスの向上を図るとともに、店頭での効果的な情報発信に努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。 ② コンビニエンスストア 全国各地に多数の店舗を構える販売ネットワークを有していることから、日常生活の場面でくじの購入ができることや、くじ購入以外の多様な目的で店頭を訪れるお客様に対してもくじに関する情報接触(広告効果)が期待できるため、コンビニエンスストアにおいて販売・払戻を実施していることについて幅広く情報発信するとともに、店内でのガイドブックの設置など、くじに関する情報提供の充実にも努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。 ③ インターネットサイト 提供できる情報量の多さや、いつでもどこでも買えるといったインターネットサイトが持つ強みと、近年の、売上額に占めるインターネット販売の占有率の上昇も踏まえ、インターネットサイト顧客向けのキャンペーンの実施や、インターネットサイトの操作性や視認性を改善するなど、顧客利便性の更なる向上を進めることにより、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。	(4) 魅力的な商品開発 安定的な売上を継続的に確保するため、より多くのお客様にスポーツ振興くじをお楽しみいただけるよう、市場調査を実施する等により顧客のニーズの把握に努めるとともに、令和2年12月に改正された関係法の趣旨に沿った、より魅力的な商品の開発検討を行います。 (5) スポーツ振興くじの公正性の確保 ① 19歳未満者の購入防止対策 ア 対面店舗での販売 定期的な店舗巡回のほか、新規店舗を含む全国の店舗に対して販売員の研修等を実施するとともに、19歳未満購入禁止のマークを、販売店窓口、ポスター、TVCM、マークシート等に表示するなど、適切な対策を講じます。 イ インターネットでの販売 インターネットにおける購入は会員登録を必須要件とし、会員登録時に年齢確認を行うほか、購入時に本人確認を実施し、19歳に満たない者の購入を防止します。 ② 指定試合開催機構(Jリーグ及びBリーグ)との協働による取組 Jリーグと協働し、Jリーグに登録された選手、監督、審判員等に対して、禁止行為等の理解、インテグリティを脅かすようなリスク等について研修を行い、スポーツ振興投票の公正を害する行為の予防に努めます。 また、新たにBリーグが指定試合開催機構となったことを踏まえ、Bリーグとも協働し、禁止行為等の周知、研修実施に向けた準備等、所要の取組を行います。 ③ 海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売 海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、情報配信先の選定など、正しい情報を取得し、試合の指定や試合結果の確認等を適切に行います。 2 地域スポーツの振興のための効果的な助成 (1) 助成メニューの見直し 令和2年12月の関係法の改正により、収益の使途が拡大されたことも踏まえ、地域スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行います。 ① ニーズ等の把握 助成対象団体に対してアンケートやヒアリングを行い、ニーズ等の把握に努めます。 ② 助成事業の評価 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価します。 (2) 助成金の交付 ① 助成対象事業の募集 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会等を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図ります。 ② 助成金の公正な配分 助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定します。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うための経費を助成対象として配分します。 ③ 適正な事業執行に関する啓発 助成団体が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図ります。 (3) 継続的・安定的な助成財源の確保 複数年度にわたる事業や大規模な国際大会等に対し、継続的・安定的な支援を行うため、執行状況に応じ、助成財源の一部を積み立てます。
---	---

4. その他参考情報

予算額と決算額の差異は、次期スポーツくじ販売・払戻システムの構築に必要な初期投資費用を確保するために積立てを行ったことが大きい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	スポーツ・インテグリティの保護・強化		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 6 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
モニタリング団体数	5 団体	—	5 団体	6 団体	5 団体	7 団体		予算額（千円）	62,992	208,996	186,740	154,194	
								決算額（千円）	62,323	112,984	152,341	113,739	
ウェブサイト登録件数（参考指標）	—	—	—	—	564 団体	921 団体		経常費用（千円）	62,323	111,008	140,633	125,089	
								経常利益（千円）	8,871	32,884	11,702	15,970	
								行政サービス実施コスト（千円）	58,793	—	—	—	
								行政コスト（千円）	—	111,008	140,633	125,089	
								従事人員数（人）	1.6	5.2	7.4	7.1	

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価															
	主な業務実績等	自己評価		評定	A														
＜主な定量的指標＞ ・JSC が行うドーピング防止活動の実施状況や取組内容等について、外部評価会議の点検を受け、フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するために「効果的」等の高評価を得る。 ・毎年度5つのスポーツ団体に対して継続的なモニタリングやその結果の共有等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する理解促進等を図り、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスに関する取組等を促進する。 ・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、利用対象者がいつでも利用可能となるよう安定的に運用する。	＜主要な業務実績＞ 1. ドーピング防止活動 （1）アンチ・ドーピングに係るインテリジェンス活動 ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）として公開情報の収集等を実施した。 2020 年東京大会においては、情報収集方法や情報の取扱いが適法になされていることに留意しつつ、同大会の公正性を確保するための活動を円滑に取り組んだ。また、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）に情報提供を行った。 加えて、インテリジェンス活動を強化するため、JADA が保有する情報を端緒とした調査を新たに実施し、更なる連携を図った。 （2）ドーピング通報窓口の運用 通報窓口に寄せられた情報を端緒とした公開情報の収集、評価活動等を進め、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、JADA に対して情報提供等を行った。 （3）2020 年東京大会に向けた関係機関との情報共有に関する取組 2020 年東京大会において、国際検査機関（ITA）、国際パラリンピック委員会（IPC）、スポーツ庁、JADA、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と協力覚書（MoC）を締結し、民間・行政間の垣根を超えた情報共有を行うなど、ドーピング防止活動における中核的な機関として、各所と連携しながら積極的な役割を果たした。 （4）競技者等への理解促進活動 ① 研修会等を通じた広報活動 アスリート助成選定者研修会等の JSC 主催の説明会、JADA 等関係団体主催の会議等において、選手、サポートスタッフ等のスポーツ関係者に対してドーピング調査の必要性、通報の方法、調査への協力依頼等の情報提供を行った。令和3年度においては、初めてスポーツ歯科医約500人に直接広報する機会を得たことで、より広範囲のサポートスタッフに理解と協力を求めることが可能となった。 ② 広報物を活用した広報活動 統括団体や NF に対しては、広報ツールの配布（ガイドブック 6,740 部、ポスター275 部等）に加えて、ドーピング通報窓口の Web バナーの掲載を促進し、協力団体が増加した（16 団体増）。また、JSC が運用する SNS やイントラネットに関係者に定期的に情報提供するなど、様々な広報活動を通じて認知度や理解度の向上を図ったこともあり、2020 年東京大会期間中の通報窓口 Web のアクセス数については、他の月と比較し2～2.5 倍増となった。 なお、2020 年東京大会期間中においても関係各所と連携を図り、通常は大会に関係のない広報物掲示が許されない選手村のドーピング検査室周辺やメインスタジアムである国立競技場等の大会関連施設内において、広報物を掲示し続け、理解促進に努めた。 ＜ドーピング通報窓口認知度・理解度アンケート結果＞ 対象：JOC/JPC 強化指定選手及びサポートスタッフ、NF スタッフ（令和3年度回答数 608 人） <table><tr><th></th><th>H30</th><th>R 1</th><th>R 2</th><th>R 3</th></tr><tr><td>認知度（※）</td><td>67.9%</td><td>81.4%</td><td>71.6%</td><td>77.6%</td></tr><tr><td>理解度</td><td>75.9%</td><td>79.8%</td><td>77.5%</td><td>80.9%</td></tr></table>		H30	R 1	R 2	R 3	認知度（※）	67.9%	81.4%	71.6%	77.6%	理解度	75.9%	79.8%	77.5%	80.9%	＜評定と根拠＞ 評定：A 【中期目標に定められる指標に対する成果】 スポーツにおけるドーピングの防止活動においては、中期目標及び中期計画に基づいた取組を実施し、外部評価会議において、「与えられたミッションをきちんと遂行したこと、特にインテリジェンス活動においては法執行の観点からも非常に重要で意義のある活動がなされたことを評価」したとし、A 評価を受けた。 また、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関しては、モニタリングを7つの NF に対して実施し、目標（5 団体）の 140% を達成した。いずれのモニタリングにおいても専門家（弁護士、公認会計士）による分析と助言をレポートに記載し、対象の NF に提供した。 さらに、一般スポーツ団体のガバナンスコードの自己説明・公表促進を目的とする「スポーツガバナンスウェブサイト」をシステム障害等なく、安定的に運用を行い、関係機関と連携して周知を行うことで、登録団体数は、令和4年3月31日時点で、921 団体（前年度比 63% 増加）となった。 加えて、スポーツ団体ガバナンス支援委員会及びスポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、利用対象者がいつでも利用できるよう安定的に運用を行った。 【評価に資する主な成果】 インテリジェンス活動の一環として運用しているドーピング通報窓口については、各種広報ツールを用いて広く理解促進に努めた結果、80%前後の選手及びサポートスタッフから通報窓口を認知し、かつその必要性を理解しているとの回答を得た。 また、2020 年東京大会においては、民間・行政間の垣根を超えた情報共有を行うための MoC を2件締結し、ドーピング防止活動における中核的な機関として、各所と連携しながら積極的な役割を果たした。 スポーツ庁が公表した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（アクションプラン）を踏まえ、ガバナンスに関するモニタリング指標の開発を令和2年度に開始し、トライアルを経て令和3年5月に開発を完了した。これを受け、令和3年度より、コンプ		＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 ・ドーピング防止活動について、令和3年度の取組内容を外部評価会議において評価した結果、「効果的である」との評価が得られた。 ・ガバナンスに係る NF モニタリングについて、目標を超えた計7 団体に実施し、対象の NF に専門家による助言を提供。 ・NF モニタリングで得られた知見を踏まえ、オンライン研修会を企画・開催。高い満足度（94.2%）を獲得。 ・スポーツ・ガバナンスウェブサイトの安定的な運用及び普及により、登録団体数が前年度比 63% 増加。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・東京大会において ITA ・IPC 等、関係する国際機関と連携して国際競技大会におけるインテリジェンス活動を行った知見等を活かし、今後国内で開催される国際競技大会で必要な体制構築において、引き続きインテリジェンス活動に
	H30	R 1	R 2	R 3															
認知度（※）	67.9%	81.4%	71.6%	77.6%															
理解度	75.9%	79.8%	77.5%	80.9%															

めに、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。」とされている。これを踏まえ、JSC が行うドーピング防止活動について効果的・効率的に行う必要があることから、外部評価会議の点検で4段階の評価を受けることとし、最上位の評価を得ることを評価指標として設定した。 ・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コンプライアンスの向上に関する取組が必須である。 平成 28 年度のスポーツ庁調査では、JSP0 加盟団体及び日本障がい者スポーツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が 7 団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が 12 団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均 5 団体を指標として設定した。 なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。 ・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、体制を構築するのみならず、利用対象者が常に利用可能な状態を維持していくことが求められるため、取組の安定的な運用を評価指標として設定した。	※ 「知っていた」「名前を知っている程度」の合計 ※ 令和元年度以前は集合研修直後のアンケート、その後は NF を通じたオンラインアンケートを実施 (5) インテリジェンス活動に関する情報収集 インテリジェンス活動情報の充実を図るため、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）常任理事会・理事会や新設された Sport Human Intelligence Network（SHIN、年 1 回開催）等に参加し、アンチ・ドーピング活動の最新動向の把握に努めるとともに、関係機関とのネットワーク構築を図った。 また、国内においては JADA との定期会合であるインテリジェンス検討会議を 5 回開催し、活動における課題の共有や改善策を検討した。国内スポーツ団体との連携については、NF のアンチ・ドーピング担当者にアンチ・ドーピング活動を行う上での課題等を聞き取るためのヒアリングを行い、必要に応じて JADA にもヒアリング結果を共有し連携を深めた。（オリンピック競技 4 団体、パラリンピック競技 1 団体） (6) 日本アンチ・ドーピング規律パネルの運用 令和 3 年 1 月に適用された国際基準を遵守し、公正かつ公平で運営上の独立性を有する規律パネルによる聴聞会を開催するため、運営事務局を非対面方式の聴聞会が開催可能な外部機関に移設し、専門的知見を有する運営コーディネータを増員し体制強化を図るなど、運営支援を着実に実施した。（聴聞会の開催：0 回） (7) アンチ・ドーピング活動に係る外部評価会議（令和 4 年 3 月 15 日開催） JSC が実施するアンチ・ドーピング活動（インテリジェンス活動、広報・理解促進活動、アンチ・ドーピング規律パネル）の令和 3 年度実績について、「与えられたミッションをきちんと遂行したこと、特にインテリジェンス活動においては法執行の観点からも非常に重要で意義のある活動がなされたことを評価」したとし、4 段階評価の最上位である A 評価（効果的である）を受けた。 2. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する情報収集・提供及び中央競技団体のモニタリング (1) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する情報収集及び提供 ① 情報収集及び国際会議への参加 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する最新の取組や情勢に関する情報を公開情報から収集するとともに、以下の国際会議に出席し、情報収集を行った。なお、会議はいずれもオンライン開催であった。収集した情報はスポーツ庁に報告するとともに、研修講師派遣やスポーツ団体との面談等の機会を通じて適宜スポーツ団体への提供に努めた。 ・IPACS（International Partnership against Corruption in Sport）*タスクフォース 4 会議（4/23） *スポーツ界の腐敗防止に関する国際協力会議 ・IPACS タスクフォース 2 会議（5/26、10/6） ・IPACS Steering Committee Meeting（11/8） ・4th International Forum for Sports Integrity（11/9） ② 研修講師派遣 スポーツ団体等からの依頼に基づき、各団体が主催するインテグリティ研修会等において計 7 回講師を務め、情報提供を行った。（NF：3 回、都道府県体育・スポーツ協会：3 回、その他：1 回） ③ スポーツ団体対象研修会の企画・開催 NF へのモニタリング等から得られた知見を踏まえ、スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの推進に資する情報提供の一環として、新たにオンライン研修会を企画・開催した。講師は、スポーツ団体の活動に理解のある弁護士、公認会計士に依頼したこともあり、研修参加者の満足度は毎回 90% を超える結果となった。なお、各研修の録画映像については、各スポーツ団体の研修等においても活用できるよう JSC の HP で公開するなど効果的に活用した。 また、研修参加者に対してドーピング通報窓口や第三者相談・調査制度、スポーツ団体ガバナンス支	ライアンスに関するモニタリングに加え、新たにガバナンスに関するモニタリングの本格実施を開始した。 加えて、NF モニタリング等をとおして得られた知見を踏まえ、スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの改善、課題解決に資する情報提供として、新たにオンライン研修会を企画・開催し、延べ約 1,200 人のスポーツ団体関係者が参加し、高い満足度（94.2%）を得ることができた。 令和 2 年度に運用を開始した「スポーツガバナンスウェブサイト」については、システム障害なく安定的に運用を行うとともに、関係団体に対する周知活動や登録団体を対象とした研修会を提供するなどの活動を行った結果、登録団体数が前年度比 63%増加した。また、スポーツ庁と連携して統括団体や都道府県体育・スポーツ協会の協力を得て、各団体加盟団体への説明会を 3 回実施し、一般スポーツ団体の「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく自己説明・公表と、「スポーツガバナンスウェブサイト」への登録促進に努めた。 アクションプランに基づき令和 2 年度に設置したスポーツ団体ガバナンス支援委員会については、第三者相談・調査制度とともに、研修会の機会等を通して関係者への周知に努めるとともに、利用対象者がいつでも相談可能となるよう安定的に運用を行った。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A 評価とする。 ＜課題と対応＞ 2020 年東京大会において構築したネットワーク等を活用し、JADA や関係機関との更なる連携が期待されていることから、現在定期的に開催しているインテリジェンス検討会議等を通じ、継続して検討を重ねていく。 スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスの強化については、NF のモニタリングで得られた知見を研修会等で提供し、スポーツ団体の課題解決を促進するため、より多くのスポーツ団体の関係者が研修会を受講できる方法等の検討を行う必要がある。	おける中核的組織としての役割を果たすことを期待する。 ・モニタリング受診団体数の増加及び受診団体に対するフィードバックの充実を含め、モニタリング機能の強化を期待する。 ・地域のスポーツ団体におけるインテグリティ教育を促進させるため、更なる情報提供機会の確保及び研修等の実施。 ＜その他事項＞ —
---	---	---	---

援委員会等の紹介を行うなど、研修会の機会を活用し、各事業の認知度向上にも努めた。

オンライン研修会開催数	6回
研修会参加者の総数	1,181人
研修会の内容	コンプライアンス、利益相反管理

(2) ガバナンス・コンプライアンスに関する NF のモニタリングの実施

スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスの状況に関する現況評価を行い、結果のフィードバックをとおして各団体のスポーツ・インテグリティの理解向上とガバナンス・コンプライアンスに関する取組の促進を支援することを目的に、7つのNFに対してモニタリングを実施した。

ガバナンスに関するモニタリング（ガバナンス診断）については、令和2年度に外部有識者（弁護士、公認会計士等）を含む指標開発会議を設置し、トライアルを経て令和3年5月に指標開発を完了し、令和3年度からガバナンスに関するモニタリングを本格的に開始した。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、年度内に2回のオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたこと等もあり、モニタリング実施の同意を得たものの令和3年度内の実施に至らなかった団体が4団体あった。

(3) モニタリング結果のフィードバック

ガバナンスに関するモニタリング（診断）は、アンケートを基にNFの理事・監事の理事会運営、利益相反管理、危機管理等に関する認識や理解の状況を可視化したレポートを作成し、フィードバックを行った。

コンプライアンスに関するモニタリング（コンプライアンス診断）では、NFの競技者、指導者、事務局員へのアンケートをとおして、暴力、ハラスメント、ドーピング、事務処理違反等に関する状況や認識を可視化したレポートを作成し、フィードバックを行った。

いずれのモニタリング（診断）においても、専門家（弁護士、公認会計士）による分析結果と助言を記載したフィードバックレポートを対象のNFに提供した。

<モニタリング実績>

モニタリングを実施した団体数	7団体
【内訳】	
ガバナンス診断実施団体数（※）	5団体
（対象者）理事・監事	102人
コンプライアンス診断実施団体数	2団体
（対象者）競技者	69人
指導者	87人

※トライアル実施団体数（2団体）を含む

<モニタリングを実施した各NFからのコメント>

- ・適合性審査に向けて作成した規程等について、役員間で理解にばらつきがあることが分かったので改善に取り組みたい。
- ・理事会では十分に議論の時間をとっているつもりであったが、十分とは考えていない役員もいることが確認できた。
- ・コンプライアンス教育をしっかりとやってきたつもりであったが、スポーツ指導において暴言やハラスメントと感じている者も一部いることが分かり、真摯に受け止めたい。
- ・暴言やハラスメント等について、指導者と選手に意識差があることが分かった。

3. 「スポーツガバナンスウェブサイト」の構築・運用

	スポーツ団体が、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」（スポーツ庁策定）に基づく自己説明・公表を促進するため、専用 Web（「スポーツガバナンスウェブサイト」）を構築し、令和 3 年 3 月 1 日より運用を開始した。同 Web は 24 時間 365 日、無料で利用可能とし、登録・公表された情報を Web の訪問者が閲覧・検索可能な仕組みとした。令和 3 年度もシステム障害等なく、安定的に運用した。 また、登録団体のコンプライアンス推進を支援することを目的に、登録団体関係者を対象としたコンプライアンス研修をオンライン形式で開催した。 加えて、スポーツ庁と連携して統括団体や都道府県体育・スポーツ協会の協力を得て、各団体加盟団体への説明会を 3 回実施し、一般スポーツ団体の「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく自己説明・公表と、「スポーツガバナンスウェブサイト」への登録促進に努めた。 これらの取組により、登録団体数は令和 4 年 3 月 31 日時点で、921（前年度比 63%増加）となった。 4. スポーツ団体ガバナンス支援委員会の運用 不祥事発生等により第三者調査が必要になった NF の求めに応じて助言等の支援を行うスポーツ団体ガバナンス支援委員会を着実に運用した。 ・相談受付実績：3 件（うち、助言実施案件：1 件） 5. スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度の運用 （1）運用実績 「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度」（第三者相談・調査制度）における相談窓口を着実に運用した。 令和元年度に開設した SNS（LINE）相談窓口については、令和 3 年 3 月に LINE の個人情報管理に関する報道後、一時的に LINE による相談受付を中断したが、相談受付時に個人情報が LINE のサーバに残らないようにシステム改修を行い、令和 3 年 10 月に再開した。 平成 30 年 1 月 1 日から委嘱している第三者相談・調査委員会の委員の任期が令和 3 年 12 月 31 日に満了となり、令和 4 年 1 月 1 日より 3 人の新任委員を含む新しい委員構成となった。現在の委員は弁護士（3 人）、臨床心理士（2 人）、元アスリート（2 人）、研究者（1 人）、トップ層の指導経験者（1 人）の 9 人で構成され、女性比率は 30%に向上した。 ・相談受付実績：20 件（うち、相談・調査実施案件：1 件） ・第三者相談・調査委員会開催：3 回 （2）周知活動 JSC 主催の説明会等（アスリート助成選定者研修会等）において、選手及び関係者に対して第三者相談・調査制度について説明した。なお、説明会等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 2 年度には実施できなかったため、2 年ぶりの実施となった。 また、本制度の広報用に、新たにロゴを作成し、新しいデザインのリーフレット、ポスター、HP 掲載用バナーを作成した。HP 掲載用バナーについては、NF に対して、各団体の HP に掲載するよう依頼した。 その結果、第三者相談・調査制度の認知度が前年度よりも向上する結果となった。 ＜第三者相談・調査制度に関する認知度アンケート結果＞ 令和 3 年度：69.6%（令和 2 年度：35.9%） 回答者：608 人（令和 2 年度：988 人） 対象者：JOC 及び JPC の強化指定選手、JOC 及び JPC の強化スタッフ、NF 職員 ※令和 2 年度から、アンケート実施方法について、集合研修時のアンケートから NF を通じたオンラインアンケートに変更。 ※令和 3 年度から、設問を「第三者相談・調査制度を知っていたか」から「JSC が相談窓口を運営していることを知っていたか」に変更。 ※JSC が相談窓口を運営していることを「知っていた」又は「名前を知っている程度」と回答した者の	
--	---	--

		うち、32.9%が Web を、61%が研修会をとおして情報を得たと回答。		
		6. 関係団体との連携等 「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」（構成員：スポーツ庁、JSP0、J0C、JPSA 及び JSC の長）において、NF に対するモニタリングの実施や「スポーツガバナンスウェブサイト」の運用実績等に関する報告を通じて関係団体との情報共有を図り、スポーツ・インテグリティの保護・強化に向けて、関係団体との連携強化に努めた。		

4. その他参考情報				
予算額と決算額の差異は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国際会議の開催方法の変更に伴う国外旅費の減、人員配置の調整等による常勤職員・非常勤職員の人件費の減等に伴う事業費の減が大きい。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	災害共済給付の実施と学校安全支援の充実		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 7 号～9 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
子ども子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率	最終年度において 65%以上		58.8%	64.0%	67.4%	71.5%		予算額（千円）	1,612,813	1,811,562	1,903,142	1,612,607	
								決算額（千円）	1,617,101	1,776,811	1,858,474	1,483,587	
								経常費用（千円）	1,819,274	1,607,476	1,813,886	1,644,322	
								経常利益（千円）	13,013	△35,422	44,413	66,239	
差戻し件数	平成 29 年度比 10%減		3.9%減	13.5%減	37.9%減	35.5%減		行政サービス実施コスト（千円）	1,321,828	—	—	—	
資料等の活用状況調査でプラス評価	最終年度において 80%以上		—	—	92.1%	—		行政コスト（千円）	—	1,623,881	1,840,293	1,644,402	
								従事人員数（人）	101.2	95.7	96.4	94.3	

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																																																																											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																																																						
	主な業務実績等	自己評価			評定	A																																																																					
＜主な定量的指標＞ ・ 中期目標期間の最終年度において、子ども子育て支援新制度開始（平成 27 年度）以後に災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設における同制度への加入率を 65%以上とする。 ・ 中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度の差戻し件数と比較して 10%削減する。 ・ 中期目標期間の最終年度において、学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得る。	＜主要な業務実績＞ 学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付を行うとともに、国の学校安全の施策と連携しながら、給付業務から得られる災害事故情報を活用した学校安全支援に関する業務を一体的に行うことにより、学校事故防止のための取組を推進した。 災害共済給付業務及び学校安全支援業務の円滑な実施・運営に当たっては、給付業務上の課題解決策、学校関係者等への事故防止情報の提供と活用方策等について、「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催し、全国及び都道府県の医師会、教育委員会、学校長会、PTA 連合会等の関係団体と意見交換を行った。 また、災害共済給付業務においては、これまで障害見舞金の対象となっていなかった 1 歯の歯牙欠損についても、学校関係団体等からの要望等を踏まえ、令和 3 年 4 月 1 日から災害共済給付の附帯業務として「歯牙欠損見舞金」を支給することとした。 1. 公正かつ適切な給付の実施 災害共済給付業務においては、保護者の同意を得て、約 1,615 万人の加入者（児童生徒等の在籍者の 95.0%）で、約 167 万件の給付を行った。 ・ 加入状況 ＜児童生徒等の加入者数＞ <table><tr><th>区分</th><th>H30</th><th>R 1</th><th>R 2</th><th>R 3</th></tr><tr><td>在籍者数（人）</td><td>17,408,509</td><td>17,310,990</td><td>17,169,621</td><td>16,997,979</td></tr><tr><td>加入者数（人）</td><td>16,603,413</td><td>16,469,897</td><td>16,315,166</td><td>16,151,376</td></tr><tr><td>加入率（%）</td><td>95.4</td><td>95.1</td><td>95.0</td><td>95.0</td></tr></table> ・ 給付状況 ＜給付件数及び給付金額＞ <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>H30</th><th>R 1</th><th>R 2</th><th>R 3</th></tr><tr><td rowspan="2">医療費</td><td>件数（件）</td><td>1,979,619</td><td>1,921,650</td><td>1,496,813</td><td>1,665,064</td></tr><tr><td>金額（千円）</td><td>15,431,269</td><td>14,787,869</td><td>11,612,156</td><td>12,903,247</td></tr><tr><td rowspan="2">障害見舞金</td><td>件数（件）</td><td>403</td><td>363</td><td>393</td><td>321</td></tr><tr><td>金額（千円）</td><td>1,689,760</td><td>1,597,000</td><td>1,831,760</td><td>1,730,393</td></tr><tr><td rowspan="2">死亡見舞金</td><td>件数（件）</td><td>74</td><td>56</td><td>44</td><td>42</td></tr><tr><td>金額（千円）</td><td>1,811,600</td><td>1,335,400</td><td>946,300</td><td>944,500</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>件数（件）</td><td>1,980,096</td><td>1,922,069</td><td>1,497,250</td><td>1,665,427</td></tr><tr><td>金額（千円）</td><td>18,932,629</td><td>17,720,269</td><td>14,390,216</td><td>15,578,140</td></tr></table> ※端数処理の都合上、合計と各内訳の額は必ずしも一致しない。	区分	H30	R 1	R 2	R 3	在籍者数（人）	17,408,509	17,310,990	17,169,621	16,997,979	加入者数（人）	16,603,413	16,469,897	16,315,166	16,151,376	加入率（%）	95.4	95.1	95.0	95.0	区分		H30	R 1	R 2	R 3	医療費	件数（件）	1,979,619	1,921,650	1,496,813	1,665,064	金額（千円）	15,431,269	14,787,869	11,612,156	12,903,247	障害見舞金	件数（件）	403	363	393	321	金額（千円）	1,689,760	1,597,000	1,831,760	1,730,393	死亡見舞金	件数（件）	74	56	44	42	金額（千円）	1,811,600	1,335,400	946,300	944,500	合計	件数（件）	1,980,096	1,922,069	1,497,250	1,665,427	金額（千円）	18,932,629	17,720,269	14,390,216	15,578,140	＜評定と根拠＞ 評定：A 【中期目標に定められる指標に対する成果】 子ども子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率については、71.5%であり、目標値（加入率 65%以上とする）の 110.0%を達成した。 また、差戻し件数については、35.5%削減であり、目標値（平成 29 年度比 10%削減）の 120%以上を達成した。 （資料等の活用状況調査については、隔年実施のため、令和 3 年度は目標値の設定なし。） 【評価に資する主な成果】 ・実務研修、審査専門委員会及び実地調査の実施等の取組により、公正かつ適切な給付を実施した。 ・災害共済給付業務においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校現場の負担を軽減するため、差戻し件数の削減を図った。また、学校関係団体等からの要望等を踏まえた制度の見直しや災害共済給付システムの改修による運用改善を行うことで、災害共済給付制度の安定的な運営を行った。 ・安全支援業務においては、新型コロナウイルス感染症予防を想定した情報発信を行うことで、「新しい生活様式」を踏まえた学校現場における事故防止の取組を支援した。 ・年度途中に新たに経営を開始した保育所等に対して、関係省庁・自治体等との連携・協力の下、制度説明のチラシを配布する等、災害共済給付制度の理解促進に努め、加入促進を図った。 ・学校災害防止調査研究委員会で「課外指導の事故防止対策」及び「休憩時間の事故防止対策」を研究課題とし、事故の現状分析を行い、事故防止のための留意点を学校現場において活用しやすい資料にまとめ、HP に掲載した。 ・スポーツ庁委託事業において、体育活動中における重大な事故を防止するため、近年発生した重大事故事例について調査・研究を行い、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を見送ったスポーツ事故防止対策推進会議（セミナー）			＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められたため。 ・ 子ども子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率については、対前年度目標値（65%以上）の 100%以上となる 71.5%まで増加している。 ・ 給付業務についても、差戻し件数については、対前年度目標値（平成 29 年度より 10%削減）の 120%以上となる 35.5%削減し、目標を大きく上回っている。 以上の通り、2 つの数値目標のうち、120%以上の目標達成となったものは 1 つであったものの、もう 1 つの項目についても 110%の目標達成となったこと、併せて学校関係団体等からの要望等を踏まえた制度の見直しや災害共済給付システムの改修による運用改善を行う等、災害共済給付制度の安定的な運営に向けた対応に努めたことを踏まえ、【指標に対する評価】を【評価に資する主な成果】にて補完することで A 評定とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加
区分	H30	R 1	R 2	R 3																																																																							
在籍者数（人）	17,408,509	17,310,990	17,169,621	16,997,979																																																																							
加入者数（人）	16,603,413	16,469,897	16,315,166	16,151,376																																																																							
加入率（%）	95.4	95.1	95.0	95.0																																																																							
区分		H30	R 1	R 2	R 3																																																																						
医療費	件数（件）	1,979,619	1,921,650	1,496,813	1,665,064																																																																						
	金額（千円）	15,431,269	14,787,869	11,612,156	12,903,247																																																																						
障害見舞金	件数（件）	403	363	393	321																																																																						
	金額（千円）	1,689,760	1,597,000	1,831,760	1,730,393																																																																						
死亡見舞金	件数（件）	74	56	44	42																																																																						
	金額（千円）	1,811,600	1,335,400	946,300	944,500																																																																						
合計	件数（件）	1,980,096	1,922,069	1,497,250	1,665,427																																																																						
	金額（千円）	18,932,629	17,720,269	14,390,216	15,578,140																																																																						

いては、65%以上を指標として設定した。 ・請求における差戻しは、平成29年度では約10万件発生しており、このうち、記載不備や提出書類の不足などの差戻しは約2万件を占めている。この差戻し約2万件について、本目標期間中に半減させ、業務の効率化を推進するとともに利用者の利便性を向上させるため、全差戻し件数の10%を削減することを指標として設定した。 ・第3期では、評価指標の設定におけるアンケート調査の数値目標は、『JSCからの情報提供に対する満足度調査(4段階評価)を行い、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る』ことを目標とし、「大変有意義であった」との回答が約80%であった。(平成27年度80.98%、平成28年度80.54%)第4期では、更に具体的に取組の成果を測る必要があることから、提供した資料等の活用状況(効果的に利用すること)について同水準以上を指標として設定した。 なお、上記の評価指標の各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。	① 災害共済給付審査専門委員会 医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支払請求案件のうち、医学的その他専門的見解が必要と認められる案件について、各支所に設置した審査専門委員会(外部有識者10人程度で構成)に付議し、適切に審査を行った。 ・審議件数：377件 ② 実地調査 公正かつ適切な審査を実施するため、医療費案件、障害案件及び死亡案件について「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付請求に係る実地調査要綱」に基づき、学校等の関係者との連携・協力の下、担当職員による実地調査を実施した。 ・調査件数：220件 ③ 新型コロナウイルス感染症に対する給付 発症の原因が学校の管理下における感染であると認められる新型コロナウイルス感染症について、前例がなかったことから、給付事務総括部署で審査に係る留意点等を整理し、各支所における迅速で公正かつ適切な給付の実現に向けた取組を行った。 ・給付件数：110件 (3) 不服審査請求への対応 災害共済給付の決定に関し、学校等の設置者、保護者等からの不服審査請求に対し、外部有識者(医師2人、弁護士1人)を含む不服審査会を9回開催し、中立かつ公正に審査を行った。 また、審議結果及び決定経緯については、TV会議システム等を活用し、各支所の審査担当職員等と効果的に情報共有を行うなど、給付事務の適正化を図った。 ・審議件数：45件 2. 災害共済給付制度への加入促進 (1) 新たに加入対象となった教育・保育施設への加入促進 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対し、関係省庁等との連携・協力の下、契約時期に災害共済給付制度の契約手続を案内するハガキ等を送付した。また、制度の趣旨が伝わるように作成した制度説明のチラシをHPに掲載し、都道府県・市区町村保育事業担当者等に対してはこのチラシの配布も行うことで加入促進を図った。さらに、各支所において自治体等を訪問(訪問できない場合はメール)し、新設される保育施設等の情報提供や加入促進の協力依頼を行うなどの積極的な取組により、同施設の加入率は71.5%となった。 ＜子ども子育て支援新制度により加入対象となった施設の加入状況＞ <table><tr><th>校種</th><th>在籍者数(人)</th><th>加入者数(人)</th><th>加入率(%)</th><th>対目標値達成度(%)</th></tr><tr><td>地方裁量型認定こども園 特定保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設</td><td>151,166</td><td>108,045</td><td>71.5</td><td>110.0</td></tr></table> ※平成29年度の加入率は、約50% ※令和3年度の目標値は、65% (2) 年度途中で新たに経営を開始した保育所等への対応 年度途中で新たに経営を開始した保育所等であっても災害共済給付への加入が可能であることをHPにおいて周知を図った。また、関係省庁・自治体等との連携・協力の下、当該施設に対して、制度説明のチラシを配布することで災害共済給付制度の理解促進に努めるとともに、自治体等を訪問し、新設される保育所等に関する情報提供の協力依頼を行うことにより、加入促進を図った。 3. 給付業務の効率化及び適正性の確保 (1) 差戻し件数の削減	校種	在籍者数(人)	加入者数(人)	加入率(%)	対目標値達成度(%)	地方裁量型認定こども園 特定保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設	151,166	108,045	71.5	110.0	について、充分な感染予防対策を整えた上で、全国11会場で開催し、参加者から高評価を得ることができた。なお、1会場ではオンライン配信を同時に行うことで、より広域の学校関係者等に対して情報提供の場を設けることができた。 ・各支所において、府県高等学校野球連盟と引き続き連携・協力を行った。また、教員を養成する大学と連携し、学校における事故防止に関する講義を行うことで、大学との協力関係を構築するとともに、学校事故防止策の普及を図った。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とする。 ＜課題と対応＞ 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設等の加入促進に向け、関係省庁・自治体等との連携・協力関係を強化する取組を行い、当該教育・保育施設等に対する災害共済給付制度の理解促進に努めていく。 また、学校現場における事故防止のための取組に対し、より一層の支援ができるよう、事故防止のための資料等の活用状況調査で把握した活用実態とニーズを踏まえ、更なる活用促進策を図っていく。	入対象となった教育・保育施設等の加入促進に向け、関係省庁・自治体等との連携・協力関係を強化する取組を行い、当該教育・保育施設等に対する災害共済給付制度の理解促進に努めていく必要がある。 また、学校現場における事故防止のための取組に対し、より一層の支援ができるよう、事故防止のための資料等の活用状況を調査し、個々の資料等の活用実態を把握した上で、資料等が効果的に活用できる方法を検討し、提供していく必要がある。 ＜その他事項＞ —
校種	在籍者数(人)	加入者数(人)	加入率(%)	対目標値達成度(%)									
地方裁量型認定こども園 特定保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設	151,166	108,045	71.5	110.0									

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校現場の給付金請求事務の負担軽減を図るため、令和2年度の災害共済給付金請求の際に多かった照会事例（記載不備等）や請求時の留意点を分かりやすくまとめたチラシを作成し、HPや広報誌「学校安全ナビ」に掲載するとともに、給付金の支払請求があったすべての設置者に送付して周知を行い、差戻し件数は達成目標の基準値である平成29年度と比較して35.5%削減を達成した。

<差戻し件数>

区分	H30	R 1	R 2	R 3
差戻し件数	103,074 件	92,771 件	66,530 件	69,094 件
H29 年度比	△3.9%	△13.5%	△37.9%	△35.5%

※平成29年度差戻し件数は107,196件

（2）利用者の利便性の向上

① 教育委員会等との連携

学校等の請求事務の負担軽減にもつながる教職員等の給付制度への理解を深めるため、教育委員会等と連携し、教育委員会等が主催する説明会に職員を派遣し、制度周知を行った。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年度も引き続き、オンラインでの説明も行った。

参加者の理解度やニーズを把握するために実施した受講後のアンケートにおいて、制度の理解度について、回答者（1,844人）の88.8%から高い評価を得た（98回開催、参加者3,327人（アンケート実施対象者2,125人））。

② 学校を通じた保護者への説明の充実（学校及び医療機関の負担軽減）

医療機関等が証明する各種様式の裏面に記入方法が印刷できることについて、HP等で引き続き周知を行った。

令和3年度においては、新設した歯牙欠損見舞金の支給制度について、HPや広報誌「学校安全ナビ」等で周知するとともに、当該様式の記載方法をHPに掲載した。

③ HPの充実

学校・設置者・保護者からの問い合わせにきめ細かく対応するために、HPの「よくあるご質問」について、問い合わせの多い項目を追加し、FAQの充実を図った。

④ 災害共済給付システムの改修

災害共済給付金の支払時に使用する振込先口座情報のうち、振込人名義の登録可能文字及び記号を拡張する改修を行い、システム処理及び運用の改善を図った。

⑤ 災害共済給付に係る文書における書面提出及び押印の原則廃止

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき国等が行政手続における押印等の見直しを進めていることを踏まえ、設置者から申請されるシステム関係様式の一部をオンライン化した。

（3）適正性の確保

① 保護者の同意取得の徹底

保護者の同意取得を徹底するために、災害共済給付システムの同意確認機能を活用し、同意取得の確認を行った。

② 受給確認調査

設置者から保護者に適切に給付金が渡されていることを確認するため、受給確認のための調査を実施した。死亡見舞金、障害見舞金及び歯牙欠損見舞金については全件調査、医療費については抽出調査を実施し、適切に給付金が渡されていることを確認した。

・調査件数：4,235件

③ 補助金の適切な執行のための取組

要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助（※）の適切な執行のため、公立の義務教育諸学校の設置者に対して設置者が定める保護者負担額等の調査を行い、補助対象となる共済掛金を設置者に返還した。

また、災害共済給付制度に関する説明文書の送付や、実地調査時等のあらゆる機会での制度説明により、設置者の制度理解促進を図った。

※ 要保護・準要保護児童生徒の保護者から共済掛金の保護者負担額を徴収しないこととした公立の義務教育諸学校の設置者に対して、JSCが共済掛金の支払の一部を免除した場合に、国からJSCに対して交付される補助金

	4. 災害事例等の整理・分析及び情報の提供・活用促進 (1) 災害事例等の整理・分析 令和2年度の災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、「死亡・障害事例」及び「基本統計」として取りまとめ、これらを基に、冊子「学校の管理下の災害」を作成し、設置者が活用できるよう配布した。 また、平成17年度からの事例について、複数年度にわたり検索が可能な「学校事故事例検索データベース」に令和2年度の「死亡・障害事例」を追加・更新した。(累計蓄積件数：8,404件) (2) 学校等における事故防止のための資料・情報等の提供 ① 教材カードの作成 学校関係者等のニーズを踏まえ、7月に「熱中症」、9月に「運動会・体育祭」等、季節やターゲット(学校種別等)に応じた実用的な情報をまとめた「教材カード」を作成し、HPに掲載した。また、多くの設置者等実際に手に取ってもらうために3月には印刷した教材カードを全国の設置者、学校、幼稚園・保育所等に配布し、更なる普及に努めた。 なお、令和3年度も、教材カードを活用し、新型コロナウイルス感染症予防を想定した「新しい生活様式」を踏まえた学校生活における留意点について情報発信を行った。 ・提供数：31種類(対象は、幼稚園・保育所向け、小・中・高校生向け、教職員・保護者向け) ② 広報誌「学校安全ナビ」及び「学校安全・災害共済給付ガイド」の発行 ・統計情報や地域情報、その他学校安全に関する情報等を掲載した「学校安全ナビ」を年3回(6月、9月、3月)発行し、全国の設置者、学校、幼稚園・保育所等及び関係団体に配布した。 ・「学校安全ナビ」特別号では、学校現場において事故防止の対策に活用されるよう「死亡・障害事例」の抜粋版を掲載した(9月)。 ・災害共済給付及び学校安全支援に関する学校安全部の業務全般を紹介した「学校安全・災害共済給付ガイド」を作成し、全国の設置者、学校、幼稚園・保育所等及び関係団体に配布した(9月)。 ③ HPによる情報提供 ・資料が広く活用されるよう「学校の管理下の災害」、「教材カード」、「学校安全ナビ」等をHPに掲載した。 ・資料の有効活用促進を目的として、学校現場における「学校事故事例検索データベース」や事故防止のための資料等の活用事例等を「学校現場での取組(事故防止対策)」として紹介した。 (3) 教育委員会及び関係機関が開催する研修会等での事故防止情報周知及び学校安全資料の活用促進 教育委員会等からの依頼を受け、教職員等を対象とした研修会等において、学校事故事例検索データベースや事故防止のための情報の周知と併せて、学校安全資料の活用事例を紹介することで、学校現場での事故防止の取組における資料の有効活用を促進した。 ・86回開催、参加者7,458人 (4) 事故防止のための資料等の活用促進 令和2年度の活用状況調査結果から、パンフレット等手軽に活用できる資料の需要が高いことが明らかになったことから、骨折事故等に関する調査報告書の内容をパンフレットに改編し、HPに掲載し、全国の設置者及び学校に配布した。 また、調査において特に活用度が高い結果となった資料については、広報誌「学校安全ナビ」に学校現場での活用場面や感想を紹介する記事を掲載し、全国の設置者、学校、幼稚園、保育所等に配布することで、事故防止資料の活用に向けた更なる普及啓発を行った。 5. 大学等の研究機関等との連携 (1) 学校災害防止のための調査・研究 ① 学校災害防止調査研究委員会 災害共済給付業務の実施によって得られる災害事例等を分析し、学校における事故防止に資する調査研究を行うため、外部有識者等で構成する「学校災害防止調査研究委員会」を開催した。		
--	---	--	--

		令和３年度は、中学校及び高等学校等において多く事故が発生する傾向が継続している「課外指導の事故防止対策」及び小学校で最も多く事故が発生している「休憩時間の事故防止対策」を研究課題に選定した。調査研究に当たっては、それぞれ専門部会を設置して、事故の現状分析を行い、事故防止の留意点をパンフレットやワークシート等、学校現場における活用しやすい資料としてまとめ、HPに掲載した。 ② スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」の実施 体育活動中における重大な事故の発生の背景や要因、再発防止のために留意すべき点や方策についての調査研究を目的とし、外部有識者等で構成する「スポーツ事故防止対策協議会」を設置した。 ・スポーツ事故防止対策推進会議（セミナー）の開催 令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送ったが、開催地の教育委員会の理解と協力を得て、全国 11 会場（福岡、広島、鹿児島、静岡、秋田、福島、長野、愛知、大阪、千葉、奈良）で集合形式のセミナーを開催し、スポーツ事故防止に関する調査・研究の成果発表をとおして、学校の関係者とスポーツ事故防止に必要な取組や相互連携に係る情報提供を行った。なお、福岡会場においては、集合形式とオンライン配信を同時に行うことで、より広域の学校関係者等に情報提供の場を提供することができた（高知会場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止）。 また、受講後の参加者からのアンケートにおいて、「事故の動向、情報を把握できた」「新たな知見、情報等を得ることができた」の各問に対し、回答者（575 人）の約 98%から高い評価を得た（11 会場参加者 計 698 人（うち福岡会場 Web 参加者 98 人））。 ・フローチャートポスター（心停止・頭頸部外傷・熱中症対応）の作成・配布 令和２年度作成のスポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）のうち、心停止・頭頸部外傷・熱中症対応について、B 2 判ポスターにして、HPに掲載した。また、心停止対応フローチャートポスターについては、印刷の上セミナー会場で配布し、学校現場での活用促進を図った。 ・骨折事故防止パンフレット「なくそう！骨折事故」の作成・配布 ワーキンググループを設置して、令和２年度作成の「体育活動中における骨折事故の傾向及び事故防止対策」調査研究報告書の内容を手軽に活用できる資料としてパンフレットに改編し、学校現場での活用促進を図った。作成したパンフレットはセミナー会場での配布に加え、全国の設置者及び学校に配布を行うとともに、HPに掲載した。 ③ 大学等との共同研究 災害共済給付業務の実施によって得られた事故等のデータを大学等に提供し、共同研究として大学等で行った要因分析結果をもとに学校災害防止調査研究委員会の「課外指導の事故防止対策」や「休憩時間の事故防止対策」専門部会の調査研究で事故防止の留意点を検討し、作成した資料を学校関係者等へ提供することで、事故防止の普及啓発を図った。 （２）新たな関係団体との連携・協力関係の構築 ① 高等学校野球連盟との連携 各支所を中心に、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府及び福岡県の高等学校野球連盟の事務局と訪問等で意見交換を行い、先方の要望に応じて骨折事故防止パンフレット「なくそう！骨折事故」や突然死予防に関する DVD 等の提供を行うなど、連携・協力関係を強化した。 ② 教員を養成する大学との連携 職員を講師として大学へ派遣し、JSC が作成した事故防止のための資料を教材として、学校における事故防止に関する講義を行うことで、大学との協力関係を構築するとともに、学校事故防止策の普及を図った。	
４．その他参考情報 特になし			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	国内外の情報の分析・提供等		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 8 号、9 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
情報収集数	100 件以上	－	544 件	642 件	618 件	643 件		予算額（千円）	399,832	444,490	305,287	240,741		
情報提供先からのプラス評価	80%以上	－	100% * 88.9% *	100% * 95% *	100% 98.4%	100% 96.2%		決算額（千円）	383,108	392,161	268,246	232,749		
			*上段がヒアリング調査結果、下段がアンケート調査結果						経常費用（千円）	385,133	391,084	278,981	236,626	
								経常利益（千円）	984	△6,457	6,019	8,210		
								行政サービス 実施コスト（千円）	169,130	－	－	－		
								行政コスト（千円）	－	391,084	278,981	236,626		
								従事人員数（人）	12.0	10.7	10.0	11.1		

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
＜主な定量的指標＞ ・JSN の取組や海外スポーツ機関とのネットワーク等から有用であると思われる情報を毎年度100件以上収集する。 ・JSC が提供した情報が、スポーツ庁をはじめとした関係機関の政策・施策の立案過程において、有効に活用されたのかを調査し、毎年度80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。 ＜その他指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・JSN や国内外の関係機関等からの情報収集に当たっては、国内外の最新情報を入手するため、論文検索、国内外の研究者からの聞き取り、海外専門誌の翻訳等、様々な方法で行い、最低でも毎週2件の情報入手を目標とすることを指標として設定した。 ・JSC が収集・分析した情報が提供先で有効に活用されるためには、ニーズに合致していることや有効に活用されるような工夫がなされていることが、非常に重要である。一方、これまでにこのような調査を行っ	＜主要な業務実績＞ 1. MOU 締結国等との連携を通じた非公開情報収集・分析及び支援 (1) 新型コロナウイルス感染症に関する非公開の情報収集・情報分析 新型コロナウイルス感染症の影響により延期された 2020 年東京大会への準備や新型コロナウイルス感染症への対応に関する取組や課題について、これまで構築してきた MOU 締結国等との人的ネットワークを活用して人的（非公開）情報の収集・分析を行った。収集した情報・分析結果については、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連した、諸外国のスポーツ機関における対策、検査・行動管理・隔離やワクチン接種・検査方法等の 138 件の情報をハイパフォーマンズスポーツセンター（HPSC）に共有し、2020 年東京大会及び 2022 年北京大会に向けた万全な感染対策や安全・安心な形で選手のパフォーマンス向上の観点から、日本代表の選手・チームの活躍に大きく寄与できたことが、選手、競技団体等から高く評価された。 (2) 主な連携等実施状況 MOU を締結している各機関とはオンラインミーティングを重ね、これまでの連携（情報分析効果・国際共同研究）の検証・評価及び連携の方向性を協議する場を設けた。特に、既に MOU を締結しているシンガポールとは連携協定の更新に向けた協議を行い、フランスとは今後の活動方針の枠組みについて構築した。また、カナダについては、新規締結に向けた取組を推進した。 ① シンガポール 連携協定の更新に向けた協議・調整を進めた。 ② フランス 2024 年パリ大会へ向けた研究者間のネットワークを構築し、競技力向上における連携強化を図るため、以下のプロジェクトを立ち上げ、支援に貢献した。 ・アスリートやコーチの交流の促進 ・共同研究 ・スポーツ医科学関連の会議への招聘（共同開発等） ・地域ネットワークを拠点とした連携促進 ③カナダ 2028 年ロサンゼルス大会を見据え、カナダ国内の複数の主要なスポーツ関係のステークホルダーとの戦略的連携協定に向けた各種協議・調整を進めた。 2. 国連・国際機関等との連携によるスポーツと SDGs 分野への貢献 (1) 国際共通指標「スポーツと SDG 指標」開発への参画による国際協力分野への貢献とその展開 スポーツによる持続可能な開発目標（SDGs）への貢献度を測定・評価するための「スポーツと SDG 指標」国際開発プロジェクトは、2017 年 MINEPS VI（第 6 回体育・スポーツ担当大臣等国際会議）で採択されたカザン行動計画に基づき開始されたものであるが、JSC は日本から唯一の運営委員会（コモンウェルス事務局、UNESCO、国連経済社会局、IOC など 13 組織から構成）メンバーとしてその反復の開発・修正に寄与した。日本におけるパイロットスタディを広範に実施したことから、JSC のみが有する収集・分析データも多く、それらに基づく指標の検証作業において中心的役割を担った。国際会議や運営委員会会議において、複数の他の運営委員会メンバーから「データ収集において日本がリードしている」旨言及されており、これまでの開発を総括する指標の最終評価（パイロット実施国・組織を対象としたアンケート調査と半構造化インタビュー）においてもコモンウェルス事務局をはじめとする他の運営委員会メンバーから度々アドバイスや収集データ・エビデンスに基づく意見を求められた。指標を現場で実践する際に有益となる、指標ごとの詳細な定義や指標データ収集のためのサンプル質問等をまとめた「スポーツと SDG 指標プロトコルシート」には、日本が提案した指標の内容や定義、構成に関する改善等のアイデアや意見が多数反映された結果となった。 指標の展開に関して、国際的には、令和 2 年度に引き続き指標未採用者の関与を深めるために開催している情報共有	＜評価と根拠＞ 評価：A 【中期目標に定められる指標に対する成果】 2 つの定量的指標のうち、情報収集数については、有用であると思われる情報を 643 件収集し、年度目標値（100 件以上）の 120%以上を達成した。 情報提供先からのプラス評価については、提供した情報の有効性についてスポーツ庁担当者の 100%及び地方公共団体の 96.2%から高評価を得て、年度目標値（80%以上）の 120%以上を達成した。 【評価に資する主な成果】 ○延期された 2020 年北京大会に向けて、新型コロナウイルス感染症に関する多くの海外の先行事例について、JSC が有する国際連携を通じて収集し、HPSC に共有した。これにより、万全な感染対策や安全・安心な形で選手のパフォーマンス向上に寄与できたことが、選手や競技団体等から高く評価された。また、シンガポールとの連携協定の更新に向けた協議、フランスとのネットワーク強化及び共同研究プロジェクトの設置は、2024 年パリ大会を見据えた JSC の研究機能強化に大きな成果を上げることができた。 ○国際的なスポーツ政策において重要視されている「スポーツと SDG 指標」開発に運営委員会メンバーとして日本を代表して参画し、指標のトライアルや検証作業、その展開において主導的役割を担った。日本のように指標パイロットを広範に実施した組織・国は他になく、その収集・分析データとそれらに基づく国際プロジェクトにおける JSC の貢献が他の運営委員会メンバーをはじめ海外から高く評価されている点は、指標開発を総括する最終評価においても言及された。 ○スポーツを通じた社会課題解決のための政策/事業の設計・実施・評価方法やマネジメント方法を扱ったガイドブックはこれまで存在していなかったため、この総合的実用的ガイドブック（日本語・英語）の開発・完成は国際的にも意義のあるものとなった。英語製本版の第一段階配布後には国内外関係者から	＜評価に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 ・情報収集については、年度目標値（100 件以上）に対し、有用であると思われる情報を、昨年を超える 643 件収集し 120%以上を達成している。 ・情報提供先からのプラス評価については、年度目標値（80%以上）に対し、すべてにおいて 120%以上を達成している。 ・国際共通指標「スポーツと SDG 指標」開発に積極的に参画し、日本におけるパイロットスタディを広範に実施、他の運営委員会メンバーをはじめ海外から高く評価されている点や、スポーツを通じた SDGs マネジメント手法に関する「ガイドブック」の共同開発・完成は、国際社会における日本のプレゼンス向上に、大変意義のあるものとする。 ・福岡県のタレント発掘プログラムを JSC の ASIA ネットワークを活用し、国際展開できたことは、地方公共団体によるスポーツコンテンツの海外展開モデル事業の開発に大きく寄与した。	

たことがないため、同種の調査（５段階評価）実績の水準を踏まえ、指標として設定した。	フォーラムにおいて、JSC が収集・分析したデータが度々参照されるなど、指標の国際的な普及・啓発の面においても JSC のデータが貢献した。国内展開においては、指標セミナー（全４回、スポーツ団体・民間企業・国際 NGO 等から 17 人参加）を実施し、「スポーツと SDG 指標」を組織の戦略策定や成果測定に活用するための方策を解説し、課題や議論等を含む双方向的な５ヶ月間に及ぶセミナーをとおして、参加者の 87%から事業におけるスポーツと SDGs の関係性の組み立て方や見直しに役立ったという評価を得た。 （２）スポーツを通じた SDGs マネジメント手法に関する「ガイドブック」の共同開発・完成 スポーツを通じた社会課題解決のための政策や事業の設計・実施・評価という一連のマネジメント方法を扱ったガイドブック開発において、実践的なものとするため、令和２年度に制作したガイドブックドラフト版製本を用いて、プロジェクトのアドバイザーコミッティ（UNESCO、IOC、ローレウス財団、アギトス財団から構成）や他の専門家、想定読者等国内外のスポーツと開発への理解度が異なる計 43 名によるレビューを実施した。レビューからのフィードバックを分析した上で内容の更なる加筆・修正を行い、世界初となるスポーツを通じた社会課題解決に携わる人材の能力育成を目的とした総合的実用的ガイドブックの完成版（日本語・英語）をスイスの団体（Swiss Academy for Development）と共に開発・完成させた。 本ガイドブックの国内外への普及は、戦略的な段階実施を予定しており、令和３年度はその英語製本版を国内外関係者（国連機関、政府機関、IOC、国際競技連盟（IF）、スポーツ団体、NGO、NPO、民間企業等）に限定的に配布（46 か国 103 団体）した。IOC から「開発と平和のためのスポーツ分野において価値のあるリソースが誕生した」との評価を得ており、また SNS 上でも一般公開（令和４年夏予定）前に既に話題となり、ガイドブックの電子書籍版や製本版に対する多方面からの要望や、ガイドブックを用いたワークショップやセミナーの開催依頼・相談が国内・海外関係者から複数寄せられた。 本ガイドブックを活用した国内での講義（１回、地方公共団体、スポーツ庁等から 28 人参加）と演習（全８回：政府系機関、スポーツ団体、民間企業、国際 NGO、大学等から 17 人参加）を実施し、５ヶ月間に及ぶ演習の中で予習や事後課題、議論等の要素も取り入れ、参加者はスポーツを通じた社会課題の解決を目指す事業の効果的な組立方、実行の仕方や評価方法を学んだ。演習参加者の追跡調査の結果、91%から「学んだ事柄の事業への導入や応用を既に実施している」又は「計画している」との回答が得られ、参加者の携わる事業や所属団体におけるモニタリング・評価（M&E）の改善・行動変容を促すことが出来た。また、参加した中央競技団体（NF）からも M&E に焦点を合わせた連携事業実施の要望が寄せられるなど、持続可能な開発のためにスポーツを活用するプログラムの改善・実行に本ガイドブックが貢献した。演習における参加者の反応等は、ガイドブック日本語版の内容修正にも反映し、日本人の知識・経験により即したガイドブックの完成にも役立てた。 ３．海外拠点設置と国際スポーツ界等との連携による新たな機会の創出 （１）海外拠点設置に向けた準備推進 ローザンヌ拠点設置に関しては、新型コロナウイルス感染症による渡航制限のため、事務所の設置は見送っているものの、オンラインにより現地の状況把握のための情報収集を継続した。 （２）国際スポーツ界等との連携による新たな機会の創出 ①ローザンヌを拠点としたネットワークの構築と活用 新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限を受け、これまでのローザンヌを拠点としたネットワークを有効活用し、オンラインによるコミュニケーションの機会を捉え、関係を維持・構築させることで、非公開情報を含む国際スポーツ情勢や動向（各種国際会議における決定事項、国際スポーツイベントカレンダーの集約、コロナ禍における国際スポーツイベント招致・開催事例、IF 役員選挙、オリンピックサミット、バーチャルスポーツ等）を的確に把握し、分析できた。この情報は、国内ステークホルダーに適時・適切に提供できた。 ②「国際スポーツ推進」のための基盤整備 スポーツ統括団体、NF、地方公共団体や公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（組織委員会）等に行った「国際スポーツ推進」に関する個別ヒアリングやアンケート調査により明らかとなった検討課題（スポーツを取り巻く社会情勢の変化への対応、スポーツと SDGs を通じた地域の発展、国際スポーツイベントに	その有益性を評価したコメントが多数届き、ガイドブックを用いたセミナー等の開催依頼も複数寄せられるなどニーズも高かった。ガイドブックを活用した演習を通じて、参加者の M&E に関する認識の変容だけでなく、活動の改善・行動変容という成果を生み出した。 ○国際スポーツ界の情報提供を基礎とし、個別の相談やニーズに応じた支援を行ってきた。また、JSN を活用し、オンラインセミナーやアンケート調査、個別ヒアリングの実施により、地方公共団体がスポーツを通した国際交流等を推進する上でのニーズ、課題の抽出、要件の整理等、基盤整備を行った。 ○ローザンヌを中心としたネットワークを通じ、ポストコロナ・ウィズコロナの時代に即応した国際スポーツイベント開催に係る最先端の研究調査を実施し、貴重な一次情報を収集することができた。 ○地方公共団体と海外スポーツ機関との MOU に基づく国際展開事業の創出は難易度が高く、時間も要するため、地方公共団体がスポーツコンテンツを海外に展開させることができ、顕著な成果を上げることができた。 ○JSC が ASIA の委員長としてオンラインワークショップの運営・企画を行い、共同提言を取りまとめ、更なる連携強化に向けた方向性を示したことは、参加メンバーから高い評価を得ることができ、大きな成果を得ることができた。 また、オンラインワークショップのブレイクアウトセッションで、選定された専門家グループに分かれたネットワーキングの機会創出を提供し、実務者レベルの今後の活動につなげることができた。 ASIA の牽引と連携促進を図ることで、ASEAN 諸国におけるスポーツ政策に大きく貢献することができた。 ○JSN の拡大、情報支援の強化については、スポーツ基本法の理念の実現に向けて地域との連携強化・協働を図るため、平成 25 年に設立した JSN の参加団体数を 886 団体まで拡大した。地方スポーツ政策の推進に向けた連携基盤の整備・拡充を着実に行うことができた。 オンラインセミナーを通じた情報面の支援では、各テーマにおいて、基礎編、応用編、実践編と複数の講座を設け、参加者が自身のニーズに合わせて講座を	・JSN オンラインセミナーを、12 テーマ全 28 講座を開催し、延べ 94 団体、366 人に対して、新型コロナウイルス感染症の影響があるなか、地方スポーツ政策に関する情報交換の場の提供等を行った結果、セミナー全体で、有用度については、回答者の 99.2%が「とても有用」又は「やや有用」と回答した事実は、時機に照らした JSC の活動として評価できる。 ・「スポーツ政策イノベーション・データベース」について、新型コロナウイルス感染症対策関連情報を掲載した「分析・統合情報ページ」を充実させること等によって、同データベースのアクセス数を増やし、結果としてスポーツ政策の情報提供強化の一助となった。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・国際スポーツ情報配信サービスの登録者数が令和４年２月の配信開始から２か月で 1.3 倍（191 名→253 名）となったことは、国際スポーツ情報への需要が認められると考える。今後も、有益な情報を発信し、更なる登録者増を期待する。 ・今後は、より説得力のある評価書にするため、
--	--	---	--

	関する知識・スキルを要する人材育成、アーバンスポーツやパラスポーツの推進、地域活性化につながるスポーツイベントの招致・開催や国際交流の機会の創出等）に対し、ローザンヌを拠点としたネットワークを活用した国内での有機的な連動を可能にするための具体的な要件整理や基盤整備を行った。 （３）国際スポーツイベント招致・開催に向けた研究調査 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う国際スポーツイベントの開催方法の変化等にも対応するため、ローザンヌを中心としたネットワークを活用した、IF への聞き取り調査に加え、日本国内の NF、開催地方公共団体や大会運営関係者についても、国際連携の強化を図るため、ポストコロナ・ウィズコロナ時代に即応した国際スポーツイベントの大会視察及び聞き取り調査を以下のとおり実施し、貴重な一次情報を収集した。 ① 2021 世界体操・世界新体操選手権（福岡県北九州） 調査日程：令和 3 年 10 月 29 日～31 日（大会期間：（体操）10 月 18 日～24 日、（新体操）10 月 27 日～31 日） 調査先：国際体操連盟（FIG）、公益財団法人日本体操協会、福岡県、北九州市、2021 世界体操・新体操選手権北九州大会組織委員会 ② 第 3 回ジャパンオープンサーフィン（静岡県牧之原市） 調査日程：令和 4 年 3 月 30 日（大会期間：同じ） 調査先：一般社団法人日本サーフィン連盟（NSA）、一般社団法人日本プロサーフィン連盟（JPSA）、静岡県、牧之原市、ジャパンオブサーフィン実行委員会 ４．アジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）の牽引と連携促進 （１） 地方公共団体によるスポーツコンテンツの国際展開モデルの開発・展開支援 福岡県が実施しているタレント発掘（TID）プログラムを国際展開するに当たり、JSC が ASIA のネットワークを活用し、福岡県とタイスポーツ省（SAT）との間をつなぐ個別支援を行い重要な役割を果たした。その結果、地方公共団体によるスポーツコンテンツの海外展開モデル事業の開発支援に寄与できた。 （２） オンラインワークショップの開催 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢により国際社会の不安定化が進んでおり、その変容に的確に対応していくことが求められている。ASIA においては、オンラインワークショップを開催し、このような国際社会が直面している困難に対して、ASIA 全体が一致結束し、今後の連携強化について引き続き協力していくことを確認した。 また、コロナ禍での新たな事業モデルを推進するとともに、2020 年東京大会の各国の検証に基づき、ASIA を活用した今後の連携の在り方について活発な議論が行われ、回答者全員から「満足している・有益性があった」の回答を得た。 テーマ：「東京 2020、北京 2022 のその先への挑戦」 開催日時：令和 4 年 3 月 3 日（木）14：00～18：45 開催場所：オンライン形式 プログラム：① ニューノーマルにおけるアスリート支援の在り方 ② ASIA の今後の連携に向けて ③ ASIA ネットワーキング 参加者総数：延べ 163 人（参加実数：111 人、その内 ASIA メンバー 92 人、 非加盟 19 人） （３）ポスト 2020 を見据えた今後の連携強化に向けた方向性の確認 ASIA 委員長として、ポスト 2020 を見据えた今後の連携強化に向けた方向性の合意形成において参加国を牽引した。 （４）専門家グループの活動推進 専門家の情報共有や交流を深めるため、実務者レベルの連携を図るための基盤整備を行った。 （５）第 3 回日 ASEAN スポーツ大臣会合への協力 ASEAN 諸国との具体的な協力関係の強化が求められる中、日 ASEAN スポーツ大臣会合において、スポーツ庁の依頼を	選択できような設えで実施した。各セミナー終了後のアンケート調査では、セミナー全体で、有用度と満足度は、ともに 99%前後と高評価を得ており、地方のスポーツ政策・施策の推進に情報面で寄与した。 ○国際スポーツ界の最新動向を定期的に配信する国際スポーツ情報配信サービスは、登録者数が令和 4 年 2 月の配信開始から 2 か月で 1.3 倍（191 名→253 名）となり、国内のスポーツ関係者の期待に沿って取り組むことができた。 また、日本人 IF 役員ポスト国籍別調査についても、日本スポーツ界全体の国際力の底上げに寄与する効果的な情報発信ができた。本情報については、競技別の IF 役員の男女比率（ジェンダー平等の推進）、アスリートの意思決定への参画等の視点等からも調査分析を行っており、今後の日本人 IF 役員ポスト獲得の維持・拡大に向けた戦略策定に資する有用な情報を提供することができた。 スポーツ庁とは、国際スポーツ界に関する定期的な情報交換や共有を図ってきたことにより、スポーツ庁が政策・施策を推進する上で資する効果的な情報提供（非公開含む）やスポーツ庁幹部からの調査依頼に対してもスムーズに対応でき、第 3 期スポーツ基本計画の立案・実施に貢献できた。 ○データベースによる情報支援の強化 国内外のスポーツ政策・施策に関する情報を蓄積している「スポーツ政策イノベーション・データベース」について、情報の種類や内容を充実させるよう改善しており、情報の閲覧数や利用者数、閲覧された日数は、これらの指標の分析を開始した平成 30 年度から継続的に増加しており、地方のスポーツ政策・施策の推進に情報面で寄与することができた。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A 評価とする。 ＜課題と対応＞ 地方公共団体のコロナ禍でのスポーツ政策推進に資する情報の収集及び提供を引き続き実施する。	「情報収集数」の内訳が分かるように記載いただくとともに、「有用な情報」の記載が、具体的に何に對しどの程度有用なのかを記載されることを期待する。 ＜その他事項＞ —
--	---	---	---

	受け、ASIAにおけるこれまでの取組や事例を通じた ASEAN 諸国への貢献に関する情報の提供を行った。本会合における政府からの発信内容に提供資料が活用され、日本と ASEAN のスポーツ協力の取組実績の報告に寄与した。 5. 地方公共団体へのスポーツ情報の提供及び連携・協働の推進 (1) 国内外における最新の取組・動向に関する情報提供 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK、JSN）に参加する地方公共団体に対して、スポーツ政策・施策に関する国内外の最新の取組や把握しておくべき動向に関して、メールニュースの配信（95 件）やニュースレターの発行（4 件）を通じて情報提供を行った。また、スポーツ庁、スポーツ団体等から依頼を受けて 4 件の情報を地方公共団体に提供した。 (2) コロナ禍におけるオンラインセミナーの開催 コロナ禍における地方スポーツ政策・施策の推進を情報面で支援するとともに、団体間の相互参照機会を提供するため、JSN オンラインセミナーを、12 テーマ全 28 講座を開催した（令和 2 年度の全 16 講座から 12 講座増加）。延べ 94 団体、366 人に対して、国内外のスポーツに関する政策や取組に関する最新情報の提供を行うとともに、コロナ禍における地方スポーツ政策に関する情報交換の場を提供した。 各セミナー終了後に参加者に対して、セミナーの内容の有用度や満足度を尋ねるアンケート調査を実施し、セミナー全体で、有用度については、回答者の 99.2%が「とても有用」又は「やや有用」と回答し、満足度については、回答者の 98.8%が「とても満足」又は「やや満足」と回答した。また、これらの有用度や満足度の結果に至った重要要因について、科学的手法を用いて分析した結果、セミナー参加者は、セミナー内で他団体のスポーツに関する政策や取組に関して相互参照できることに価値を認めていることが示され、今後の情報提供の方法や内容の改善に資する知見が得られた。 (3) 地方公共団体との協力・連携によるモデル事業の試行 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインを活用した取組といった代替策を講じ、事業の推進を図った。 ① 「睡眠とスポーツ」をテーマにした共催事業 地方公共団体や民間企業との協力・連携体制下で推進してきた「睡眠とスポーツ」をテーマにした共催事業では、平成 29 年度から令和元年度に実施した取組の参加者に対して、コロナ前からコロナ禍におけるスポーツ活動の実施状況や睡眠の状況に対するアンケート調査を、オンラインアンケートシステムを利用して実施した。その結果、特に、コロナ前は習慣的なスポーツ活動の実施に関心があるものできていなかった者が、本共催事業を通じて得たスポーツ活動や睡眠に関する知見やノウハウをコロナ禍に活用し、行動変容を起こしていた例が多く確認された。 ② 「スポーツを通じた共生社会」をテーマにした共催事業 地方公共団体と海外スポーツ関係機関との協力・連携体制下で推進してきた「スポーツを通じた共生社会」をテーマにした共催事業では、令和 2 年度に引き続き、オンラインミーティングを実施し、パラスポーツや障害者のスポーツ参加促進に関する情報交換を行った。 (4) 地方公共団体との協力・連携による調査・研究活動の実施 ① 地域スポーツ政策に関する調査研究 地方公共団体のスポーツ政策に係る調査を実施し、776 団体からの回答を得た（令和 2 年度の 662 団体から 114 団体増加）。各種計画やスポーツ関連予算、現状課題や重点施策、新規事業、相互参照の実態等に関する情報を収集・分析し、今後の地域でのスポーツ政策・施策の推進や支援の参考情報としての活用を目的に、JSN 参加団体等に提供した。 ② 新型コロナウイルス感染症ワクチン予防接種とスポーツ活動に関する認識調査 地域では今後、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種者と未接種者が混在した状況で、安心・安全なスポーツ事業を継続的に実施していくための対策を検討し、実行していく場面が増えることが想定され、地域で行われているスポーツ活動の参加者と指導者を対象に、感染症予防やワクチン接種、コロナ禍におけるスポーツ活動に関する意識や認識、行動に関する実態を把握することを目的としたアンケート調査を行った。その結果、ワクチンの接種者と未	
--	--	--

接種者が混在することの捉え方にはばらつきがあること、またこの捉え方は、スポーツへの関わり方の度合いが大きく影響していること等が示された。

調査に参加した地方公共団体の職員が参加したオンラインセミナーにおいて、本調査で得られた知見を認識した上で情報交換や意見交換を行い、コロナ禍におけるスポーツ事業で取り組むべき方策について検討した。

なお、国内外において、コロナ禍のスポーツ活動に関する様々な調査が行われているが、本研究のように、地域で行われるスポーツ活動に関わる人々の意識や認識、行動に着目して、今後の安心・安全なスポーツ環境の整備・構築、地方スポーツ政策の立案及び執行について論じている先行研究はあまり見られず、地方公共団体による今後のコロナ禍やコロナ後のスポーツ事業の企画立案及び実施に資する有益な情報を収集した。

(5) 地方公共団体による JSN への参画拡大

地方公共団体との地方スポーツ政策に関する連携基盤である JSN への参加団体数は、未参加団体へのアンケート調査機会を通じ JSN の広報・周知を行った結果、886 団体に増加した（令和 2 年度の 868 団体から 18 団体増加）。国内全地方公共団体の 49.6% が参加し、全人口の 71.0% をカバーしており、スポーツ政策領域における国内最大規模の連携基盤となった。

6. 新たなスポーツ参加促進施策の開発・展開のためのエビデンスの整備

(1) 多岐にわたる国内外のスポーツ政策に関わる公開情報の収集・分析

スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等に係る国内外の最新情報を収集・分析した。公開情報の収集件数は 482 件であった（令和 2 年度の 332 件から 150 件増加）。

区分	H30	R 1	R 2	R 3
海外情報（件）	341	362	332	482
国内外会議等（件）	23	36	-	-
合計（件）	364	398	332	482

(2) 地方公共団体等との分析検討会の開催

JSN の取組への関与が多い地方公共団体の中から 14 の小規模団体（人口 1 万人から 5 万人程度）を選び、オンラインで個別のヒアリングを実施し、課題やニーズの聞き取りを行った。ヒアリング結果を踏まえ、コロナ禍におけるスポーツイベント（特にマラソン大会）の開催をテーマに、「地域スポーツ政策課題特定実践ワークショップ」（分析検討会）を実施した。3 団体（金沢市、黒部市、下関市）が参加し、開催決定判断までのプロセスやワクチンパッケージ導入、参加費や参加人数の設定、競技者や沿道の密回避を含む具体的な新型コロナウイルス感染症対策、ボランティア活用等、今後に向けた共通課題の洗い出しや独自性の特定が行われ、それぞれの取組の判断材料となる知見の交換が行われた。参加した地方公共団体からは、「JSC の分析資料を見て、肌感覚で感じていたことが可視化されデータで確認できたので、それを次年度の企画に生かしたい」という反応が得られた。

(3) パラスポーツ&ソーシャルインクルージョン政策実務ガイドの作成

平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 か年にわたりオランダオリンピック委員会・スポーツ連合（NOC*NSF）及び地方公共団体（足立区、江戸川区、西東京市）と取り組んだ、パラスポーツの普及を通じた共生社会の実現を目指す「Game Changer プロジェクト」の取組の成果や教訓を、令和 4 年度以降、他の地方公共団体やスポーツ団体に普及・展開するため、「地域スポーツ政策 パラスポーツ&ソーシャルインクルージョン 実務ガイド」を作成した。

(4) 子供のフィジカルリテラシー習得に関わる家庭環境フォローアップ調査の実施

コロナ禍の影響等を受けた子を持つ保護者の変化に関する統計分析を行い、今後のスポーツ参加促進施策や参加阻害要因への対策の検討に資する知見の抽出や、地方公共団体の施策の計画・実施に資する情報提供を行うため、平成 30 年度に実施した国内初のオンラインパネル調査のフォローアップ調査（n=1,000）を実施した。

(5) 2020 年東京大会ホストタウン及び事前合宿受入団体に関する情報の収集・分析

	2020 年東京大会直前の事前合宿の実施の有無について情報を集約する中で確認された、地方公共団体と他国の NF や IF とが提携する、それまで国内ではあまり見られなかった新しい事例等について、2020 年東京大会直前の事前合宿の実施状況や好事例をまとめたニュースレターを作成し、他の地方公共団体にも広く周知を行った。「スポーツ政策イノベーション・データベース」に登録された当該ニュースレターは年間のアクセスランキングでも上位に位置したことから、その情報に対して相対的により多くの関心が寄せられたことを確認した。 7. 国際スポーツ界との連携強化と最新動向の情報収集・分析・提供 (1) 国際スポーツ界の最新動向の関係団体への提供及び体制整備 IF 役員ポスト、IOC 委員名簿、IF 幹部リスト等、国際スポーツ界の最新動向（決定事項、報告事項、トピックス）を定期的にスポーツ団体、日本人 IF 役員、スポーツ庁、組織委員会幹部やスポーツマネージャー等へ提供し、国際戦略の推進や基盤整備に寄与した。 ① 国際スポーツ情報配信サービス 情報提供を定常的に実施するために、スポーツ庁と連携を図り、国際戦略連絡会議での合意形成を経て実施した。本サービスは、日本スポーツ界全体の国際力の底上げに寄与することを目的としているが、提供するニュースの背景や多様な視点にアクセスできる情報は、スポーツの世界的潮流に対する理解の促進、国際スポーツ情勢分析に活用されており、登録者数が配信開始当初から 2 か月で 1.3 倍（62 人増）となった。 開始時期：令和 4 年 2 月～ 配信回数・件数：配信回数 3 回、ニュース件数 43 件 登録者数：令和 4 年 3 月末現在 253 人（配信開始当初登録者数 191 人） 登録者所属先：スポーツ団体、JOC、JPC、JSP0、日本人 IF 役員等（86 団体） ② IF 役員ポスト国籍別調査 国籍ごとの IF 役員数の調査結果をスポーツ庁、JOC 等に提供した。各国の IF 役員ポスト獲得状況から、日本の立ち位置や寄与度について把握するための基礎情報として、主に日本人 IF 等役員への情報提供、JOC 理事会資料や国際人養成アカデミー報告書の資料等に有効活用された。 (2) スポーツ基本計画部会での情報提供等 ① スポーツ庁との定期的なミーティング（国際スポーツラウンジ） ・スポーツ基本計画部会での情報提供 国際スポーツの潮流、各国のスポーツ政策及びスポーツ・フォー・トゥモローの成果に関する効果的な情報提供を第 3 期スポーツ基本計画部会に行い、第 3 期スポーツ基本計画の立案・実施に寄与した。 ・スポーツ庁幹部への情報提供 流動的かつ多岐にわたる国際スポーツ情勢に関する非公開を含む情報収集と分析を行い、スポーツ庁長官をはじめとする庁内幹部に対して適時適切な情報提供を行った（44 件）。 ② フランス政府専門機関 DIGES（国際的なスポーツ大会招致担当部門）の委託調査 スポーツ庁長官からの協力依頼を受け、日本国内のスポーツ界の組織・構造、これまでのスポーツ政策や施策、スポーツ国際戦略、日本におけるこれまでの国際競技大会の招致・開催に係るこれまでの経緯等を取りまとめた資料を作成した。 8. 情報の収集・分析及び適時の提供 【中期目標に定められる指標に対する成果】 2つの定量的指標のうち、情報収集数については、有用であると思われる情報を 643 件収集し、年度目標値（100 件以上）の 120%以上を達成した。 (1) 情報の収集・分析 上記 1. から 7. までの活動を通して、令和 3 年度は年間 643 件（公開情報：514 件、人的情報 129 件）を収集した。 <table><tr><td></td><td>H30</td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr></table>		H30	R 1	R 2	R 3	
	H30	R 1	R 2	R 3			

公開情報	364	398	332	514
人的情報	180	244	286	129
合計	544	642	618	643

(2) スポーツ庁や地方公共団体等への適時の情報提供

対象	主な分析・提供事項	H30	R 1	R 2	R 3
スポーツ庁	・全庁職員を対象とした諸外国の先進事例に関するメールニュース配信（本）	—	97	90	95
	・政策課、健康スポーツ課、国際課への直接的な情報提供及び情報照会対応（件）	—	39	26	51
地方公共団体	・JSN 参加団体を対象とした諸外国の先進事例に関するメールニュース配信（本）	—	97	90	95
	・情報照会等対応（件）	—	3	14	8
スポーツ団体等	・NF ・東京 2020 組織委員会 ・その他 ・職員派遣（委員会委員、講演者、講師等）（件）	—	10	907	3,097

上記のほか、第3期スポーツ基本計画の策定に係るスポーツ庁からの情報照会への対応として、スポーツ庁政策課には「諸外国におけるスポーツ実施率に関する目標値」（令和3年5月17日提供）、同国際課には「ロンドン2012大会のコミュニティスポーツ関連レガシー」（令和3年4月7日提供）、同健康スポーツ課には「諸外国における障害者のスポーツ実施率に関する目標値」（令和3年6月4日提供）に関する情報提供を適時に実施した。

(3) データベースでの情報の適時提供

国内外のスポーツ政策・施策に関する情報が蓄積され、常時検索が可能な「スポーツ政策イノベーション・データベース」について、新型コロナウイルス感染症対策関連情報を掲載した「分析・統合情報ページ」を充実させた。また、JSN参加団体向けのニュースレターの登録を開始し、地方スポーツ政策の情報面での支援を強化した。本データベースに登録された情報は、2,195件となった（令和2年度から664件増加）。情報の閲覧数や利用者数、閲覧された日数は、これらの指標の分析を開始した平成30年度から継続的に増加した（令和2年度の実績に対して、情報閲覧数は532件増加、利用者数は74人増加、閲覧された日数は34日増加）。

	H30	R 1	R 2	R 3
構築	○	—	—	—
利用	—	○	○	○
登録情報数（件）	202	524	571	664
（※）内は累積数			(1,531)	(2,195)
ページ閲覧数*（件）	70	235	809	1341
利用者数*（人）	15	46	143	217
利用日数*（件）	18	44	118	152

*JSC関係者以外の者による利用状況

(4) スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム会員ネットワークを活用したスポーツ団体への情報提供

収集・分析した情報を一層有効に活用するため、スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム会員団体（スポーツ団体等）向けに情報を新たに再編集し、隔週で配信した。この配信に対して「傘下のスポーツ団体に情報を展開したい」といった要望や「（今後の取組の参考として）とても興味深い」といったフィードバックが得られた。

9. スポーツ庁や地方公共団体等の情報の活用と内容・改善の検討

	【中期目標に定められる指標に対する成果】 情報提供先からのプラス評価については、提供した情報の有効性について、スポーツ庁担当者の100%及び地方公共団体の96.2%から高評価を得て年度目標値（80%以上）の120%以上を達成した。 （１）情報の有用性に関する評価 スポーツ庁及び地方公共団体を対象に、令和３年度に提供した情報の有用性について調査を実施した。 ① スポーツ庁について スポーツ庁関係各課からの依頼及び課題やニーズの個別の聞き取りに基づき実施している情報提供がどの程度有効であったかを把握するため、直接的な情報提供の対象であった国際課及び健康スポーツ課の代表者３人に半構造化インタビュー調査（選択肢回答形式のアンケート調査を含む）を実施した。その結果、すべての回答者が、自身の知識・情報の獲得・拡充、又は部署内共有による知識レベルの向上のいずれかにおいて、提供された情報が有効であったと回答した。また、提供された情報がスポーツ基本計画部会の際に非常に参考になったとの回答があった。 ② 地方公共団体について JSN 参加団体を対象としたアンケート調査を、令和４年１月から２月に実施し、545 団体から回答を得た（アンケート調査実施時の JSN 参加団体数は 884 団体であったため、回答率は 61.7% となり、令和２年度の回答率（49.7%）から上昇した）。 提供した情報の有効性について、年度目標値である「80%以上」を超える評価を得た。具体的には、メールニュースについて、「読んでいる」と回答した 416 団体のうち、400 団体が「有効であった」と回答した。これらの情報は、「自分自身の知識・情報の獲得・拡充（76.2%）」「部署内共有による知識レベルの向上（36.5%）」「既存事業改善のための企画・立案の参考（20.9%）」「新規事業の企画・立案の参考（18.5%）」に活用された。 （２）情報提供の内容や方法の改善の検討 JSN オンラインセミナーは、令和２年度のオンラインセミナーの録画動画を希望する JSN 参加団体が視聴できるようにするとともに、各テーマにおいて、基礎編、応用編、実践編と複数の講座を設け、参加者が自身のニーズに合わせて講座を選択できるような設えで実施した。各セミナー終了後に参加者に対して、セミナーの内容の有用度や満足度を尋ねるアンケート調査を実施し、セミナー全体で、有用度については、回答者の 99.2% が「とても有用」又は「やや有用」と回答し、満足度については、回答者の 98.8% が「とても満足」または「やや満足」と回答した。	
--	---	--

４．その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュ ー	令和4年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費と事業費の削減率	最終年度において △5.0%以上	4,036,948千円	△2.47%	3.50%	△10.52%	△0.66%		
	人件費の削減率	最終年度において △5.0%以上	3,436,645千円	△1.05%	△2.57%	△9.67%	△12.21%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																																																																				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																																																
	業務実績		自己評価	評定	B																																																															
<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> 1. 一般管理費及び事業費の削減状況 一般管理費及び事業費は、予算を効率的に執行できるよう努めたことなどにより経費の削減を図ったが、基幹システム更新や情報セキュリティ対策等により一般管理費の支出が大幅に増加したために削減状況が抑制され、基準値（平成 29 年度予算）に対し 0.66%の減となった。 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>H29 予算 (A) ※1</th><th>R 3 実績 (B) ※1</th><th>増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100</th></tr><tr><td>一般管理費</td><td>267,840</td><td>558,179</td><td>※2 108.40</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>267,840</td><td>563,220</td><td>110.28</td></tr><tr><td>消費税率変更による影響額 ※8</td><td>-</td><td>△5,041</td><td>-</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>3,769,108</td><td>3,645,005</td><td>△3.29</td></tr><tr><td>国立競技場等運営費</td><td>466,240</td><td>608,565</td><td>※3 30.53</td></tr><tr><td>JISS 運営費</td><td>1,621,443</td><td>1,446,899</td><td>※4 △10.76</td></tr><tr><td>NTC 運営費</td><td>668,561</td><td>832,219</td><td>※5 24.48</td></tr><tr><td>国立登山研修所運営費</td><td>53,772</td><td>35,172</td><td>※6 △34.59</td></tr><tr><td>スポーツ振興基金事業費</td><td>484,762</td><td>448,673</td><td>※7 △7.44</td></tr><tr><td>スポーツ活動環境公正化事業費</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>スポーツ及び健康教育普及事業費</td><td>474,330</td><td>306,398</td><td>※8 △35.40</td></tr><tr><td>消費税率変更による影響額 ※9</td><td>-</td><td>△32,921</td><td>-</td></tr><tr><td>小計…①</td><td>4,036,948</td><td>4,203,184</td><td>4.12</td></tr><tr><td>代々木競技場の営業期間の違いによる影響額…② ※10</td><td></td><td>△192,793</td><td>-</td></tr><tr><td>合計 (①+②)</td><td>4,036,948</td><td>4,010,390</td><td>△0.66</td></tr></table>		区分	H29 予算 (A) ※1	R 3 実績 (B) ※1	増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100	一般管理費	267,840	558,179	※2 108.40	一般管理費	267,840	563,220	110.28	消費税率変更による影響額 ※8	-	△5,041	-	業務経費	3,769,108	3,645,005	△3.29	国立競技場等運営費	466,240	608,565	※3 30.53	JISS 運営費	1,621,443	1,446,899	※4 △10.76	NTC 運営費	668,561	832,219	※5 24.48	国立登山研修所運営費	53,772	35,172	※6 △34.59	スポーツ振興基金事業費	484,762	448,673	※7 △7.44	スポーツ活動環境公正化事業費	-	-	-	スポーツ及び健康教育普及事業費	474,330	306,398	※8 △35.40	消費税率変更による影響額 ※9	-	△32,921	-	小計…①	4,036,948	4,203,184	4.12	代々木競技場の営業期間の違いによる影響額…② ※10		△192,793	-	合計 (①+②)	4,036,948	4,010,390	△0.66	<評定と根拠> 評定：B 一般管理費及び事業費については、基幹システム更新、情報セキュリティ対策等により一般管理費において支出が大幅に増加したために削減状況が抑制され、基準値（平成 29 年度予算）に対し 0.66%の減となった。 人件費については、人員配置の見直しや人員計画に基づき、業務効率を勘案しつつ計画的な採用を行ったことにより、基準値（平成 29 年度予算）に対し 12.21%の減となった。 勤怠管理システム及び電子決裁・文書管理システムの運用を始め、集計作業等の事務処理の省力化、文書管理事務の効率化等を図った。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。 <課題と対応> 一般管理費及び事業費の削減については、近年の	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> —
区分	H29 予算 (A) ※1	R 3 実績 (B) ※1	増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100																																																																	
一般管理費	267,840	558,179	※2 108.40																																																																	
一般管理費	267,840	563,220	110.28																																																																	
消費税率変更による影響額 ※8	-	△5,041	-																																																																	
業務経費	3,769,108	3,645,005	△3.29																																																																	
国立競技場等運営費	466,240	608,565	※3 30.53																																																																	
JISS 運営費	1,621,443	1,446,899	※4 △10.76																																																																	
NTC 運営費	668,561	832,219	※5 24.48																																																																	
国立登山研修所運営費	53,772	35,172	※6 △34.59																																																																	
スポーツ振興基金事業費	484,762	448,673	※7 △7.44																																																																	
スポーツ活動環境公正化事業費	-	-	-																																																																	
スポーツ及び健康教育普及事業費	474,330	306,398	※8 △35.40																																																																	
消費税率変更による影響額 ※9	-	△32,921	-																																																																	
小計…①	4,036,948	4,203,184	4.12																																																																	
代々木競技場の営業期間の違いによる影響額…② ※10		△192,793	-																																																																	
合計 (①+②)	4,036,948	4,010,390	△0.66																																																																	

	※1 運営費交付金の特殊経費分や新規に追加された業務等の経費は含まない。 ※2 「一般管理費」の増は、基幹システム更新及び情報セキュリティ対策費用の増によるものである。 ※3 「国立競技場等運営費」の増は、令和2年度に国立代々木競技場の耐震改修等工事が完了し、通年営業したことに伴う運営費の増によるものである。 ※4 「JISS 運営費」の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による施設利用の減や事業活動の減に伴うものである。 ※5 「NTC 運営費」の増は、予算配分の見直しに伴うものである。 ※6 「国立登山研修所運営費」の減は、予算配分の見直しに伴うものである。 ※7 「スポーツ振興基金事業費」の減は、競技強化支援事業費の減によるものである。 ※8 「スポーツ及び健康教育普及事業費」の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベント実施取り止めに伴うものである。 ※9 令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられたことによる影響額を控除したものである。 ※10 代々木競技場運営費について、平成29年度は3か月営業、令和3年度は通年営業（2020年東京大会の開催に伴う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による非独占的及び独占的使用期間を含む）であるため、営業期間の違いによる運営費への影響額を考慮するものである。 2. 人件費の削減状況 人件費について、適正な人員配置に努めるとともに、平成30年度に策定した人員計画を見直し、業務効率を勘案しつつ計画的な採用を行ったことにより、目標（第4期中期目標期間最終年度において5%以上削減）の達成に向けて取り組んだ。 （単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H29 予算 (A)</th><th>R 3 実績 (B) ※1</th><th>増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費（事業系・管理系）</td><td>3,436,645</td><td>3,017,092</td><td>※2 △12.21</td></tr> </tbody> </table> ※1 基準となる平成29年度予算に計上されていない特殊経費分等は含まない。 ※2 組織再編等に伴い人員配置を見直したこと及び人員計画に基づき、業務効率を勘案しつつ計画的な採用を行ったことによるものである。 3. 業務効率化の取組について (1) 業務の見直し・効率化 令和4年度計画の策定に当たり、業務実績に関する主務大臣の評価結果や、国の政策・施策の動向等を踏まえて、既存業務の必要性・効率性・有効性の観点から点検した。また、JSCが開催する自己評価委員会をはじめとした各種会議において、業務の実施状況について点検・評価するとともに、業務実績に関する評価結果や総務省独立行政法人評価制度委員会が発出する各種情報等、独立行政法人やJSCを取り巻く環境の変化の把握や将来の見通しを立てる上で必要な情報を適宜共有し、業務効率化に努めた。 (2) 間接業務の共同実施 実施可能なものの検討結果を踏まえて、独立行政法人国立美術館、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人日本芸術振興会と共同調達に関する協定書（令和2年12月14日付け）を締結し、「令和3年度コピー用紙の供給」の共同調達を実施し、経費削減を実現した。 〔参考〕コピー用紙の共同調達による経費削減額（税抜） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R 2</th><th>R 3</th><th>削減額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 3用紙</td><td>2,120 円/箱</td><td>1,715 円/箱</td><td>△405 円/箱</td></tr> <tr> <td>A 4用紙</td><td>1,780 円/箱</td><td>1,380 円/箱</td><td>△400 円/箱</td></tr> </tbody> </table> (3) 「働き方改革」に資する取組	区分	H29 予算 (A)	R 3 実績 (B) ※1	増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100	人件費（事業系・管理系）	3,436,645	3,017,092	※2 △12.21	年度	R 2	R 3	削減額	A 3用紙	2,120 円/箱	1,715 円/箱	△405 円/箱	A 4用紙	1,780 円/箱	1,380 円/箱	△400 円/箱	サイバー犯罪の増加への対応として情報セキュリティ対策の強化が求められることに伴い、支出増が見込まれることに留意しつつ、引き続き業務の効率化のための取組を行っていく必要がある。 人件費の削減については、中長期的視野に立った人員計画に基づく人員管理を行いつつ、業務達成のための適切な人員配置を行っていく必要がある。	
区分	H29 予算 (A)	R 3 実績 (B) ※1	増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100																				
人件費（事業系・管理系）	3,436,645	3,017,092	※2 △12.21																				
年度	R 2	R 3	削減額																				
A 3用紙	2,120 円/箱	1,715 円/箱	△405 円/箱																				
A 4用紙	1,780 円/箱	1,380 円/箱	△400 円/箱																				

- ① 勤怠管理システムの運用を開始（令和３年８月）し、労働時間の適正な管理、勤務時間の集計作業に係る事務処理の省力化等を図った。電子決裁・文書管理システムの運用を開始（令和３年１０月）し、法人文書の適正な管理、文書管理事務の効率化等を図った。
- ② 会議運営に係る業務の効率化のため、専用のノート型端末を追加購入するなど会議のオンライン化を推進し、資料共有の工夫による議事進行の円滑化、ペーパーレス化並びに印刷等労力の削減、会議参加に係る移動時間の短縮及び交通費の節約を図った。

４．「運営点検会議」の実施

「運営点検会議」を下記のとおり開催し、「理事長によるガバナンス」の点検や必要な助言を受けるとともに、2020年東京大会及び2022年北京大会に関するJSCの取組、その成果等を踏まえた今後の動きや課題等について意見交換を実施した。また、同会議の意見を反映する形で職員意識調査の内容を精査し、実施内容が法人の業務運営に活用できるよう改善を図るなど、法人運営に反映した。

開催回	日付	主な議題
第１回	令和３年６月２４日 (Web会議)	- 令和２年度内部統制アクションプランの実施状況について - 令和３年度内部統制アクションプランについて - 令和２年度職員意識調査の分析結果について
第２回	令和３年１１月４日 (対面及びWeb会議)	- 令和３年度内部統制アクションプランの実施状況について - 令和３年度職員意識調査について - 直近の業務課題等に関する報告
第３回	令和４年３月２２日 (Web会議)	- 令和３年度内部統制アクションプランの実施状況について - 業務運営の効率化について（令和３年度重点的な議題） - 令和３年度職員意識調査について - 今後のJSCの在り方等について

５．一般管理費及び事業費の効率的な執行

上記「１．一般管理費及び事業費の削減状況」及び「Ⅲ－１ 予算の適切な管理と効果的な執行等」を参照。

６．人件費の効率的な執行

「第４期中期目標期間における業務の考え方」（平成３０年４月２５日役員会決定）に基づき、人件費の管理を適切に実施した。

７．給与水準の検証及び公表

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成１５年９月（平成２６年９月最終改定）総務大臣通知）に基づき、令和２年度にJSCで支払われた役職員の報酬・給与等について、文部科学省及びJSCのHPにおいて公表した。（令和３年６月３０日）また、令和３年度分については、令和４年６月に公表する見込み。

なお、給与水準の妥当性については、監事による監査において確認した。

<職員の給与水準の状況>

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準（年額）の比較指標

区分	対国家公務員	参考		
		地域勘案	学歴勘案	地域・学歴勘案
事務・技術職員	109.2	99.7	106.8	98.2
研究職員	95.3	93.1	95.1	93.0

<国に比べて給与水準が高くなっている理由>

地域手当の支給割合が高い地域（１級地、東京都特別区）に勤務する職員及び大学卒以上の職員の割合が国家公務員より高いため、対国家公務員指数は高くなっているものの、地域・学歴を勘案した指数は 100 以下となっている。引き続き、社会一般の情勢や国家公務員の状況を参考として、必要な措置を講じていく。

＜主務大臣の検証結果＞

国家公務員の給与等を総合的に勘案した上で、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応がとられていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。

8. 調達の合理化及び契約の適正化

(1) 調達等合理化計画に関する取組

令和３年度調達等合理化計画については、重点的に取り組むべき課題について、全て実施できたことから達成できたものと評価している。

① 調達の現状及び前年度比較

(単位：件、千円)

	R 2		R 3		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	149	3,970,412	191	19,460,152	42	15,489,740
	54.6%	35.1%	57.2%	64.4%	28.2%	390.1%
企画競争・公募等	6	139,260	12	596,601	6	457,341
	2.2%	1.2%	3.6%	2.0%	100.0%	328.4%
競争性のある契約（小計）	155	4,109,672	203	20,056,753	48	15,947,081
	56.8%	36.3%	60.8%	66.4%	31.0%	388.0%
競争性のない随意契約	118	7,216,550	131	10,142,639	13	2,926,089
	43.2%	63.7%	39.2%	33.6%	11.0%	40.5%
合計	273	11,326,222	334	30,199,392	61	18,873,170
	100%	100%	100%	100%	22.3%	166.6%

※各種算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

② 調達の現状に係る要因の分析

- ・契約全体として件数及び金額ともに増加した。件数が増加した主な要因は、令和２年度においては４月から５月にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国から発出された緊急事態宣言等を踏まえ、入札・企画競争を中止したところ、令和３年度は例年どおりの調達を行ったことや、2020 年東京大会に係る調達が増加したためである。
- ・金額の増加については、競争性のある契約は、令和２年度は 10 億円を超える契約がなかったのに対し、令和３年度は新スポーツくじ端末の構築及び運用保守（約 89 億円）のほか、ハイパフォーマンススポーツセンター管理・運営業務委託（約 31 億円）及び国立競技場管理・運営業務委託（約 16 億円）の３件あったことが主な要因となっている。
- ・競争性のない契約についても、一般定期借地権設定契約が約 26 億円（令和４年４月１日から令和７年３月 31 日（東京都）と令和４年４月１日から令和６年３月 31 日（渋谷区）の合計金額である。）、スポーツくじ販売・払戻システム改善対応に係る契約が令和２年度は約 12 億円だったのに対し、令和３年度は約 23 億円となり、金額増の主な要因となっている。

③ 一者応札・応募の状況及び前年度比較

(単位：件、千円)

		R 2		R 3		比較増△減	
２者以上	件数	69	44.5%	94	46.3%	25	36.2%
	金額	2,387,304	58.1%	11,606,296	57.9%	9,218,992	386.2%
１者以下	件数	86	55.5%	109	53.7%	23	26.7%
	金額	1,722,368	41.9%	8,450,457	42.1%	6,728,089	390.6%

合 計	件数	155	100%	203	100%	48	31.0%
	金額	4,109,672	100%	20,056,753	100%	15,947,081	388.0%

※各積算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

④ 一者応札・応募の原因、改善方策

(原因)

- ・令和3年度の一者応札・応募の契約件数は109件(53.7%)、契約金額は約85億円(42.1%)であり、件数及び金額ともに増加している。これは、令和3年度の契約件数及び契約金額が全体として増加したためであるが、契約全体に占める割合としては前年度並みであった。金額の大幅な増加については、基幹システム構築及び運用保守(約7億)、ハイパフォーマンンススポーツセンターの各食堂等の運営・管理業務(約7億円)、ハイパフォーマンンススポーツセンター管理・運営業務委託(約31億円)、国立競技場管理・運営業務委託(約16億円)等、金額の規模の大きな案件が1者応札となったことが主な要因となっている。

(改善方策)

- ・JSCのHPに掲載する「発注見通し」について毎月の掲載内容を更新し、掲出可能な案件についてはすべて掲出した。
- ・複数者の入札説明書等受領があったものの、1者応札・応募となった案件について、意見聴取を実施し原因等の把握に努め、次回以降の調達に活用した。
- ・競争参加資格付加理由書のチェックをより厳正に実施し、真に必要な資格等を条件とした。
- ・機種選定理由書及び例示品のチェックをより厳正に実施し、品目等が限定的にならないよう確認を行った。
- ・JSCのHPの調達情報のページから入札説明資料をダウンロードできるようにすることで、応札者の利便性向上を図り、応札しやすい環境を整えた。
- ・コピー用紙の共同調達を実施している独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人日本学術振興会と調達情報のページの相互リンクを貼り付けることにより、調達情報をより広く周知した。

⑤ 契約事務に係る審査体制

- ・個々の契約に関する確認(監事及び監査室による監査)
監事には役員会において審議された契約案件の契約手続に関する決裁文書、監査室には少額随意契約を除くすべての契約案件の契約手続に関する決裁文書について回付を行い、契約の適正化の観点から確認を受けた。
- ・契約監視委員会の審議状況
契約監視委員会を3回開催し、令和3年度調達等合理化計画の策定及び令和2年度調達等合理化計画の自己評価の際の点検を行うとともに、随意契約事由の妥当性、競争性の確保等に係る個々の契約案件(令和3年1月から令和3年12月までの契約案件から抽出した15件)等の点検を行った。点検の状況については契約監視委員会審議概要としてHPに公表した。
- ・入札監視委員会の審議状況
入札監視委員会を2回開催し、令和2年10月から令和3年9月までにJSCが発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち、委員会が抽出した8件の入札及び契約の状況などについて審議を行った。審議の状況等については入札監視委員会議事概要としてHPに公表した。

(2) 会計検査院からの指摘を受けた件に関する取組

会計検査院による令和2年度決算検査報告において、以下について指摘を受けた。

- ・旧国立競技場の解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る不適正な契約手続について
- ・水道施設の移設等に当たり、消費税相当額の算定が適切でなかったため、移設等補償費が過大となっていたもの

上記の指摘を踏まえて、会計規則等を遵守した適正な手続等を行うべく、以下の取組を実施し、再発防止に努めた。

- ・各種会議を通じて会計検査院からの指摘内容について全職員に周知
- ・イントラネット上に会計検査院からの指摘内容について記載した事務連絡を掲出
- ・年度契約の手続に向けた留意事項と合わせて、適正な契約手続を取り進めるための手引きとなる「契約マニュアル」を再周知

9. 内部規程及び業務マニュアルの見直し

		業務マニュアルについては、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」に基づき、全社的な業務マニュアル等の点検を行い、必要な更新を実施した。 10. 資産の適切かつ効率的な管理 資産の適切な管理を浸透させるため、研修会を開催した。また、改修した財務管理システム（タブレット等）を活用して、効率的かつ確実に実査を実施した。		
4. その他参考情報				
特になし				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1 Ⅲ－2	予算の適切な管理と効率的な執行等 自己収入の拡大		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュ ー	令和4年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最 終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値 等、必要な情報
	自己収入の増加率	最終年度において 3.0%以上	3,323,258千円 （前中期目標期間平均）	△38.39%	△15.30%	△45.89%	△31.85%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> <主要な業務実績> 1. 適切な予算配賦 ・年度計画予算策定時に予算管理方針を明確に示した上で、予算管理担当部署において執行状況の一元的な管理を実施した。一般勘定については令和3年7月末時点及び10月末時点の執行状況に基づき、令和3年9月及び12月の役員会における審議を経て予算配賦の見直し（定期的な見直し）を実施し、運営費交付金の残高に留意しつつ、予算の効率的な執行を図った。 ・定期的な見直しのほか、予算管理方針に基づき、令和3年4月及び令和4年3月の役員会審議を経て新型コロナウイルス感染症対策に係る予算等の追加配賦を2回実施した。 ※令和3年4月の見直しにおいては、令和2年度第3次補正予算で措置され、配賦時期を考慮の上、予算の有効活用を図るために令和2年度から繰り越した運営費交付金を財源とし、新型コロナウイルス感染症対策等に係る予算を追加配賦した。 ※令和4年3月の見直しにおいては、令和3年12月20日に成立した第1次補正予算について、令和4年度への繰り越しも含めて計画的及び効率的な予算の執行を図ることを前提として、新型コロナウイルス感染症対策等に係る予算を追加配賦した。 ・令和2年度に引き続き、理事長の裁量により、組織運営のために効率的・弾力的に執行する経費を予算化し、予算の範囲内で効率的な運用を行った。 ・令和3年10月末時点の執行状況を踏まえて次年度の当初予算配賦を実施するなど、見直しにおいて当年度の決算見込み等の情報を収集し、当初予算との相違等を分析した上で次年度以降の効果的な予算配賦のために活用した。 ・予算、決算の状況（Ⅲ－3 参照） ・運営費交付金債務の執行状況（Ⅲ－3～5 参照） 2. 長期借入れの実施 （1）長期借入れを行うに当たっては、資金管理委員会を開催し、借入時期や借入金額について十分な検討を行った。	<評定と根拠> 評定：B 予算の管理及び執行については、予算管理方針に基づき計画的・効率的に執行するとともに、理事長の裁量により組織運営のために効率的・弾力的に執行する経費を有効活用し、経営上の諸課題に対応した。 自己収入については、国立競技場等において2020年東京大会のために会場使用協定等に基づく組織委員会の使用が行われていたこと等により基準値を下回る結果（△31.85%）となった中、国立代々木競技場フットサルコートにおいて、周辺類似施設の状況等を踏まえた適正な利用料金を設定するなど、自己収入の拡大のためのロードマップに沿った取り組みを行った。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。 <課題と対応> 引き続き、予算の適切な管理を実施するとともに、計画的・効率的な執行に努める。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> ・引き続き、予算の適切な管理を実施するとともに、計画的・効率的な執行に努めることを期待する。 ・国への財政依存度を減少させるため、自己収入の増加に資する取組の更なる加速を期待する。 <その他事項> —	

	令和３年度資金管理委員会の開催回数：４回 (２) 令和３年度は、下記のとおり、償還計画(文部科学大臣認可)に基づき返済を行った。なお、償還計画の作成に当たっては、他の業務に支障が生じないよう配慮した。 <table><tr><th>融資実行</th><th>金額</th><th>備考</th></tr><tr><td>平成 30 年 4 月 16 日</td><td>311 億円</td><td>令和 3 年 6 月 25 日に 90 億円を返済。 (元金残高 131 億円)</td></tr><tr><td>平成 31 年 3 月 22 日</td><td>256.8 億円</td><td>元金の返済は、令和 4 年度まで猶予されており、令和 5 年度から開始。</td></tr><tr><td>令和元年 12 月 26 日</td><td>212.2 億円</td><td>一部 (27.4 億円) は令和 2 年 7 月 27 日に融資実行。元金の返済は、令和 8 年度まで猶予されており、令和 9 年度から開始。</td></tr><tr><td>令和 3 年 3 月 30 日</td><td>78.61 億円</td><td>令和 3 年 4 月 1 日返済。</td></tr><tr><td>令和 3 年 3 月 31 日</td><td>3.0 億円</td><td>令和 3 年 4 月 5 日返済。</td></tr><tr><td>令和 4 年 3 月 30 日</td><td>79.42 億円</td><td>令和 3 年度には返済がなく、令和 4 年 4 月 1 日返済。</td></tr></table> ※融資実行日順	融資実行	金額	備考	平成 30 年 4 月 16 日	311 億円	令和 3 年 6 月 25 日に 90 億円を返済。 (元金残高 131 億円)	平成 31 年 3 月 22 日	256.8 億円	元金の返済は、令和 4 年度まで猶予されており、令和 5 年度から開始。	令和元年 12 月 26 日	212.2 億円	一部 (27.4 億円) は令和 2 年 7 月 27 日に融資実行。元金の返済は、令和 8 年度まで猶予されており、令和 9 年度から開始。	令和 3 年 3 月 30 日	78.61 億円	令和 3 年 4 月 1 日返済。	令和 3 年 3 月 31 日	3.0 億円	令和 3 年 4 月 5 日返済。	令和 4 年 3 月 30 日	79.42 億円	令和 3 年度には返済がなく、令和 4 年 4 月 1 日返済。	資金の長期借入れについては、引き続き、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成し、長期借入金の返済を行う。																							
融資実行	金額	備考																																												
平成 30 年 4 月 16 日	311 億円	令和 3 年 6 月 25 日に 90 億円を返済。 (元金残高 131 億円)																																												
平成 31 年 3 月 22 日	256.8 億円	元金の返済は、令和 4 年度まで猶予されており、令和 5 年度から開始。																																												
令和元年 12 月 26 日	212.2 億円	一部 (27.4 億円) は令和 2 年 7 月 27 日に融資実行。元金の返済は、令和 8 年度まで猶予されており、令和 9 年度から開始。																																												
令和 3 年 3 月 30 日	78.61 億円	令和 3 年 4 月 1 日返済。																																												
令和 3 年 3 月 31 日	3.0 億円	令和 3 年 4 月 5 日返済。																																												
令和 4 年 3 月 30 日	79.42 億円	令和 3 年度には返済がなく、令和 4 年 4 月 1 日返済。																																												
<主要な業務実績> 1. 自己収入の拡大 自己収入については、国立競技場等において 2020 年東京大会のために会場使用協定等に基づく公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(組織委員会)の使用が行われていたこと等により目標値を下回る結果(△31.85%)となった中、国立代々木競技場フットサルコートにおいて、周辺類似施設の状況等を踏まえた適正な利用料金を設定するなどの取組を行った。 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>前中期目標期間平均 (A) ※ 1</th><th>R 3 年度実績 (B) ※ 1</th><th>増減率 (%) ((B－A) ÷ A) × 100</th></tr><tr><td>国立競技場等運営収入</td><td>2,152,104</td><td>989,212</td><td>※ 2 △54.04</td></tr><tr><td>JISS 運営収入</td><td>395,157</td><td>271,149</td><td>※ 3 △31.38</td></tr><tr><td>NTC 運営収入</td><td>511,843</td><td>768,924</td><td>※ 4 50.23</td></tr><tr><td>国立登山研修所運営収入</td><td>1,744</td><td>1,574</td><td>△9.74</td></tr><tr><td>スポーツ及び健康教育普及事業収入</td><td>87,213</td><td>55,426</td><td>※ 5 △36.45</td></tr><tr><td>寄附金収入</td><td>965</td><td>1,175</td><td>21.80</td></tr><tr><td>営業外収入</td><td>59,651</td><td>160,883</td><td>※ 6 169.71</td></tr><tr><td>利息収入</td><td>4,002</td><td>12,675</td><td>※ 7 216.73</td></tr><tr><td>その他収入</td><td>110,579</td><td>3,624</td><td>※ 8 △96.72</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,323,258</td><td>2,264,641</td><td>△31.85</td></tr></table> ※ 1 自己収入のうち、基金運用収入、スポーツ振興投票事業収入及び共済掛金収入に関するものは含まない。 ※ 2 「国立競技場等運営収入」の減は、2020 年東京大会のために会場使用協定等に基づく組織委員会の使用が行われていたことや新型コロナウイルス感染症拡大の影響により行事等が中止となったことによるものである。 ※ 3 「JISS 運営収入」の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による JISS の施設利用が減少したことによるものである。 ※ 4 「NTC 運営収入」の増は、NTC 屋内トレーニングセンター・イースト収入の増によるものである。 ※ 5 スポーツ及び健康教育普及事業収入の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベント実施取り止め			区分	前中期目標期間平均 (A) ※ 1	R 3 年度実績 (B) ※ 1	増減率 (%) ((B－A) ÷ A) × 100	国立競技場等運営収入	2,152,104	989,212	※ 2 △54.04	JISS 運営収入	395,157	271,149	※ 3 △31.38	NTC 運営収入	511,843	768,924	※ 4 50.23	国立登山研修所運営収入	1,744	1,574	△9.74	スポーツ及び健康教育普及事業収入	87,213	55,426	※ 5 △36.45	寄附金収入	965	1,175	21.80	営業外収入	59,651	160,883	※ 6 169.71	利息収入	4,002	12,675	※ 7 216.73	その他収入	110,579	3,624	※ 8 △96.72	合計	3,323,258	2,264,641	△31.85
区分	前中期目標期間平均 (A) ※ 1	R 3 年度実績 (B) ※ 1	増減率 (%) ((B－A) ÷ A) × 100																																											
国立競技場等運営収入	2,152,104	989,212	※ 2 △54.04																																											
JISS 運営収入	395,157	271,149	※ 3 △31.38																																											
NTC 運営収入	511,843	768,924	※ 4 50.23																																											
国立登山研修所運営収入	1,744	1,574	△9.74																																											
スポーツ及び健康教育普及事業収入	87,213	55,426	※ 5 △36.45																																											
寄附金収入	965	1,175	21.80																																											
営業外収入	59,651	160,883	※ 6 169.71																																											
利息収入	4,002	12,675	※ 7 216.73																																											
その他収入	110,579	3,624	※ 8 △96.72																																											
合計	3,323,258	2,264,641	△31.85																																											

- に伴う協賛金収入等の減によるものである。
- ※6 「営業外収入」の増は、日本青年館・日本スポーツ振興センタービル事務所貸付料及び駐車料収入等の増によるものである。
- ※7 「利息収入」の増は、余裕資金を効率的に運用したことによるものである。
- ※8 「その他収入」の減は、第3期中期目標期間において旧国立競技場のとりこわし工事に伴う発生材の売払収入があったこと等によるものである。

2. 適正な利用料金の設定

国立代々木競技場フットサルコートにおいては、2020年東京大会後の営業再開に合わせ、キャッシュレス端末の導入による利便性の向上、施設更新等に伴う施設の機能向上を実現するとともに、周辺類似施設の状況等を踏まえた適正な利用料金を設定することで、自己収入の拡大を図った。

3. インターネット等を通じた新たな寄附金の獲得等

(1) 寄附金獲得方策の検討

寄附金獲得方策に関する民間サービスについて情報収集するとともに、令和2年度に試行的に実施したクラウドファンディングの取組を通じて明らかになった広報・周知活動等の課題を踏まえて検討した結果、より効果的・効率的な自己収入拡大の方策には、広く寄附募集への賛同を得る必要性を認識し、監督官庁である文部科学省が令和3年度に設置した「寄附検討チーム」の動向を踏まえて対応することとした。

(2) その他の寄附金等に関する取組

JSCが保有する資源を活用するなどし、以下のとおり寄附金を得るとともに、5,519千円相当の物品提供を受けた。

① JSN 寄附金付自動販売機による寄附

JSNに加盟する地方公共団体のスポーツ施設等に寄附金付自動販売機を設置し、寄附金を得た。

区分	H30	R 1	R 2	R 3
設置団体数	23	23	21	21
設置台数	48	49	45	41
金額(千円)	2,093	2,411	1,137	1,175

② その他企業等からの寄附

JSCの事業に理解のある企業等から寄附金を得た。

区分	H30	R 1	R 2	R 3
寄附件数	3	3	2	5
金額(千円)	2,644	1,655	210	230,320

4. ネーミングライツ導入に関する状況

(1) 導入したネーミングライツの状況

既にハイパフォーマンススポーツセンターにおいて、平成21年より独立行政法人最初の事例として、ネーミングライツを導入しており、令和3年度も年間135,000千円の収入を安定的に得ることができた。

<命名権の獲得状況>

対象施設：①ナショナルトレーニングセンター（平成21年～）

- ・屋内トレーニングセンター・ウエスト（西館）
- ・屋内トレーニングセンター・イースト（東館）
- ・屋内テニスコート
- ・陸上トレーニング場

		・アスリートヴィレッジ ②西が丘サッカー場（平成 24 年～） 付与名称：①「味の素ナショナルトレーニングセンター」 ②「味の素フィールド西が丘」 契約期間：令和元年 12 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 契約金額：年額 135,000 千円（消費税除く） （２）ネーミングライツ導入に関する情報収集 令和元年度に策定した、ネーミングライツの導入に関する方針より、原則として新たな施設に命名権を導入することについて見送ることとしたが、2020 年東京大会後の競技施設への命名権の導入状況を中心に、情報を収集した。 ５．法人の機能を強化するための検討 新設した企画渉外担当において、法人が保有する知見等の経営資源を整理し活用するための検討を行った。また、外部機関との連携強化やより効果のある社会的活用に資するため、各事業横断的な情報発信等について検討した。		
４．その他参考情報 特になし				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	長期的視野に立った施設整備の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュ ー	令和4年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> 1. 秩父宮ラグビー場の施設計画の検討 東京都の地区計画や指針に基づき、神宮外苑地区のまちづくりの一環として、秩父宮ラグビー場の再整備を含む神宮外苑地区市街地再開発事業の都市計画決定に向け協力した。 新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業においては、6月に「新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画」を策定・公表した。また、PFI 法に基づく BT+コンセッション方式による事業として実施するに当たり、専門的かつ公正な審議を確保するため、「新秩父宮ラグビー場（仮称）整備等事業有識者委員会」を6月に設置し具体的な検討を開始した。9月に「新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業の実施方針」を策定・公表し、12月に「特定事業の選定・評価」を公表した。1月には入札公告等の公表・交付を行い、事業者の選定手続を進めた。 国の施設では初めてとなる BT+コンセッション方式を導入した PFI 事業として必要な手続を滞りなく実施した。 なお、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等のラグビー関係団体（障がい者のラグビー含む）やその他のスポーツ競技団体とも協議・ヒアリングを重ね、新しいラグビー場のビジョン・コンセプトや施設計画、管理運営計画等に関して、利用者の視点、要望も取り入れるよう留意して進めた。 2. 施設整備・管理の実施 利用者に安全・安心な施設環境を提供するため、老朽化対策として以下の工事を行った。 ・戸田艇庫耐震補強、屋根防水改修及び内装改修 ・HPSC 照明設備等改修 （西が丘サッカー場、JISS 棟競泳・アーティスティックスイミングプール・陸上競技実験場・トランポリン新体操・ハイパフォーマンズジム・トレーニング体育館等） ・JISS 棟等天井耐震改修（JISS 棟競泳・アーティスティックスイミングプール等） ・JISS 棟エレベータ耐震改修及びカゴ内装改修 ・JISS 防火シャッター危害防止装置取付け ・JISS 棟ライトコート、屋外階段外壁改修 3. 利用者本位の立場からの施設整備	<評定と根拠> 評定：B 国の施設では初めての BT+コンセッション方式を導入した PFI 事業として必要な手続を滞りなく実施し、令和 4 年 1 月には入札公告等の公表・交付を行うなど、着実に進捗している。 施設の耐震補強及び老朽化対策を行い、照明設備改修では LED を採用し省エネルギー化を進めた。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B 評価とする。 <課題と対応> PFI 法に基づく BT+コンセッション方式として、適正な手続を経て事業者を選定する。 利用者に安全・安心な施設環境を確保するため、個別施設計画も踏まえ計画的に施設の老朽化対策等を進める。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> —	

		利用者の利便性向上を図るため、国立競技場においてテレビ用中継端子盤の整備を行った。 照明設備等改修においては、利用競技団体へのヒアリングに基づき、必要な競技照度を確保できるよう改善を図った。		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュ ー	令和4年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 経営方針を明確化し、内部統制の充実・強化を図るため、理事長がリーダーシップを発揮できる体制の推進を中心に以下の取組を行った。 1. 業務運営に係る経営方針の明確化 (1) 理事長による経営方針等の説明 ① 経営方針説明会の実施 年度計画の着実な達成に向け、全役員から全職員に向けて経営方針に関する説明会を開催した。開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参加者を限定し、Web による同時配信と合わせて実施した。説明会終了後速やかに、収録した映像をイントラネットに掲載した。(令和3年4月21日実施) また、理事長から全役職員に向けて、新年の所感とともにその年の重点項目を伝えた。こちらについても説明会と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した。(令和4年1月6日実施) これらの取組により、経営方針を明確にするとともに職員への浸透を図ることができた。 ② 経営課題や事業の実施状況の共有 自己評価委員会(後出)、運営点検会議等の法人運営に関する会議を開催するに当たり、視聴会場の設置やWeb による会議の状況を同時配信するなど、環境の整備を通じて、迅速な情報共有に取り組んだ。 また、緊急事態宣言下における経営課題共有を目的とした幹部ミーティングを継続して開催し、幹部職員の一体感を醸成した。令和3年10月以降は原則月2回開催するとともに、引き続きWeb 会議システムを利用し全国各地域にある事業所の幹部が参加できるようにし、法人運営上の重要な情報共有や各部の課題共有・提案を行う場として機能・内容の充実を図り、業務運営の円滑化に役立てた。 ③ 理事長と職員との意見交換の実施 令和2年度のクロスミーティングから継続して、令和3年度も「理事長と職員との意見交換会」を実施し、理事長と職員とのコミュニケーションの活性化を図った。実施に当たり、より多くの職員とコミュニケーションがとれるよう、対象者を全職員とし、多様な参加者が参加できるよう対面とオンラインの両方で開催し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した。 (2) 適切な意思決定の遂行 「役員会に付議すべき事項」に基づき、重要事項に関する審議・報告を行うための役員会を開催した(計28回)。また、重	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和2年度までの取組内容を踏まえ、組織内の内部統制・ガバナンス強化を確固たるものにするため、コンプライアンス及び業務効率化を念頭に令和3年度内部統制アクションプランを作成し、取組内容の強化・充実を図った。 経営方針説明会及び新年の所感を通じて、業務の課題、重点的に取り組む事項等の経営方針について、職員への浸透を図った。また開催方法や視聴方法を工夫することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても迅速な情報共有に留意した。 監事監査、監査室監査及び自己評価委員会において、業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることを確認するとともに、リスク管理については、リスク管理委員会を中心として、「リスク管理基本計画」及び「リスク管理アクションプログラム」を策定の上、定期的に検証・フォローを実施した。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —		

	要な案件については、毎週開催した役員ミーティングの場において情報を事前に共有し、役員会における迅速かつ適切な審議に寄与した。加えて、意思決定の過程を明らかにするため、イントラネットにおいて資料を職員に共有した。 また、会議のペーパーレス化を目的として購入した専用のノート型端末を活用し、Web 会議システムを利用するなど、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下等においても、役員会をはじめとする意思決定を適切に遂行した。 2. 内部統制に対する職員への理解促進 (1) JSC 職員意識調査に関する取組 ① 令和2年度 JSC 職員意識調査結果の分析等 部署別等詳細に分析し、部長職へのフィードバックを行い、業務改善に向けた取組に活用した。また、フィードバックを踏まえた各部署での取組状況のフォローアップを実施し、全部署の取組事例を法人内に共有した。 ② 令和3年度 JSC 職員意識調査の実施 令和3年12月から翌年1月にかけて実施し、速報値をイントラネットに掲載するなど、法人内に共有するとともに、令和3年度第3回運営点検会議に示し、JSC の状況について助言を受けた。 【令和3年度結果概要（回答率84%）】 ・行動指針を「意識している」（「どちらかという意識している」を含む。）とした回答者は90%となり、行動指針カードの配布、JSC 職員意識調査時の再確認等、これまでの継続的な周知による一定の成果と推察される。 ・内部統制を「理解している」「意識して行動している」（それぞれ「どちらかという」を含む。）とした回答した者はいずれも90%以上となっており、(2)に記載した研修等の取組が有効であったと推察される。 ・「業務等に関する情報が共有できていると思うか」という問いについては、回答者の83%が「そう思う」（「どちらかという」と「そう思う」を含む。）と回答しており、令和2年度のJSC 職員意識調査のフィードバックを踏まえ、各部署において内部統制推進のための取組の一環で、情報共有の充実が図られていると推察される。 ・JSC の「風通し」については、「主に掲示板（JSC ポータル）を通じて、法人の動きや他部署の取組等に関する情報が発信・共有されているが、十分だと思うか」という問いに対し「そう思う」（「どちらかという」と「そう思う」を含む。）との回答者は7割に達していないことから、引き続き情報の発信方法の工夫について検討する予定。 ③ JSC 職員意識調査の見直し 運営点検会議における委員の意見や令和2年度の調査結果で明らかになった課題等を踏まえて、質問項目や内容を見直し、経年比較のみにかかわらず、調査結果がより良い業務運営に活用されるように工夫した。 具体的には、「JSC の「風通し」の良さ」について、より具体的な内容の切り口でそれぞれどう感じているかを回答する質問内容とすることに加え、「法令違反について」は、法令違反等の有無ではなく、法令違反等を起こさない職場環境づくりに活用できる質問内容に見直した。 (2) 研修の企画・実施 内部統制の理解度や意識度を向上させることを目的として、基礎知識だけでなく、JSC における内部統制の仕組みや内部統制を意識した行動を実践するためのポイントを取り入れた独自の教材を作成した上でe-ラーニングシステムを活用し、全職員を対象とした研修を実施し、658 人が受講した。実施に当たっては、令和2年度職員意識調査における内部統制の理解度・意識度の分析結果も踏まえ、職員の経験年数等に応じて受講内容を区別するなどの工夫を行い、職員全体の理解度・意識度の底上げを図った。受講後のアンケートにおいて、全受講者のうち99%の職員から研修理解度・意識度が「理解できた」「高まった」（それぞれ「どちらかという」を含む。）といった回答を得た。 3. 業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることのモニタリング 監事監査及び監査室監査において、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証した。また、自己評価委員会において、業務の進捗を部署横断的に確認した。 なお、監事監査は、常勤監事及び非常勤監事各1人の体制で実施した。 (1) 監事による監査の実施状況	<課題と対応> 令和3年度の内部統制に関する状況を踏まえ、内部統制の基本的要素ごとに、有効性、実効性等の観点から、内部統制アクションプランを見直し、記載した事項を着実に実施する。 また、内部統制に関する研修、職員意識調査をとおして、引き続きコンプライアンスの啓発に取り組む。 会計検査院による令和2年度決算検査報告において指摘を受けた件について、再発防止に向けて取り組む。
--	--	---

	① 監事監査の実施 令和3年度の監事監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施した。 ② 理事長との意見交換等の状況 ・理事長との定期的会合の実施 令和3年度は4回開催し、監査結果について意見交換を実施した。監事の意見については、理事長から内部統制の推進に係る総合調整を行っている部署を通じて関係部署に伝えられ、理事長は次の会合時に各部署の対応状況等について説明した。 ・監査報告についての説明 令和2年度の監査報告を作成し、以下の6項目について理事長及び役員会にその内容を説明した。 ア 業務の適正かつ効果的、効率的な実施 イ 内部統制システムの整備及び運用 ウ 役員の職務の遂行 エ 会計監査人による財務諸表等の監査 オ 事業報告書の内容 カ 過去の開議決定において定められた監査事項 いずれの項目についても適正である旨の意見を記載 ③ 監査結果に基づく意見への対応状況 (主な監事の意見／意見への対応) ・役員会の見直し／「臨時役員会」で毎年度の定例的案件を審議するなど、「定例」と「臨時」の定義の曖昧さを解消するため、「定例役員会」、「臨時役員会」と称していた役員会の呼称を「役員会」に統一した。また、より円滑な業務運営に資するべく役員会に付議する審議事項等の見直しに着手した。 (2) 監査室による内部監査の実施状況 ① 内部監査 令和3年度の監査室監査計画を策定し、以下をはじめとする監査項目について内部監査を実施した。 ＜主な監査項目＞ ・資産管理の状況に関する監査 ・競争的研究費等に関する監査 ・情報セキュリティに関する監査 ② 内部監査報告書の提出 令和2年度の監査室監査計画に基づき実施した監査結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、理事長に提出した。その内容について役員会に報告するとともに、内部監査報告書のデータをイントラネット上に掲載して情報共有を図った。監査室は、関係部署からは是正改善の措置状況の報告又は改善計画の提出を受け、その措置状況又は履行状況について点検を行い、その結果を理事長に報告した。これらの手続により、監査の実効性が確保されていることを確認した。 監査結果を踏まえた主な対応は次のとおり。 ・資産管理の状況に関する監査の指摘事項について、物品管理簿の記載内容を現況に照らして修正 ・競争的資金等に関する監査の指摘事項について、誓約書の様式の周知徹底を実施 ・情報セキュリティに関する監査の指摘事項について、イントラネット上に掲載している情報を修正 (3) 役員ミーティングの開催 法人経営上の重要事項について適切かつ円滑に意思決定を図るための準備プロセスとして、また、役員間において迅速な情報共有を行うため、役員ミーティングを開催した。緊急事態宣言下においても、Web会議システムを利用するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、原則週次で開催した。 (4) 自己評価委員会の開催 業務の実施状況を確認し、着実に遂行することを目的として、理事長を委員長とする自己評価委員会を定期的に開催し、業務の実績について評価を行うとともに、年度計画を着実に達成できるように取り組んだ。令和3年度においては3回（令和3年6月21日、11月17日、令和4年2月24日）開催した。委員会の状況については、Web会議システムを利用した配信や視聴会	
--	--	--

	場の設置により、職員の視聴を可能とし、迅速な情報共有に努めた。 4. 内部統制強化に関する取組 (1) 「内部統制に関する5年間を見据えた基本方針」に基づき、「令和3年度アクションプラン」及びスケジュールを作成し、アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において適切な進行管理に努めた。 (2) 運営点検会議でも進捗状況の確認等を通じて、必要な助言を受け、計画的に内部統制を推進した（Ⅱ 4. 参照）。 (3) 会計検査院による令和2年度決算検査報告において指摘を受けた件について取り組み、再発防止に努めた（Ⅱ 8. (2) 参照）。 5. 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応状況 (1) リスク管理委員会において「令和3年度リスク管理基本計画」を策定し、当該計画に基づき、担当部署においてリスクの再評価を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し「リスク管理アクションプログラム」を策定した。 (2) リスク対策の実施状況については、リスク管理委員会において定期的に検証・フォローを行い、着実に実施した。 ＜リスク管理委員会＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催</th><th>日付</th><th>議題</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>4月16日</td><td>「R3年度リスク管理アクションプログラム」の策定 等</td><td></td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>10月22日</td><td>「R3年度リスク管理アクションプログラム」実施状況（中間）確認 等</td><td>書面審議</td></tr> <tr> <td>第3回</td><td>3月24日</td><td>「R3年度リスク管理アクションプログラム」実施状況確認、リスク算定値の見直し等</td><td>書面審議</td></tr> </tbody> </table>	開催	日付	議題	備考	第1回	4月16日	「R3年度リスク管理アクションプログラム」の策定 等		第2回	10月22日	「R3年度リスク管理アクションプログラム」実施状況（中間）確認 等	書面審議	第3回	3月24日	「R3年度リスク管理アクションプログラム」実施状況確認、リスク算定値の見直し等	書面審議		
開催	日付	議題	備考																
第1回	4月16日	「R3年度リスク管理アクションプログラム」の策定 等																	
第2回	10月22日	「R3年度リスク管理アクションプログラム」実施状況（中間）確認 等	書面審議																
第3回	3月24日	「R3年度リスク管理アクションプログラム」実施状況確認、リスク算定値の見直し等	書面審議																

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	適正な人員配置等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュ ー	令和4年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ JSCを取り巻く環境が変化していることを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、中長期的な戦略に関する組織内における議論、検討及び浸透に取り組むとともに、JSCが抱える様々な課題の解決や中長期視点に立った業務改善等に資する人員配置を行った。 1. 中長期的視野に立った人事計画 第4期中期目標の達成に向け、今後5年間の見通しとなる「重点配分の考え方」に基づき策定した「第4期中期目標期間における業務の考え方（平成30年4月25日役員決定）」を踏まえ、限られた経営資源の有効かつ適切な配分に努めた。また、令和元年度に新設した人事戦略チームの取組を促進するために総務部人事課内に戦略係として新たに設置し、中期目標の達成を勘案しつつ組織運営に支障を来さぬよう、中長期的視野に立った人員計画を見直すとともに、以下の取組により優秀な人材を確保した。 なお、採用試験の実施に当たっては、オンラインを活用した筆記試験や面接を実施するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した。 (1) 多様な採用方法による人材の確保 「第4期中期目標期間における業務の考え方」に基づき、「令和3年度採用計画」を策定し、多様かつ計画的な採用を行い、業務の多角化、専門化等に対応できる優れた人材の確保に努めた。 ＜令和3年度職員採用状況＞ ・文部科学省文教団体職員採用試験 6人 ・一般事務職採用試験 20人 ・専門的分野採用試験 9人 ・人事交流 9人 ・内部登用試験 8人 (2) 人事交流等による専門人材の確保 人事交流等により専門人材を増強し、JSCが有する大規模スポーツ施設の維持管理等、高い専門性を有する業務をより着実に推進できるように体制整備を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：B JSCが置かれている環境に鑑みつつ、中長期的視野に立った人員計画を見直すとともに、専門的分野を対象とした採用試験、人事交流等の多様な方法により優秀な人材の確保を進め、着実な業務運営を行った。また、勤怠管理システムを活用して勤務状況を確認し、必要に応じて、職員に面談を実施するなど、職員の業務や健康状況等の把握に努めた。 効果的な人材育成を図るため、全役職員向けアンケート調査を通じて抽出した課題を踏まえ、人材育成に焦点化した目標マネジメント制度導入に向けた検討・準備を行った。研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から踏まえつつ全体研修と専門研修を企画し、職員全体の能力向上を図れるよう、多様な研修を実施した。 また、働きやすい職場環境の整備に向け、男女共同参画基本方針に基づき、女性職員の採用や育成・登用に努めた結果、数値目標を達成した。加えて、ハラスメントの防止やメンタルヘルス対策については、相談員の配置やストレスチェック実施後の対応等、サポート体制の充実に努めた。特にハラスメントについては全役職員を対象とす	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —	

2. 業務の状況を踏まえた適正な人員配置や組織の見直し

中長期的視野に立った人員計画を見直し、中期目標の達成を勘案しつつ組織運営に支障を来さぬよう、特に新規事業に係る業務を効果的、効率的に実施する観点から、人員配置を行った。また、勤怠管理システムや管理職へのヒアリングを通じて勤務状況等を随時把握し、超過勤務時間数の多い職員に対しては、面談を実施するなど、適切な対応を行った。

3. 効果的な人材育成

全役職員向けアンケート調査を通じて、「評価」「研修」「異動」等の現状の人事施策の課題点を抽出し、調査結果を踏まえた「人事・人材育成の基本的な考え方」の見直しに向けて検討を進めた。またその一環として、業務目標の達成を通じ、職員の業務遂行能力等の向上を図ることを目的とし、人材育成に焦点化した目標マネジメント制度導入に向けた検討・準備を行った。

さらに、業務を適正かつ効果的、効率的に実施するため、JSCを取り巻く環境・情勢の理解、職務能力の向上、職階に応じた知識の獲得等を目的とし、令和3年度研修実施計画を策定し、当該計画を基に研修を実施した。また、研修の実施に当たっては、目的や内容に応じて、外部団体主催の研修を活用した。なお、JSCが企画した研修においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、積極的にWeb会議形式やeラーニングを活用した。

これらの研修に加えて、各部固有の業務内容に合わせた研修を実施することにより、計151回、延べ6,296人が研修を受講した。

＜主な研修＞

- ・コンプライアンス研修：10月1日～7日（712人）
- ・ハラスメント研修：2月1日～2月28日（688人）
- ・内部統制研修：12月15日～12月31日（658人）
- ・コミュニケーション研修：10月1日～31日（616人）
- ・職階別研修：4月1日～3月17日（400人）

4. 男女共同参画等への取組

（1）男女共同参画への取組

「男女共同参画に関する基本方針」（令和2年3月30日一部改正）に基づき、女性職員の採用、管理職及び課長補佐職へのより積極的な登用を行うなどの取組を推進したことにより、以下のとおり数値目標を達成した。

また、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を推進するため、年次有給休暇等の休暇取得促進やノー残業デーに関する呼びかけをイントラネット等で定期的の実施し、働きやすい職場環境づくりに努めた。

＜採用等に占める女性の割合＞

区分	目標値	H30	R 1	R 2	R 3
採用	30%以上	33.3% (2/6人)	41.2% (7/17人)	40% (12/30人)	37.2% (16/43人)
管理職	15%以上	13.2% (12/91人)	18.3% (17/93人)	23.3% (21/90人)	24.7% (24/97人)
課長 補佐職	25%以上	29.2% (26/89人)	23.8% (20/84人)	33.3% (32/96人)	36.6% (37/101人)

（令和4年3月31日現在）

（2）テレワーク等の推進

業務の効率性も踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施環境・体制を整備し、在宅勤務を推進した。

る研修や意識調査（アンケート）を実施し、ハラスメントを防止・排除する意識の向上を図った。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。

＜課題と対応＞

人件費の削減を見据えつつも、業務状況を踏まえ、適切な運営体制の整備が必要である。そのため、専門知識を必要とする分野においては、人事交流も含めた効果的な方法により人材の確保を進めつつ、外部研修等も活用した職員の能力の向上を図る。

人材育成については、引き続き、取り巻く環境や情勢を踏まえて実施する業務への理解を深めるとともに、職階に応じた知識の習得等を目指すべく、多様な研修を企画し、計画的な実施に努めることとする。また、目標マネジメント制度の運用等を通じて、人事施策の課題解決に向けた取組を行うとともに、「人事・人材育成の基本的な考え方」の見直しを行う。

さらに、男女共同参画の更なる推進のため、女性管理職となりうる人材の育成やより積極的な登用を図る。加えて、障害者雇用を促進するなど、職場環境の充実においても、より適切な対応に努める必要がある。

		(3) 障害者雇用の推進 障害者雇用の推進に向け、計画的な採用、座席の配置の考慮や周囲への理解を促すなどの働きやすい職場環境の整備に努め、法定雇用率を達成した。 (4) ハラスメントの防止対策 各職場の人数や男女のバランスを考慮し、相談員を配置し、サポート体制を継続した。また、相談員を対象に必要な知識、言動や対応に関する研修を実施した。 加えて、全役職員を対象としたハラスメント研修を実施し、ハラスメントの防止と排除に対する意識向上を図った。 (5) メンタルヘルス対策 ストレスチェックを実施し、その結果を定期健康診断結果とあわせて一元管理することにより、産業医と連携したサポート体制を整備した。また、ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、希望者には医師による面談を実施した。 さらに、メンタルヘルスサポートとして、職員のプライバシーにも配慮し、外部専門機関に直接相談できる環境を継続した。 加えて、職員の復職時には、「職場復帰支援プログラム」に沿って対応し、産業医とも連携して円滑な職場復帰を支援した。		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-4	情報セキュリティ対策の強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュ ー	令和4年度行政事業レビュー番号：0356

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 令和元年度から継続して、2020 年東京大会の開催に向けて情報システムに対するサイバー攻撃への情報セキュリティ管理能力を向上させる取組を行うとともに、高度な知識、経験を有する外部有識者に最高情報セキュリティアドバイザー等の委嘱を継続し、委嘱者からの助言を踏まえ、情報セキュリティ委員会や同作業部会を活用し、「統一基準群」に則した質の高い情報セキュリティ対策を組織的に行った。 また、情報セキュリティ対策推進計画の実施に当たっては、2020 年東京大会の延期に伴い、令和 2 年度に見直した 2 か年計画を一部改定して実施するとともに、組織・区域・情報システムの 3 つの視点で整備した情報セキュリティ管理責任体制のほか、各部署で業務に当たる IT 技術者による横断的なプロジェクトチームを組むなど、関係機関と連携して情報セキュリティ対策を強化した。 なお、2020 年東京大会期間中に大量の通信が観測されたが、制御機能が適切に稼働したため、運営に支障を来すような情報セキュリティ・インシデントは認められなかった。 1. 関係規程等の整備及び周知徹底 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出を受け、「事務端末（黒ノート PC）の館外持出による活用について」等の情報セキュリティ関連の手順書を運用することにより、緊急事態宣言下での即時的な在宅勤務を実施した。また、役職員が情報セキュリティをより理解し適切に遵守するために、主に JSC の情報システムの分類や管理体制に関する解説と、情報セキュリティ・インシデントの種類とその初動対応手順の内容について、全役職員対象の研修を実施し、周知徹底を図った。 なお、教材については、JSC の IT 担当で部署横断的に連携し、情報セキュリティ・インシデント状況とその対応策を具体的に併記するなど、JSC 独自のものを作成し、情報セキュリティ・インシデント発生時の抑止に努めた。 2. 情報セキュリティに関する研修等の実施 （1）全役職員対象とした研修の実施（受講率 100％） 「インシデントに係る対応とポイントについて」をテーマに、全ての役職員が円滑かつ確実に学習できるように 1 か月程度の期間を設け、オンラインによる研修を実施した。 また、研修内容については、令和 2 年度のアンケート結果から得られた改善点を基に、JSC の情報システムの分類・管理体制・対応手順、緊急時の報告窓口、情報セキュリティ・インシデント発生時の初動フロー等の内容を充実させ、理解を促進するための工夫を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「情報セキュリティ対策推進計画」等に基づき、令和 3 年度に定められた取組を着実に実行した。 情報セキュリティに関する研修については、令和 2 年度のアンケート結果を踏まえて更新した教材を用い、全役職員向けのオンライン学習と合わせてオンライン自己点検テストの実施や 2020 年東京大会後の考察や近年のサイバーセキュリティインシデントの動向等を教材に含めることで、法人の現状を踏まえた適切な内容にすることができた。また、研修期間を 1 か月程度設けた結果、受講率 100%を達成した。 更に、情報セキュリティに関する業務に従事する職員を政府系機関主催の研修会等に積極的に参加させることにより、情報セキュリティに関する専門性を高めることにより、情報セキュリティの水準を維持・向上することができた。 【総括】 以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B 評価とする。 ＜課題と対応＞	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —	

	令和３年度の研修内容に関するアンケート調査の結果、インシデントの報告手順、インシデント対応への理解度が深まったことが確認できた。他方、自由記述において改善を求める意見もあり、次年度の研修に反映させ、研修の更なる充実を図ることとした。 (２) 情報セキュリティ各担当職員向け研修の実施 実務的な情報セキュリティレベルを高めるため、情報セキュリティ各担当者向け研修として、システム調達・運用管理業務の担当職員向け研修を行うとともに、事業責任者の情報セキュリティに関する、理解を深めることを目的として、理事・部長、管理職向けの情報セキュリティ研修を行った。 (３) 標的型攻撃対応手順の確認実施等 日常的なメール開封時における情報セキュリティの意識付けを行うとともに、標的型攻撃を模したメールを職員に配信し、実際の対処方法を確認する訓練を実施した。また、不正通信を発見した際の迅速な報告と組織対応の認識の強化を目的として、インターネット切り離し手順について IT 推進課で確認した。 加えて、他の組織等で発生した事例を踏まえた注意喚起やメール誤送信の防止に関する注意喚起を行った。 ３. 政府系機関主催の研修会等への参加 担当職員の情報セキュリティ・インシデントの知識や技術の向上を目的として、文部科学省、内閣サイバーセキュリティセンター、警察庁、警視庁等が主催した研修会、勉強会、合同訓練や一斉訓練に参加し、インターネットからのサイバー攻撃等の最新知識を習得した。(全８回、延べ３５人参加) 特に 2020 年東京大会に向け、情報セキュリティ・インシデントに対応する専門性を向上させ、大会に向けた準備を遅滞なく進めた。 ４. 情報セキュリティ対策推進計画の実行等 令和元年度に策定した「情報セキュリティ対策推進計画」(４か年計画・令和元年度～令和４年度)について、2020 年東京大会の延期に伴い、令和２年度に見直した２か年計画のうち、研修実施計画等の一部を改定し、以下のとおり取り組んだ。 ・令和２年度に導入した標的型攻撃対策システムを運用するなど技術的対策の強化 ・メール誤送信対策としてメール送信時に宛先や内容、添付ファイルについて確認を促す機能を実装 ・2020 年東京大会会場をはじめとした JSC 内の情報システムにおける情報セキュリティの強化 ・関係規程及び手引書を活用した研修教材の充実 ・全役職員向けの各種情報セキュリティに関する研修の実施 ・メールやイントラネットを活用したオンラインでの注意喚起の実施 ・情報セキュリティ監査の実施 ・情報セキュリティ委員会の開催(令和３年７月５日) 議題 － 情報セキュリティ対策推進計画(令和２年度、令和３年度)の改定について － 実施手順(プロシージャ)の承認の方法について － 令和２年度の教育・自己点検の実施結果について(報告) また、2020 年東京大会の大会期間中における、インシデント発生時の連絡体制、監視体制、即時対応体制等を整備し、情報セキュリティ・インシデント発生に備え、担当職員が待機するなど、有事の際に迅速に対応できるような措置を講じた結果、運営に支障を来すような情報セキュリティ・インシデントは認められなかった。	令和２年度同様に全職員を対象とした研修におけるアンケートの結果を踏まえ、情報セキュリティ対策について、役職員の浸透を図るため、不断の取組を行うとともに、研修教材の内容をさらに充実させ、役職員が情報セキュリティをより適切に遵守できるよう、研修環境を整備していくことが望まれる。 また、情報セキュリティ対策推進計画については、令和３年度の情報セキュリティ監査における指摘を踏まえたり、新たにリスク評価作業や最高情報セキュリティアドバイザーによる助言を取り入れたりすることで、更に質の高い計画を策定し、効果的に取組を実行していく。
--	---	--

４. その他参考情報
特になし

項目別調査 No.	中期目標	中期計画	年度計画
I-1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等 保有するスポーツ施設において、スポーツを「する」「みる」「ささえる」場を提供し、スポーツの振興を図るためには、JSC が長年蓄積してきたノウハウを活用した管理運営を行うとともに、施設利用者が安心して使用でき、満足度の高いサービスを提供する必要があることから、施設利用者のニーズを的確に把握し、それに基づいた管理運営や改善に取り組むこととする。 また、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、政府方針等に基づきながら、適切に対応していくことが必要である。 ＜具体的な取組＞ - サービスの向上を図るため、中期目標期間中に様々な施設利用者へ毎年度2回程度、サービス等の内容についてアンケート調査を行い、その結果から得られた情報を踏まえて必要な改善を実施し、その改善効果を把握する。 - 新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）」「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）等の政府方針を踏まえ、2020年東京大会後の運営の在り方の検討を行う。 - スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、中期目標期間中に施設の早朝営業等の利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営を行う。 - 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について、平成30年度中に結論を出し、その結果を踏まえて具体的な取組を進める。 - 国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上のための研修会の開催、指	Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項 JSC は、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSC が長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた安心感や満足度の高いサービスを提供する。 さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。 (1) 毎年度、保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供する。 (2) 毎年度2回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ、必要な改善を計画的に実施することによりサービスの向上を図る。また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービスの提供に活用する。 (3) 新国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）及び令和元年11月19日に開催された「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」における議論を踏まえ、以下の業務を実施する。 - 適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセッション事業の導入可能性調査を引き続き実施する。 - 令和元年度に実施した2020年東京大会後の整備に係る技術的検証を踏まえ、改修の検討等を進める。 2020年東京大会後速やかに、必要となる図面等を開示した上でマーケットサウンディング等を行う。 - 令和2年秋以降に文部科学省が中心となって構築される民間事業化に係る事業スキームを踏まえ、公募等の個々の手続きを進める。 (4) 毎年度実施するアンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について、費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討し、可能なものから実施する。 (5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について平成30年度中に検討し、結論を出すとともに、検討結果を	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項 JSC は、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、引き続き適切な新型コロナウイルス感染症対策等を実施しつつ、JSC が長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。さらに、国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。 (1) 保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供する。 (2) 年2回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ必要な改善策を検討し、計画的に実施することによりサービスの向上を図る。また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービスの提供に活用する。 (3) 国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）及び令和元年11月19日に開催された「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」における議論を踏まえ、引き続き、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、マーケットサウンディング等を行い、文部科学省を中心に構築される民間事業化に係る事業スキームを踏まえ、公募等の手続きを進めるとともに、令和元年度に実施した2020年東京大会後の整備に係る技術的検証を踏まえた改修の検討等を進める。 (4) アンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討する。 (5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、平成30年度に行った今後の在り方の検討結果を踏まえ、以下の取組を進める。

	導参考資料の作成をするとともに、一般登山者への安全な登山の基礎的な知識や技術の普及・啓発を含め、中期目標期間中に機能や役割について見直しを行う。	踏まえて具体的な取組を進める。 (6) 平成 30 年度において、高校登山部顧問教員等を対象とした研修会の開催や指導者用テキスト等の資料を作成するとともに、毎年度、安全な登山の基礎的な知識や技術に関する啓発資料等により、登山指導者や一般登山者への安全登山に関する情報発信を行う。 (7) 国立登山研修所の主催事業を見直し、登山リーダー研修会等新たな枠組みによる登山指導者の育成を検討する。また、国立登山研修所の今後の機能や役割については、令和 3 年度末までに業務内容を検証し、国立登山研修所が実施すべき業務を整理するとともに、結果を踏まえた見直しの方向性について令和 4 年度末までに検証する。	① 令和 2 年度に策定した「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料収集方針」に沿って資料収集の適正化を図るとともに、既存資料の分散保管を引き続き行う。 ② 所蔵資料について整理し、精緻化した目録情報を基に、スポーツ関係資料に関する情報の適切な管理と公開方法を十分に考慮した「スポーツ・デジタルアーカイブ」のシステム開発に取り組む。また、本システムをプラットフォームとして、スポーツ関連博物館、図書館等とのネットワーク推進の基盤づくりを行う。 ③ 令和 3 年度に開室した「秩父宮記念ギャラリー」及びその他の地域で展示活動を行い、所蔵資料の積極的活用にも努めるとともに、将来のスポーツ博物館での展示方法や運営に関するノウハウの蓄積を図る。 (6) 国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上、安全な登山に関する普及啓発及び登山指導者を養成するために、以下の取組を行う。 ① 高校登山部顧問教員等の参加を促進するため、オンライン研修と実地での対面研修を連携させたハイブリッド形式による効果的な研修会を開催するとともに、指導者の更なる資質向上及びより多くの指導者育成を図るため、「新しい登山指導者用テキスト」を充実させる。また、登山指導者や一般登山者へは、従来の対面式セミナーの実施や啓発資料の提供に加え、オンラインを活用したセミナーや動画配信等のコンテンツの充実を図るとともに、登山関係機関等と連携し、より広く情報発信を行う。 ② これまでに開催した研修会等のノウハウ等を活用した講義手法を充実させ、より登山指導者の育成に資する研修会を開催する。また、安全登山に向けた普及を促進していくため、「国立登山研修所機能向上検討委員会」において、今後の機能や役割を整理し、その結果を踏まえた見直しの方向性について検討する。
1ー2 国際競技力向上のための取組	2. 国際競技力向上のための取組 「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成 27 年 11 月 27 日閣議決定)や「競技力強化のための今後の支援方針(鈴木プラン)」(平成 28 年 10 月 3 日スポーツ庁長官決定)、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターについて、その機能の整備・充実を図りながら JOC、JPC 及び中央競技団体等と連携し、2020 年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。	2. 国際競技力向上のための取組に関する事項 JSC は、国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターの機能の整備・充実を図るとともに、JOC、JPC 及び中央競技団体等と連携し、2020 年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上を図る。 (1) JOC 及び JPC 等と連携し、各中央競技団体がシニアとジュニア(次世代)のトップアスリートの強化等を 4 年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、PDCA サイクルの各段階で多面的にコンサルテーションやモニタリング等による支援を行うなどにより課題等を明確にし、関係機関と情報共有を図り、中央競技団体の強化戦略プランの実効化を支援する。 (2) JOC、JPC、JSP0 及び中央競技団体等と連携し、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される将来有望なアスリート(次世代アスリート)の発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う。	2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項 ハイパフォーマンススポーツセンター(以下「HPSC」という。)内において万全な感染症対策を講じ、施設の安全・安心な環境を整えた上で機能の整備・充実を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。))及び中央競技団体(以下「NF」という。)等と連携し、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上に寄与する。 (1) JOC 及び JPC 等と連携し、各 NF がシニアとジュニア(次世代)のトップアスリートの強化等を 4 年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、中長期の強化戦略の策定及び改善支援を行う。また、進捗状況の確認、情報提供及び協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決 支援等を行い、NF の強化戦略プランの実効化を支援する。 (2) JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSP0」という。))及び NF 等と連携し、将来オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への以下の支援を行う。

	＜具体的な取組＞ ・JOC 及び JPC 等と連携し、各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。これにより、中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。 ・JOC、JPC 及び JSP0 等との連携により、地域に存在している将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くなどオリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。）・パラリンピック競技大会（以下「パラリンピック」という。）等で活躍が期待されるアスリートの輩出に向けた戦略的な支援を実施する。 ・ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制としてハイパフォーマンススポーツセンターの機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。 ・事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。	（３） JOC、JPC、各中央競技団体等と連携し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、支援の更なる充実に努める。 （４） ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析やアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）を一元的に管理するシステムの構築・活用により、効果的・効率的に強化活動を支援する。 （５） オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、良好なコンディションで競技を行えるよう、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療・アスレティックリハビリテーション、障害等の予防に関する啓発等を行う。 （６） 各地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、ハイパフォーマンススポーツセンターの機能を地域に展開するとともに、ハイパフォーマンススポーツセンターにおけるスポーツ医・科学・情報分野の人材育成機能を強化する。 （７） 国内外の研究機関等との連携を強化し、国際競技力向上に資するスポーツ医・科学、情報等に関する研究及び競技用具の機能向上のための技術等の開発を行う。 また、国内外の学術誌等への論文の掲載、シンポジウム・セミナー・研修会等での発表などを通して研究成果の普及に努める。 （８） 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。	・有望アスリート海外強化支援 ・次世代ターゲットスポーツの育成支援 ・アスリートパスウェイの戦略的支援 （３） JOC、JPC、各 NF 等と連携して、協働チームによるコンサルテーション等を通じて課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的に支援を行う。 （４） 国内外のスポーツ政策・施策の最新情報や競技大会結果などのハイパフォーマンスに関する情報を、これまでに構築された国際連携ネットワークも活用しながら調査、収集、蓄積し、分析・評価を行い、各 NF 等に対して定期的・継続的に提供する。また、HPSC 内で保有するアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）をシステムで一元的に管理し、有効活用するための分析方法を検討するとともに、トップアスリート及び NF の利用を促進する。 （５） 国際競技大会において、アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、メディカルチェック、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療、HPSC の各種機能（スポーツクリニック、宿泊施設、トレーニング施設、ハイパフォーマンス・ジム、栄養・心理相談等）を最大限に活用したアスレティックリハビリテーション等を行う。また、JOC の医学サポート部会や JPC の強化委員会、NF 等の強化スタッフと連携し、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニング等の情報を共有し、アスリートにアドバイスを行う。 （６） 地域のスポーツ医・科学センターや大学、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点等の資源を有効活用し、NF のニーズを踏まえて HPSC の機能を地域に展開するとともに、HPSC におけるスポーツ医・科学分野の人材育成機能を強化する。また、情報共有システムやデータベースの活用により、HPSC と関係機関との連携を強化する。 （７） 2024 年パリ大会、2026 年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会を見据えて、国内外の研究機関等との連携を強化しながら、国際競技力向上に資するハイパフォーマンススポーツ研究（人文・社会科学研究を含む。）を推進するとともに、競技用具の機能を向上させるための研究を NF 大学等と連携し実施する。なお、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進し、社会への展開を図る。 （８） 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。
Iー3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施 スポーツの振興を図るため、スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下、「スポーツ振興助成制度」という。）について、十分な財源の確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。	3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項 スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下「スポーツ振興助成制度」という。）は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。 特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源であるため、くじ市場が減少傾向にあり、安定的	3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項 スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。スポーツ振興基金による助成については、その安定的な運用を図るとともに、スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえ、安定的かつ効果的な助成を行う。スポーツ振興くじについては、売上目標を 1100 億円とし、その具体的な取組内容はスポーツ振興投票等業

	る。 特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努めるとともに、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行う必要がある。 ＜具体的な取組＞ ・スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。 ・助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法による事業効果の測定等により行うこととする。 ・スポーツ振興助成制度については、その制度主旨が国民に理解され、広く社会に浸透するような取組を行う。	な売上を確保することの難易度が高まってきている状況を踏まえながら、助成財源の確保に努めることとする。 また、スポーツ振興くじの助成金の配分に当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえた効果的な助成や評価結果による助成メニューの見直し等を行うことにより、地域のスポーツ参画人口の増加に努める。 (1) スポーツ振興くじの安定的な売上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 特約店やインターネット販売等の各チャネルの特長を活かした販売方法の工夫を行う。 ② 商品の開発に当たっては、魅力的なものとなるよう、十分な市場調査等を行う。 ③ 広告宣伝の効果を継続的に検証し、より効果的・効率的な広告宣伝を実施する。 (2) スポーツ振興くじによる助成金の配分に当たっては、安定的・計画的な助成を行うとともに、より効果的な助成となるよう、次に掲げる取組により、助成メニューの見直しを行う。 ① アンケートやヒアリング等を通じて、地方公共団体、スポーツ団体からの地域スポーツの振興に関するニーズ等の把握に努める。 ② 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部有識者で構成されるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議結果を踏まえて評価を行う。 (3) スポーツ振興助成制度の主旨が広く社会に普及・啓発されるよう助成団体等の協力を得ながら、CMやウェブサイト等を活用して助成活動を紹介するなどの広報を行う。 (4) スポーツ振興投票等業務については、民間の経営手法を活用するなどして、効果的・効率的な運営を行う。	務に係る令和4事業年度事業計画によることとする。 (1) スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行う。 ① ニーズ等の把握助成対象団体に対してアンケートやヒアリング等を行い、ニーズ等の把握に努める。 ② 助成事業の評価助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価する。 (2) 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会等を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図る。 (3) 助成金の公正な配分のため、助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定する。 (4) 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図る。 (5) 助成制度の趣旨については、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めるなどして、普及・浸透を図る。
1ー4 スポーツ・インテグリティの保護・強化	4. スポーツ・インテグリティの保護・強化 クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号）を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務を実施する他、「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（平成30年12月20日スポーツ庁）を踏まえたスポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。	4. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項 スポーツにおけるドーピングの防止活動を行うことによりスポーツ競技大会における公正性の確保に努め、特に2020年東京大会に向けて重点的に対応する他、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組を行うことにより、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。 (1) ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為に対処するため、関係機関と連携を図り、インテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動。）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、JADAに情報提供を行う。	4 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項 スポーツにおけるドーピングの防止活動（以下「ドーピング防止活動」という。）を行うことによりスポーツ競技大会における公正性の確保に努め、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組を行うことにより、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。 (1) ドーピング防止活動については、以下の取組を行う。 ① ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に情報提供を行う。また、上記の実施を強化するに当たり、JADAと更なる連携を図る。

	＜具体的な取組＞ ・JADA 等の関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施することを通じて、ドーピング検査だけでは対処しきれないドーピング防止活動を推進する。 ・公正かつ適切に日本アンチ・ドーピング規律パネル（有識者で構成される聴聞会の開催により、アンチ・ドーピング規則違反について、その事実の有無を認定し、措置を決定する機関）の運用を行う。 ・スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向及び国内のスポーツ・インテグリティに関する現況等を把握するとともに、このような情報を国内の関係機関及び団体に情報提供すること等を通じて、我が国のスポーツ・インテグリティの保護・強化を図るための体制を構築する。 ・スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するためのモニタリングを継続的に実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。 ・スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を令和２年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。 ・令和元年度中に弁護士、公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会の仕組みを創設し、令和２年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者調査に関する支援を行う。 ・スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNS による相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。	（２）インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。 （３）インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、競技団体職員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADA や関係団体と連携してスポーツ関係者に対する研修会の開催を通じた広報活動に取り組む。 （４）我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集するとともに、連絡会議等における JADA や関係団体等への情報提供を通じてインテリジェンス活動に対する理解を促進する。 （５）法律家及び医師等のうちから適切な者を日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聞いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。））委員として任命する。また、規律パネルが独立し、アンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持することにより、同パネルを着実に運用する。 （６）スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・情勢について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び同報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、連絡会議等を通じスポーツ庁、スポーツ団体及び関係機関に提供するための体制を構築し、我が国のスポーツ・インテグリティの保護・強化を図ることに寄与する。 （７）スポーツ団体におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況を把握するためのアンケート調査等を定期的の実施し、その変化を観察・分析するためのモニタリングを実施する。 （８）モニタリングの結果をスポーツ団体に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。 （９）スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を令和２年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。 （１０）弁護士・公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会について、令和２年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者調査に関する支援を行う。 （１１）スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNS による相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。	② インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。 ③ 2020 年東京大会に向けて構築した国内外の関係各機関とのネットワークを活用し、高度化するドーピングに関する情報収集を行うなど、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの更なる推進を図る。 ④ インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、スポーツ団体役員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADA やスポーツ団体と連携してスポーツ関係者を対象に開催される研修会等を通じた広報活動に取り組む。 ⑤ 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集する。また、諸外国のアンチ・ドーピング機関及び国内スポーツ団体とネットワークを構築し、連携を図る。 ⑥ 日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聞いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。））が独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持するとともに、国際基準に基づき、規律パネルを着実に運用する。 （２）スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集・活用及びNFのモニタリングについては、以下の取組を行う。 ① スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・状況について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁及びスポーツ団体等に提供する。 ② NFにおけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況をモニタリングするためのアンケート調査等を定期的の実施し、その変化を観察・分析する。 ③ モニタリングの結果を該当のNFに提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。 （３）スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を安定的に稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。 （４）弁護士、公認会計士等により構成される「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」の運用を通じて、NFに不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じ、第三者調査に関する支援を行う。 （５）スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度に導入した SNS による相談窓口の積極的な活用を促進するとともに、関係団体等への情報提供を通じて暴力・ハラスメント防止啓発を促進する。
--	--	---	---

I—5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実	5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実 学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付業務から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校事故防止策の普及や安全教育の充実支援等を行う。 ＜具体的な取組＞ ・災害共済給付業務においては、引き続き、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務運営の効率化等の改善に取り組み、社会情勢に対応した給付を行う。 ・学校安全支援業務においては、災害共済給付業務から得られた事故情報を学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、教職員まで行き渡るように工夫するほか、学校安全に関する団体等の新たな連携・協力関係を構築することにより、学校における事故防止の取組を支援する。	5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項 災害共済給付については、学校の管理下の災害に対し給付を行う公的制度として、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、子ども子育て支援のための新施設設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。 また、学校安全支援については、給付業務から得られた事故情報を学校関係者へ分かりやすく提供を行うとともに、関係団体との新たな連携・協力の下、学校現場における事故防止の取組を支援する。 (1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。 ① 日々の審査に従事する審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るための研修を充実させる。 ② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会へ付議するとともに、学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を実施する。 ③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。 (1) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対して、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁・自治体との連携・協力の下、毎年度制度説明チラシ等の配布や説明会の開催等の加入促進の取組を行い、中期目標期間を通じて加入率を増加させる。 (2) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件の内容を精査し、対応策を検討した上で、ホームページ、説明会、機関誌等を活用し、毎年度利用者への制度周知等を行い、中期目標期間を通じて差戻し件数を減少させることにより、利用者の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図る。 (4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、「死亡・障害事例集」等を毎年度作成し、設置者へ送付するとともに、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供する。また、学校現場において事故防止のための対策に活用されることを促進するため、都道府県教育委員会等と連携し、教職員を対象とした研修会・講習会等を通じて周知するとともに、効果的な学校安全資料の活用方法の例示等を行う。	5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項 災害共済給付業務の実施においては、公正かつ適切な給付を着実に実施するとともに、子ども子育て支援のための新施設設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。また、学校現場における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。 (1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。 ① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例のケーススタディ等の統一的な研修を年4回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。 ② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査専門委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を行う。 ③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。 (2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対しては、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、契約締結期限の延長により、年度途中の加入が可能となったことを周知する。また、未加入施設数の多い地方公共団体を中心に、加入促進の取組（説明会の開催、制度説明チラシの配布等の協力依頼）を行うことに加え、災害共済給付制度及び加入手続等に関する相談窓口を設置し加入促進を図り、同施設の加入率を65%以上とする。 (3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件を削減するために、給付金請求時の留意点等について、ホームページ、説明会、機関誌等を活用して利用者へより一層の周知等を行う。また、利用者の利便性の向上や業務の効率化等の改善の促進のため、引き続き、公正かつ適切な給付を確保しつつ、学校の負担軽減にもつながる改善策を検討する。これらのことにより、平成29年度の差戻し件数と比較して10%以上削減する。 (4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場における活用を促進するため、以下の取組を行う。 ① 災害共済給付業務から得られた災害事例等を整理・分析した上で、「学校の管理下の災害」等を作成し、配布するとともに、「学校事故事例検索データベース」の更新を行う。 ② 事故等のデータを学校現場における事故防止対策に有効に活用できるよう、会議等により収集・蓄積した学校関係者等のニーズに即した情報を分かりやすくまとめ、ホームページ等で提供する。 ③ 教育委員会及び関係機関が開催する教職員を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、活用実態を踏まえ、
------------------------------------	--	--	---

		(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、重大事故に繋がる要因分析等を行い、その結果を踏まえた事故防止の留意点を検討するため、医学・歯学、教育、学校安全等の外部有識者による「学校災害防止調査研究委員会」の活動を充実する。また、中期目標期間を通じて学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築し、上記の学校安全資料が、学校において効果的に活用できる方法を検討し周知することで、学校現場における事故防止の取組を支援する。	学校安全資料の活用方法の例示等を行う。 ④ 学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得るとともに、個々の資料等の活用の実態を把握した上で、更なる活用促進策を検討する。 (5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、事故防止の留意点を検討するとともに、学校現場における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。 ① 重大事故に繋がる要因分析等については、体育活動中の事故などその時々課題等を踏まえ、「学校災害防止調査研究委員会」において調査・研究課題を選定し、学校現場における事故防止対策に有用な調査・研究を推進する。また、災害共済給付における実地調査等により事故の詳細情報及び事故後の再発防止策等を収集・蓄積し、事故防止対策の調査研究等に活用する。 ② 学校において学校安全資料が効果的に活用できる方法を検討するため、「学校災害防止調査研究委員会」等の委員の協力を得ながら、大学や教育委員会を含め、学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築する。
I－6 国内外の情報の分析・提供等	6. 国内外の情報の分析・提供等 社会全体でスポーツを振興するために、スポーツ団体にとどまらず、様々な関係者と相互に連携・協働を推進するとともに、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開するため、国内外のネットワークや海外拠点を活用して収集・分析したスポーツに関する情報を政府、地方公共団体、スポーツ団体等へ提供することにより、国内外における我が国のスポーツ振興に役立てる。 ＜具体的な取組＞ ・海外スポーツ機関とのネットワーク及び海外拠点の活動等の充実を図り、スポーツを通じた国際交流による地域活性化、諸外国のスポーツ国際戦略、国際スポーツ界の最新動向等に関する情報の収集・分析を行う。 ・国内外の関係機関との連携・ネットワークの充実及びそれを活用した国際連携活動を行う。 ・スポーツ未実施者等のスポーツ参加促進等に資する国内外の最新取組に関する情報の収集・分析を行う。 ・地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進するため、地方公共団体等との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK（以下「JSN」という。））に基づく取組の充実を図る。 ・収集・分析した情報については、的確な分析等により情報の精選を行った上で、スポー	6. 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関、及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する国内外の最新の取組や動向等の情報を継続的に毎年度100件以上収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に有効な情報を提供することを通じて、我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進を図る。 業務の展開に当たっては、国内で開催される大規模国際スポーツイベントを踏まえつつ、中期目標期間を通じて各業務で着実に成果を創出できるよう、年度毎の優先度を設定して実施する。 (1) 組織間の連携協力に関する覚書（MOU）を締結している諸外国の政府系スポーツ組織とのワークショップや当該機関関係者の日本訪問時などの機会を活用したミーティング等を通じて、諸外国のスポーツ政策や国際スポーツ戦略に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、公開情報では把握できない情報を収集し、分析する。 (2) スポーツに関連する国際機関によるプロジェクト等を通じて、スポーツを通じた地域活性化や国際社会の調和ある発展への貢献に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。 (3) JSC ロンドン事務所を活用して在英邦人機関との連携や欧州のスポーツ機関との情報交換を行うとともに、新たなスポーツ機関や関係者とのネットワークの構築を進める。また、今後の海外拠点の在り方について、令和2年度末までに検討する。 (4) スポーツ国際戦略のアジア展開プラットフォームとしてのアジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）に参画し、情報交換の場として有効に活用できるよう、アセアン諸国をはじめとするアジア各国のスポーツ機関と国内スポーツ機関との連携活動を支援する。 (5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）に基づく取組として、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、参加自治体と協	6 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進に資するため、諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等の情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に提供する。 (1) 組織間の連携協力に関する覚書（MOU）を締結している諸外国とのネットワークを活用し、公開情報では把握できないスポーツ政策・施策や国際的な動向に関する情報収集・分析を効果的に行うとともに、必要に応じて、オンラインの活用も含めた JSC 内外の関係者が直接情報収集可能な連携の機会を創出・提供する。 (2) 国連機関、国際団体等と連携・連動しながら、「スポーツと持続可能な開発（SDGs）」に関する共通指標の開発等に取り組むなど、国際協力分野においてスポーツを通じた国際社会の調和ある発展を国内外に普及させていく。 (3) 令和2年度に検討した海外拠点の在り方及び国内外の情勢を踏まえ、国際スポーツ界等とのつながりを活用し、更なる情報収集・発信及び日本のプレゼンス向上に寄与するため、ローザンヌに海外拠点を設置するとともに、オンラインの活用も含めた当該機能の強化に取り組む。 (4) アジアスポーツ研究強化拠点連合（以下「ASIA」という。）の委員長として、当該組織の戦略立案と、基盤整備・諸活動の推進を牽引するとともに、ASIAを活用して、地方公共団体や国内スポーツ機関にアジア各国の情報を提供し、今後の連携活動につながるネットワークの構築を支援する。 (5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）に基づく取組として、参加している地方公共団体へのメール配信やセミナーの開催等により、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の

	ツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体、及びスポーツ団体等に対して、メール配信や SNS の活用などの多様な方法により提供する。また、提供した情報が提供先でどの程度活用されているかを把握し、より一層の効果的な活用が可能となるよう戦略的な提供方法を検討する。	力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行うなど、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進する。 (6) 子供や女性、障害者、高齢者のスポーツ参加促進、及びスポーツ未実施者等のスポーツ参加促進、スポーツを通じた国際交流・国際貢献等に関する最新の情報をウェブサイト、学術誌等の公開情報及び国際機関とのメール等によるコミュニケーションにより収集し、その特徴や傾向を分析する。 (7) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及び国際競技連盟が発行する機関誌等により国際スポーツ界における最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。 (8) 収集・分析した情報をデータベース化するとともに、スポーツ関係者や地方公共団体関係者を対象としたメーリングリスト及びフェイスブック等を活用し、最新情報を適時提供する。 (9) スポーツ庁との定期的な会議やスポーツ庁が設置する有識者会議、JSC が開催するセミナー等の中で収集・分析した情報を提供する。 (10) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているかをアンケート調査等により把握し、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の方法を検討する。	取組・動向に関する情報提供を行うとともに、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働の推進に資するため、参加している地方公共団体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行う。 (6) 生涯にわたるスポーツ実施の阻害要因を踏まえたスポーツ参加の脱落防止や継続促進に関わる情報、働き世代や子育て世代等、ライフスタイルやライフイベントにおいてスポーツ参加が困難なスポーツ未実施者のスポーツ参加に関わる情報、国内外におけるスポーツを通じた社会活性化や国際交流・国際貢献、2020 年東京大会後における持続的・発展的なスポーツ振興等に関わる情報を収集し、その特徴や傾向を分析する。情報の収集に当たっては、ウェブサイト、国内外各種メディア、学術誌、SNS 等の公開情報を活用する。 (7) オープンソース及び国際イベント等において、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟等の国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報を収集・分析し、提供する。また、各国の国際的な影響力を比較検証するための評価指標開発に向け、各国の国際競技連盟等役員ポスト保持者数及び国際イベント開催数に関する情報を収集・分析し、スポーツ庁等に分析結果を提供する。 (8) 上記(1)から(7)までの活動を通して年間 100 件以上の情報を収集・分析する。収集・分析した情報は、データベースに蓄積し、ウェブサイト、メール、オンラインミーティング等を通じて、スポーツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体及びスポーツ団体等に対して適時提供する。また、スポーツ庁との定期的なミーティング（国際スポーツラウンジ等）において国際スポーツ機関の動向に関する情報提供を行うとともに、スポーツ国際戦略の推進に寄与することを目的に、スポーツ庁が設置する有識者会議や部会等で情報提供を行う。 (9) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているか、スポーツ庁や地方公共団体、スポーツ関係団体等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。また、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の内容や方法を検討する。
II 業務運営の効率化に関する事項	IV. 業務運営の効率化に関する事項 業務運営に関しては、業務の質の確保に留意しつつ、事業の見直し・効率化を進め、一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度比 5 % 以上の削減を図る。また、人件費については、中期目標期間の最終年度において、平成 29 年度比 5 % 以上の削減を図る。 ＜具体的な取組＞ ・毎年度、既存業務の点検・評価を行い、事業の見直し・効率化を行うとともに、令和元年度までに他法人与共同した物品の調達などの間接業務の共同実施について検討する。 ・「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）に準じ、業	II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 2020 年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、JSC を取り巻く状況の変化に対応しつつ、業務の質の確保に留意し、業務運営や組織体制を見直すことにより、一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標期間の最終年度において、それぞれ平成 29 年度比 5 % 以上の削減を図る。 (1) 毎年度、既存業務の必要性・効率性・有効性について点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。 (2) 他法人との消耗品等の共同調達をはじめ、間接業務の共同実施について、令和元年度末までに費用対効果や実現可能性等、様々な観点からの検討を行い、他法人との調整等が整ったものから、順次実施することにより事務の効率化を図る。 (3) 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）に準じ、業務の効率化を図るため、令和元年度末までに法人全体に共通する業務について優先的に電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど、費用対効果をはじめとして実現可能性を検証し、その結果	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置 一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標に定められた削減率の達成を目指すため、以下の取組により業務の効率化を推進する。 (1) 既存業務の必要性・効率性・有効性について、業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政策・施策の動向等を踏まえて点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。 (2) 他法人与コピー用紙の共同調達を実施する。また、その他の間接業務の共同実施については、過去に実施した他の独立行政法人へのヒアリング等を踏まえ、費用対効果や実現可能性等の検討を行い、実施可能なものから順次実施する。 (3) 「働き方改革」に資する法人全体に共通する業務効率化を図ることを目的として、テレワークの活用を推進するための環境整備を図るとともに、オンライン会議の活用促進等による会議運営の効率化やペーパーレス化に取り組む。また、事務処理の電子化については、既存システムの利便性向上等、

	務の効率化等を図るため、令和元年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。 ・理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度 3 回実施し、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。 ・一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）については、毎年度既存業務の点検・評価等を通じて効率化を進める。 ・給与水準については、毎年度国家公務員の水準を十分に考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する「調達合理化計画」の取組を着実に実施する。 ・全ての内部規程等を確認し、業務が非効率となっている又は実態に即していない規程を令和 2 年度末までに見直すことにより、業務の効率化と適正化を図る。 ・資産の適切かつ効率的な管理のために、毎年度 1 回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営が可能となる体制を整備する。	を踏まえて実施する。 (4) 理事長のガバナンス等に関する点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度 3 回実施し、内部統制の推進状況や課題と業務の取組状況について意見交換を行うとともに、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。 (5) 業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。 (6) 人件費（法律等により新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。 (7) 給与水準については、国家公務員の水準を十分に考慮し、毎年度、当該給与水準について検証を行い、適正な水準を維持するとともにその検証結果や取組状況をホームページに公表する。 (8) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。 (9) 全ての内部規程や業務マニュアルについて、業務が非効率となっているか又は実態に即していない内容となっているかという観点で令和 2 年度末までに内容を順次見直し、業務の効率化と適正化を図る。 (10) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため毎年度 1 回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営を行うための体制や規程等の見直しなどを進める。	業務効率化に向けて引き続き検討する。 (4) 外部有識者で構成する「運営点検会議」を年 3 回実施し、法令遵守事項をはじめとする内部統制の推進状況や業務の取組状況等についての具体的な課題に対し、点検や助言を受ける。また、その結果を法人の業務運営及び組織の見直しに活用する。 (5) 中期目標における重要度、難易度を考慮した上で、既存業務の点検・評価等による業務の見直しを行い、一般管理費及び事業費について十分に精査した上で予算配賦を行うとともに効率的に執行する。 (6) 平成 30 年度に策定した人員計画を、社会情勢の動向も踏まえ、引き続き必要に応じて見直し、人件費を効率的に執行する。 (7) 給与水準については、国家公務員の水準を十分に考慮した上で、法人の給与水準を検証し、必要に応じて制度等の見直しを行い、適正化に取り組む。検証結果や取組状況については、ホームページに公表する。 (8) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年 10 月 18 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。また、契約監視委員会や入札監視委員会による審議及び監事による監査を受け、合理化・適正化の取組状況をホームページにより公表する。 (9) 業務の効率化と適正化を図るため、業務マニュアルについて、見直すべき対象を明確にした上で、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」が定める点検・更新期間等を通じて、順次更新作業を行う。 (10) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため毎年度 1 回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえ、引き続き効率的な業務運営を行う。
Ⅲー 1 Ⅲー 2 予算の適切な管理と効率的な執行等 自己収入の拡大	Ⅴ. 財務内容の改善に関する事項 1. 予算の適切な管理と効率的な執行等 業務の成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況を一元的に管理するなど効率的な執行に取り組む。 < 具体的な取組 > ・独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 ・運営費交付金債務に留意し、予算を計画的に執行する。なお、残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、解消を図る方策を講ずる。 ・予算の適切な配賦や効率的な執行など経営	Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 予算の適切な管理と効率的な執行等 業務成果の最大化を実現するため、中期目標期間を通じて適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況の一元的な管理や、定期的かつ適時の予算配賦の見直しなどを行うことにより、予算を計画的・効率的に執行する。 (1) 中期目標で示された業務に応じた適切な収益化単位の業務を設定し、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にするとともに、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。また、予算と実績を管理する上で得た情報を基に効果的な予算配賦を行う体制を構築する。 (2) 運営費交付金を効率的に執行するため、適切な予算配分等を行う。また、予算執行計画を定期的に見直すことを通じて、運営費交付金の残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、発生原因に応じて解消を図る。 (3) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うと	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 1 予算の適切な管理と効率的な執行等 (1) 業務成果の最大化を実現するため、既存業務の必要性・効率性・有効性についての点検・評価を踏まえた適切な予算配賦について、役員会で審議し決定するとともに、特に経営方針に適合した弾力的な運用にも配慮する。また、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配賦の見直しを年 2 回程度行うこと等により、予算を計画的・効率的に執行し、運営費交付金の残高に留意するとともに、その解消を図る。あわせて、次年度以降の効果的な予算配賦に資するため、予算配賦の見直し等において情報の収集・分析を行う。 (2) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うととも

	努力を継続し、国への財政依存度の減少に努める。 - 資金の長期借入等を行う場合は、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 2. 自己収入の拡大 自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源を確保し、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ3%以上の増加を図る。 ＜具体的な取組＞ - スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、定期的に利用料金の検証を行う。 - インターネットを通じ広く寄付金を募るなど新たな寄附金の獲得方策を行う。 - ネーミングライツの導入が行われていない施設について導入を検討する。	ともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 2. 自己収入の拡大 自己収入について、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ3%以上の増加を図るため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、多様な財源の確保に努める。 (1) スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を定期的に検証し、適正な利用料金を設定する。 (2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、他の独立行政法人の事例や費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、取組を実施する。 (3) ネーミングライツの導入が行われていない施設への導入可能性について、類似施設の情報収集及び効果・影響の検証等を踏まえて検討し、令和元年度末までに結論を出す。	に、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 2 自己収入の拡大 自己収入について、中期目標を達成するため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、中期目標期間中に多様な財源を確保できるよう、平成30年度に作成した自己収入の拡大のためのロードマップに沿って以下の取組を行う。 (1) スポーツ施設について、更なる利用促進に向けた取組を行うとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を検証し、適正な利用料金を設定する。 (2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、令和2年度に試行実施したクラウドファンディングにおいて明らかとなった課題を整理した結果を踏まえて、実施可能なものから順次実施する。 (3) 令和元年度に策定したネーミングライツの導入に関する方針を踏まえ、必要に応じて情報収集を行う。
IV－1 長期的視野に立った施設整備の実施	VI. その他業務運営に関する重要事項 1. 長期的視野に立った施設整備の実施 長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、その計画に基づいた整備を行うとともに、バリアフリー改修など施設利用者のニーズを的確に踏まえた整備を行う。 ＜具体的な取組＞ - 新国立競技場については、関係閣僚会議の点検を受けながら、整備計画に基づき、着実な整備を推進する。 - 長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を令和2年度までに作成し、その計画に基づいた着実な整備を行う。 - 施設利用者のアンケート調査等から施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。	VII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 1. 長期的視野に立った施設整備の実施 長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。 (別表－19を参照) ※上記は、中期計画上の記載であり、本資料には添付していない。 (1) 新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」(平成27年12月22日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定)に基づき、スポーツ振興くじの売上確保等により必要な財源を確保する。その際、新国立競技場整備計画経緯検証委員会報告書等を踏まえて整備したプロジェクト推進体制及びスポーツ体制の下、以下の取組を実施する。 ① 専門人材の配置等による体制の強化 ② 「新国立競技場の整備計画」において設定された工期、コストの上限に基づくマネジメントの実施 ③ 定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上 ④ 関係閣僚会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告 (2) 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることに鑑み、長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画として「インフラ長寿命化計画(行動計画) (平成27年3月	VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 1 長期的視野に立った施設整備の実施 長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画に基づき、計画的な整備を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行う。(別表－13を参照) (1) 秩父宮ラグビー場については、令和3年度に引き続き、神宮外苑地区市街地再開発事業の枠組の中で移転整備のための手続きを行う。具体的には、スポーツ庁が主催する「ラグビーの振興に関する関係者会議」において決定された「秩父宮ラグビー場移転整備の基本的考え方」(令和3年1月15日決定)を踏まえPFI事業(BT＋コンセッション方式)として進めるため、適正な手続きを経て事業者を選定する。なお、移転整備全般において、関係機関と連携し、スケジュールを遵守するなど適切に進める。 (2) 「独立行政法人日本スポーツ振興センターインフラ長寿命化計画(行動計画)」及び「同(個別施設計画)」に基づき、利用者の安全・安心な施設環境の提供を第一に、老朽改修等の施設整備を推進する。

		文部科学省)」に基づく「個別施設計画」を令和２年度末までに策定するとともに、計画的に施設整備を推進する体制を構築する。 (３) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、毎年度、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。	(３) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握・整理し、対応可能なものから整備する。
IV－２ 内部統制の強化	２．内部統制の強化 前中期目標期間において、新国立競技場の整備に端を発したガバナンス体制の不備及び会計検査院から不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や監査体制の強化など内部統制の強化の取組を推進する。 <具体的な取組> ・内部統制に関する職員の認識を調査し、その結果から導き出された必要な対策を行うとともに、継続的な職員研修会等の意識改革の取組を行う。 ・監査計画に基づき監視、評価等を行うモニタリングの体制を構築することにより、PDCAサイクルの確立と徹底を図る。 ・内部統制に関するアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、それに基づいた内部統制の取組を推進・強化する。	２．内部統制の強化 前中期目標期間において、新国立競技場の整備に係るガバナンス体制の不備が見受けられたこと、及び会計検査院からの不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、法令等を遵守するとともに、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や内部統制システムの整備を進める。 (１) 経営方針を明確化し、役職員が一体となって法人の目的を達成するため、毎年度、理事長による役職員向けの年度方針説明を行う。 (２) 内部統制に関する役職員の認識について、中期計画期間を通じて定期的にアンケート等により調査し、その結果を踏まえて検討された対策を講じていくとともに、研修等を通じて、内部統制の重要性について浸透を図る。 (３) 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で毎年度作成する年間の監査計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。これらモニタリングの取組を着実に実施することにより、PDCAサイクルの確立と徹底を図る。 (４) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)における内部統制の基本的要素を踏まえ、内部統制の強化に関する 5 年間を見据えたアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを平成 30 年度中に作成し、内部統制委員会や運営点検会議においてその進捗状況を確認することにより、アクションプランに記載した事項を着実に実施する。	２ 内部統制の強化 内部統制については、法令等に対するコンプライアンスに特に留意して業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、JSC 内の内部統制委員会において内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。 (１) 業務運営に係る経営方針を明確化するため、以下の取組を行う。 ① 理事長による経営方針説明を実施するとともに、理事長をはじめとする役員と職員との対話の場を設けるなど、JSC の基本理念、運営方針及び役職員の行動指針の周知徹底を図る。 ② 組織及び業務運営に係る重要な事項に関して、役員会において適切かつ迅速な意思決定を行い、使用した資料を速やかに共有するとともに、運営点検会議等法人運営に関する会議を職員が視聴できる環境を整えることを通じて情報共有に取り組む。 (２) 内部統制に関する課題を抽出するため、令和 3 年度までに実施した職員の意識調査の結果に基づき、明らかになった問題点について対策を図る。また、結果を踏まえ、内部統制に対する職員への更なる理解促進を図り、その重要性についても浸透するよう研修等を実施する。 (３) 業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかモニタリングするとともに、業務実施状況の自己評価を以下のとおり実施する。 ① 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で令和 4 年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促す。また、令和 3 年度の監査の結果により是正又は改善を促した事項があれば、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。 ② 業務運営上の課題及びリスクを明確にし、適切に対応するため、理事長を中心とする役員による定期的なミーティング等により業務の進捗等を適宜共有する。また、理事長を委員長とする自己評価委員会において業務実施状況の進行管理を行い、中期計画及び年度計画の達成状況について自己評価を行う。 (４) 平成 30 年度に作成した「内部統制強化に関する 5 年間を見据えた基本方針」やコンプライアンスのための取組をはじめとした令和 3 年度の内部統制の推進状況を踏まえ、令和 4 年度の内部統制アクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、内部統制アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において定期的に進捗状況を確認すること等により、必要な改善に計画的に取り組む。 (５) リスク管理・危機対応については、リスク管理委員会を中心として、前年度のアクションプログラムの取組状況の検証・モニタリング結果を踏まえ、令和 4 年度のリスク管理基本計画及びアクションプログラムを策定し、リスク対策を着実に実施する。
IV－３ 適正な人員配置等	３．適正な人員配置等 業務の効果的・効率的な実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、組織	３．適正な人員配置等 質の高い業務運営を行い、JSC の目的を確実に達成するため、中期目標期間を通じて専門性のある業務を含め必要な人材の育成・確保に努めるととも	３ 適正な人員配置等 JSC を取り巻く環境を踏まえつつ、変容する社会に対応し、スポーツ振興を通じた新たな価値の創出や社会的課題解決への貢献を行うため、中長期的な戦略

	の機能向上のため、組織運営についても不断の見直しを行うこととする。 ＜具体的な取組＞ ・組織の肥大化を防ぐため、平成 30 年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた適切な人員配置を行う。 ・既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量等を把握することにより、適正な人員配置や組織の見直しを行う。 ・人材確保・人材育成等に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な人員配置を行い、職員の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。 ・男女共同参画の推進及び障害者雇用の推進のための措置を通じて、職場環境の充実を図る。	に、人員の適正かつ柔軟な配置を行い、組織の機能を向上させる。 (1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うことと連動して、平成 30 年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた人員配置を行う。また、作成した人員計画を踏まえた採用や人事交流等を通じて、業務に必要な人材を確保する。 (2) 既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量等を把握することにより、業務の状況を踏まえた適正な人員配置や組織の見直しを行う。 (3) 業務成果の最大化を図るため、JSC 業務の理解、JSC を取り巻く環境・情勢の理解、職階に応じた知識の習得など、多様な研修を計画的に実施する。 (4) 男女共同参画及び障害者雇用の推進に取り組むとともに、ハラスメントの防止、メンタルヘルス対策の推進等の職場環境の充実を図る。	を推進するとともに、質の高い業務運営を行い、組織の機能を向上させるよう、適正かつ柔軟な人員配置を行うため、以下の取組を行う。 (1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うとともに、「人事・人材育成の基本的な考え方」に加え、この考え方を実現するための人員計画の策定等必要な取組を踏まえ、専門性の高い人材を確保するなど、以下の取組を行う。 ① 今中期目標である「人件費 5 %以上の削減」達成のため、計画的な採用を行うとともに、持続可能な組織のため、年齢、性別等のバランスを考慮する。また、研究・支援や施設の整備・管理・運営等の様々な業務に精通した人材を、人事交流、内部登用試験等の多様な方法により確保する。 ② 今中期目標期間において、特に優先度の高いとされた業務を着実に推進しつつ、次期中期目標期間を見据え、専門的知識を有する外部人材を配置するなど、必要な体制を整備する。 (2) 業務の効果的、効率的な実施のため、超過勤務時間の調査や、各部等における固有の状況を把握するためのヒアリングを通じて、業務量を随時検証し、必要に応じた組織体制及び人員計画の適正かつ柔軟な見直しを行う。 (3) 職員の能力や専門性、モチベーションを向上させるため、JSC を取り巻く環境や中長期的な戦略を踏まえつつ、「人事・人材育成の基本的な考え方」等に基づき、「評価」「研修」「異動」を一体的に運用する等効果的な人材育成を図る。 (4) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、ハラスメント防止、メンタルヘルス対策の推進等、以下の取組を行うことにより職場環境の充実を図る。 ① 男女共同参画基本方針における役職員の採用・管理職等の登用に占める女性割合を踏まえ、計画的な男女共同参画のより一層の推進に努める。 ② 業務の効率性にも配慮し、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するよう、社会環境の変化に応じた、テレワーク等の検討を推進する。 ③ 障害者の働きやすい職場環境を整備し、法定雇用率を遵守した採用を推進するとともに、その定着に努める。 ④ ハラスメント防止の取組として、職員の意識調査の結果も踏まえ、役職員の意識向上のための研修等を実施する。 ⑤ メンタルヘルスを含めた労働衛生、役職員の健康管理等の取組として、引き続き、産医業と連携することによる相談・サポート体制の充実を図る。
IVー4 情報セキュリティ対策の強化	4. 情報セキュリティ対策の強化 「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 ＜具体的な取組＞ ・情報セキュリティポリシーを随時見直す	4. 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、中期目標期間を通じて情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。 (1) 情報セキュリティレベルを高めるため、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー（「独立行政法人日本スポーツ振興センター情報セキュリティ管理運用細則」）等の関係規程を適切に見直すとともに、役職員の理解を促進するための手引書を平成 30 年度中に作成する。 (2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にイーラーニング形式のアンケート調査を実施し、理解度の確認と自己学習による	4 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する (1) 情報セキュリティレベルを高めるため、政府が定める「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）及び「統一基準群」等を踏まえ、整備した情報セキュリティ関連規程等の周知徹底を図り、情報セキュリティに關しての理解度の向上を図る。 (2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を昨今の動向を踏まえて実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にアンケート調査を実施し、理解度を測定するとともに研修内容

	ともに、全ての職員が情報セキュリティに関しての理解度が深まるように周知徹底を行う。 ・情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、職員の研修機会の充実を図る。 ・情報セキュリティ監査、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。	理解の徹底を図るとともに研修内容の改善及び充実を図る。 (3) 情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、政府系機関主催の研修会等を有効に活用することにより、職員の研修機会の充実を図る。 (4) 情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に把握し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図るため、情報セキュリティ監査を毎年度実施し、監査結果等を踏まえて改善策を検討し「情報セキュリティ対策推進計画」として取りまとめ、それに基づいた改善策を実施する。	の改善及び充実を図る。 (3) 情報セキュリティに関する業務に従事する職員を対象に、政府系機関主催の研修会等に職員を参加させるとともに、内部研修を実施し、専門性を高めることにより、組織全体の情報セキュリティの充実を図る。 (4) 令和3年度まで実施された情報セキュリティ監査での指摘事項等を踏まえて策定した「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、改善策を着実に実施する。なお、令和4年度は情報セキュリティに係る中長期計画である「JSC 情報セキュリティ対策推進計画（2019-22 年度）」の最終年度でもあることを踏まえ、同計画を見直すなど、今後策定する予定の「JSC 情報セキュリティ対策推進計画（中長期計画）」に反映させ、更なる情報セキュリティ対策の改善を促進する
--	--	--	--